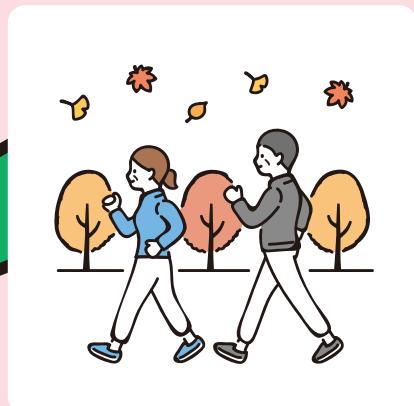
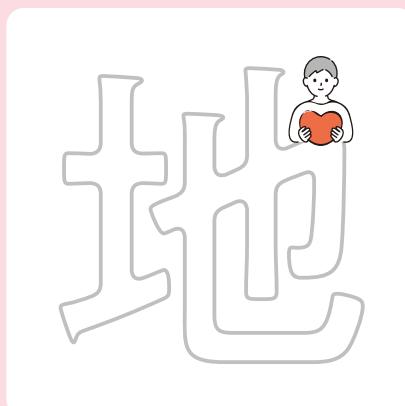


第2次南箕輪村 地域福祉計画

(南箕輪村成年後見制度利用促進計画)
(南箕輪村再犯防止推進計画)

—ともにつくる、ともに暮らす地域—



第2次南箕輪村地域福祉計画の策定にあたって

村では平成29年3月に第1次地域福祉計画を策定し、「知る」、「理解する」、「気にかける」、「一緒に考える」、「手を取り合って行動する」を基本的な考え方として、公的な福祉サービスの充実に加え、ご近所づきあいや有志のボランティア活動なども含めた地域の支え合いの普及に向けて、様々な取組みを行ってきました。この間、地域では新たな通いの場が立ち上がるなど、村民の皆様による取組みが盛んになり大変ありがたいことだと思います。

一方で、転入人口の増加や生活形態の変化により、地域とのつながりが希薄になっていることと、長引く新型コロナウイルス感染症の影響で様々な活動が中断され、互いに気にかけるきっかけがなくなることにより、社会から孤立した人が増えるといったことが危惧されています。

また、ダブル介護や虐待、ひきこもりやヤングケアラーなど、複合的な課題を抱えた世帯も増えています。

そこで第2次南箕輪村地域福祉計画では、「ともにつくる、ともに暮らす地域」を基本目標とし、個々の住民、ボランティア団体、福祉サービスの関係者と行政が連携し、学習し、実践することで、困難を抱える人が埋もれることなく適切な支援につながるよう、共働して地域福祉を推進するための活動指針を定めました。

また、本計画においては、成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画も一体的に策定し、権利擁護と更生保護の理念の普及や、支援体制の構築を目指していきます。

誰一人取り残さない地域共生社会の実現のためには、村民や関係団体、事業者の皆様がこれまでのつながりを絶やすことなく、互いに関わり合うことが不可欠と考えております。今後とも、皆様の一層のご理解とご支援をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました「南箕輪村福祉計画策定懇話会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やワークショップ等にご協力いただきました多くの皆様に、心からお礼申し上げます。



令和4年3月

南箕輪村長 藤城栄文

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画策定の目的	2
第3節 地域福祉に関わる法改正～社会福祉法の改定のポイント	3
第4節 本計画の位置付けと計画期間	5
第5節 計画の策定過程	7
第6節 計画の構成	8
第2章 地域福祉を取り巻く現状・見通しと課題	9
第1節 人口や世帯等の現状と見通し	9
第2節 高齢者・障がい者・生活保護世帯等の状況	12
第3節 地域での支え合いや福祉活動の担い手の状況	15
第4節 本村の地域福祉の主な課題と今後の方針	22
第3章 第2次地域福祉計画の目指す姿と施策体系	24
第1節 基本目標	24
第2節 支援及び実施の方針	25
第3節 各政策の目指す姿	27
第4節 施策体系	28
第4章 施策の展開	29
政策1 お互いを認め、つながり、支え合う地域をつくる	29
1-1 支え合いの大切さの啓発と活動への関心喚起	29
1-2 地域での支え合い活動の活発化に向けた支援の充実	31
1-3 地域福祉活動の担い手の確保・育成	33
1-4 地域福祉を促進する仕組みづくり	35
政策2 なんでも相談できる体制・仕組みをつくる	37
2-1 相談支援体制の充実	37
2-2 早期発見に向けた関係機関との連携・情報発信の強化	39
政策3 誰もが自分らしく安心して暮らせる地域をつくる	41
3-2 暮らしを支える公的な福祉サービスと生活環境の確保	41
3-3 いのちを守る支援の充実	43
3-4 再犯防止の推進（南箕輪村再犯防止推進計画）	45
第5章 権利擁護の推進（南箕輪村成年後見制度利用促進計画）【政策3-1】	49
第1節 計画策定の趣旨	49
第2節 計画策定過程	50
第3節 国の「第二期 成年後見制度利用促進基本計画」の概要	50
第4節 成年後見制度をめぐる現状と課題	51
第5節 基本目標・基本方針・主な取組み	57
第6章 計画の進行管理	59
資料編	60
1 地区カルテ	61
(1) 地区カルテとは	61
(2) 地区カルテの見方・掲載情報等	61
2 用語解説索引	87
3 策定の経過	88
4 南箕輪村福祉計画策定懇話会 設置要綱・委員名簿	89
5 南箕輪村権利擁護ネットワーク連携協議会の専門部会 設置要綱・委員名簿	92

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、核家族化や共働きなどライフスタイルの変化に伴い、日常生活に何らかのケアが必要な人が増え、公的サービスによる支援が求められてきました。こうしたケアのニーズに対応するため、これまでの社会福祉制度では、高齢者・障がい者・子どもなどの対象ごとに支援制度が整備されてきました。

しかし、近年、家庭や地域のつながりの希薄化等により課題が複雑化すると同時に多様化しており、制度・分野ごとの「縦割り」で整備されてきた公的なサービスだけでは対応が難しくなっています。

公的なサービスが連携して柔軟に対応することに加えて、村民や地域の多様な団体・機関が様々な課題を「我が事」として地域の福祉向上のための活動に参画し、誰もが安心できる暮らしをともにつくる「地域共生社会」の実現が求められています。

図表1 地域共生社会が求められる背景

<背景>

- 少子高齢化・人口減少社会の進行、社会保障関係経費の増加
- 高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加
- 高齢者・障がい者・子ども等、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化
(ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護*、ひきこもり、8050問題*、虐待、ごみ屋敷問題など)



「地域共生社会」の実現

「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」の実現

(平成29(2017)年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

用語解説について

解説を付けている単語には「*」を掲載し、掲載している最初のページ下に解説を入れています。
ページ下に解説がない場合は、資料編の用語解説の索引(P87)をご覧ください。

▼用語 **老老介護**：65歳以上の高齢者と同じく65歳以上の高齢者が介護している状態のこと。「高齢の妻が高齢の夫を介護する」、「65歳以上の子どもがさらに高齢の親を介護する」などのケースがある。

8050問題：子どものひきこもりが長期化することなどで、80代の親が50代の子どもを養うといった状態に至り、経済的に困窮・孤立する社会問題。

第2節 計画策定の目的

地域福祉とは「地域の支え合いによる福祉」のことです。地域には家族、友人、隣り近所、民間企業・団体、行政などのケアの担い手がいます。「地域に暮らす皆さん」が抱える様々な困りごとに対して、「地域で協力して解決」しようとする取組みです。

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、村における「地域での支え合いによる福祉（地域福祉）」を推進するための計画です。

様々な地域の生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる仕組みや体制等について、村民、行政・関係機関や専門職など多様な主体の連携・協働、役割分担のあり方について検討し、目指す地域像の実現に向けて取り組む方針を定めます。

南箕輪村では、平成29（2017）年3月に「第1次南箕輪村地域福祉計画」を策定し、【知る】、【理解する】、【気にかける】、【一緒に考える】、【手を取り合って行動する】を基本的な考え方として、村で暮らすすべての方が、年齢や様々な事情にかかわらず、持てる力を十分に発揮し、安心していつまでも笑顔で暮らし続けられる村の実現に向けて、地域福祉を推進してきました。

本計画においても、前回計画の考え方を引き継ぎながら、「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉を推進する指針としての「第2次南箕輪村地域福祉計画（以降、「第2次計画」という。）」を策定します。

図表2 「第1次南箕輪村地域福祉計画」の基本的な考え方



第3節 地域福祉に関する法改正～社会福祉法の改定のポイント

地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、「地域包括ケアシステム*の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29（2017）年法律第52号）」により社会福祉法が改定され、平成30（2018）年4月1日から施行されています。

この改正では、市町村が地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制を構築する役割を担うことが明確化されるとともに、その具体的な方策を検討し、地域福祉計画に明記することが努力義務となりました。

図表3 社会福祉法の改定のポイント

- ①住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備
- ②市町村が包括的な支援体制の整備を行う責務を明記
 - ・住民が抱える生活課題を総合的に受け止める相談体制の整備
 - ・市町村における専門的相談機関の連携の推進
- ※法第106条の3第1項各号で規定する「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」
- ③地域福祉計画の充実
 - ・高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉計画の上位計画として位置付ける
 - ・任意とされていたものが努力義務とされた

コラム：包括的な支援体制の整備

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業を創設することが求められています。

図表4 「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の概要

①断らない 相談支援	属性や世代を 問わない相談	多機関協働の中核	専門職による 伴走支援
※高齢、障がい、子ども、困窮などの属性を超えた相談支援の促進			
②参加支援 (社会とのつながりや参加の支援)	狭間のニーズにも対応する参加支援（既存事業への働きかけ）		
※既存制度では対応できない狭間のニーズに対応			
③地域づくりに 向けた支援	住民同士の出会い、参加する ことのできる場や居場所の確保	交流・参加・学びの機会を生 み出すコーディネート機能	
※高齢、障がい、子ども、困窮などの分野を超えた多様な居場所や参加 の場の創出等を促進			

出典：地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）令和元年12月をもとに編集し作成

▼用語 地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指すに、重度な要介護状態となつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

コラム：対人支援において今後求められるアプローチ～伴走型支援

これから時代に求められる対人支援は「具体的な課題解決を目指すアプローチ」に加えて、「つながり続けることをを目指すアプローチ（伴走型支援）」を両輪として組み合わせていくことと言われています。

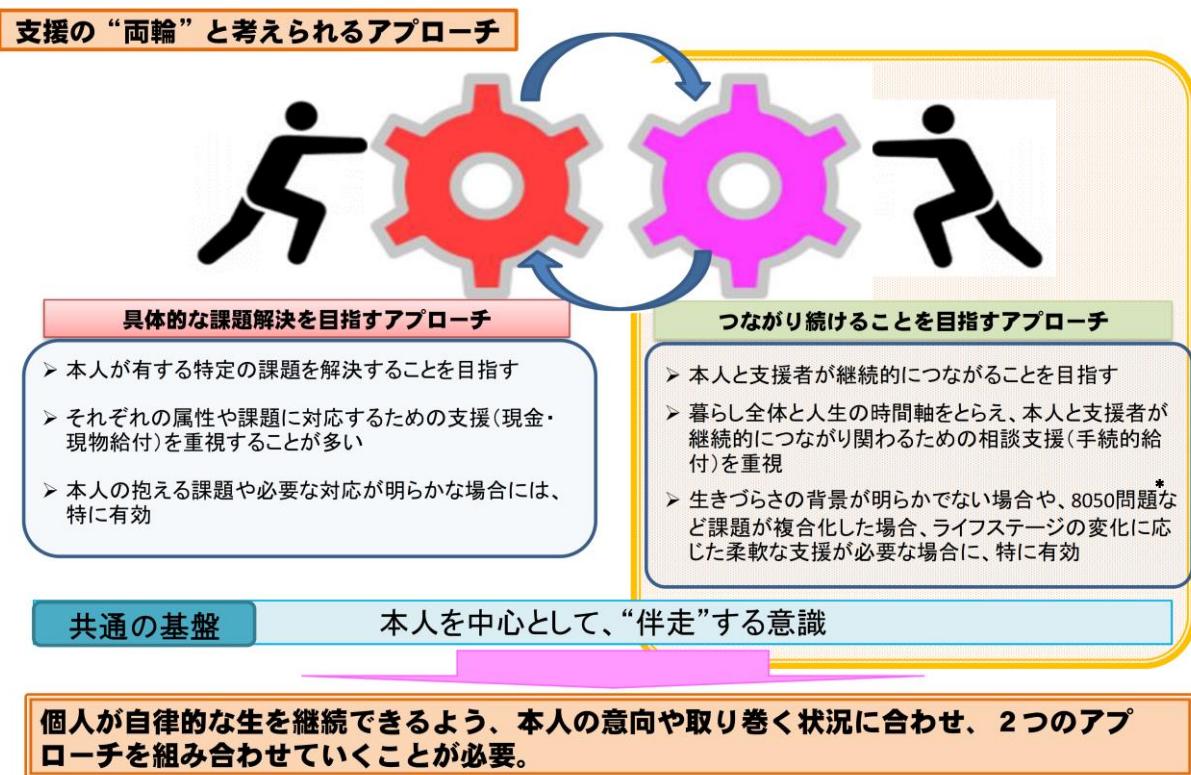
「具体的な課題解決を目指すアプローチ」は、本人が有する特定の課題を解決に導くことを目指すものです。

これに対して、「つながり続けることをを目指すアプローチ（伴走型支援）」は、支援者と本人が継続的につながり関わり合いながら、本人と周囲との関係を広げていくことを目指すものです。

伴走型支援は、特に、生きづらさの背景が明らかでない場合、自己肯定感*や自己有用感*が低下している場合、8050問題*など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合などに有効であると言われています。

伴走型支援を実践するうえでは、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要があり、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなります。

図表5 対人支援において今後求められるアプローチ



出典：地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）令和元年12月

▼用語 **自己肯定感**：「自分の存在には価値がある」「自分自身に満足できている」と自分の価値や存在意義を肯定できる、自分自身を認め尊重できる感覚。

自己有用感：「人の役に立った」「人から感謝された」「人から認められた」という自分と他者との関係を自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な感覚。

第4節 本計画の位置付けと計画期間

1. 関連計画との整合性

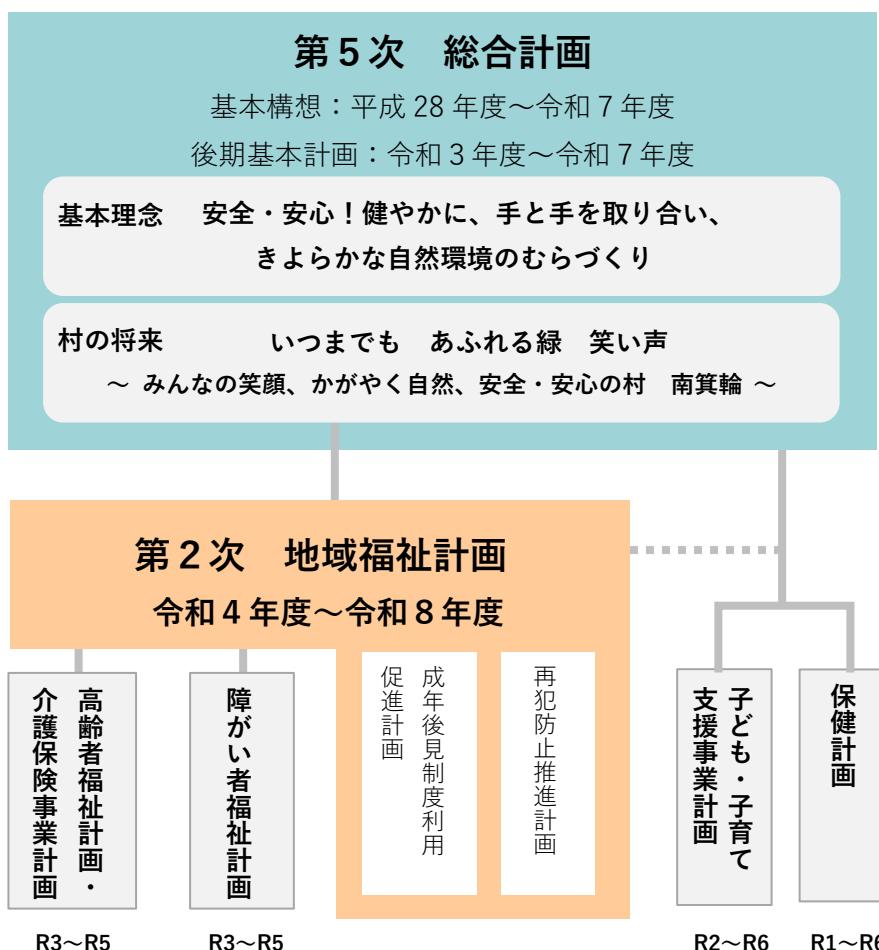
「南箕輪村第5次総合計画」を上位計画とし、村の将来像の実現を目指します。

また地域福祉計画は「南箕輪村高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「南箕輪村障がい者福祉計画」の上位計画とし、「南箕輪村保健計画」、「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画」の関連計画と位置付け、整合を図ります。

また「成年後見制度利用促進計画」及び「再犯防止推進計画」を新たに策定し、地域福祉計画の一部として位置付けます。

なお、成年後見制度とは認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方（本人）について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります（49 ページ参照）。

図表6 計画の位置付け



2. 計画期間

計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。関連する各計画の更新に合わせて隨時見直しを行います。

3. 新たに策定する計画の概要

新たに地域福祉計画と一体的に策定する「成年後見制度利用促進計画」及び「再犯防止推進計画」の目的・盛り込むべき主な事項・根拠法は以下のとおりです。

図表7 新たに策定する計画の目的・盛り込むべき主な事項・根拠法

	目的	盛り込むべき主な事項	根拠法
成年後見制度利用促進計画	成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続できる体制の整備を行うため、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図ること	①中核機関*及び協議会の整備・運営方針 ②地域連携ネットワークの整備方針及び強化のための取組み ③市町村長申立て*の適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針 等	成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)
再犯防止推進計画	犯罪をした者等の社会復帰支援を促進し、安全・安心な地域社会づくりに寄与すること	①就労・住居の確保 ②保健医療・福祉サービスの利用の促進 ③学校等と連携した就学支援の実施 ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施 ⑤民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 ⑥国・民間団体等との連携強化 等	再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)

4. SDGsとの連動

平成27（2015）年9月の国連サミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称）では、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、令和12（2030）年を年限とする17の目標を掲げています。

本村の地域福祉計画においても、この考え方を踏まえて策定し、取り組むものとします。なお、本計画との関連が強い目標は図表8の8項目となります。

図表8 本計画との関連が強い目標



▼用語 中核機関：専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。

市町村長申立て（村長申立て）：親族がいない、いても遠方にいる、あるいは申立てることを拒否する等の場合、本人が居住する地域の首長（市区町村長）が制度利用を申立てできることをいう。

第5節 計画の策定過程

計画策定にあたっては、村民アンケート調査やヒアリング調査、地区の担い手ワークショップ、職員学習会・検討会等を実施し、南箕輪村福祉計画策定懇話会で骨子案、素案の検討を行いました。なお、成年後見制度利用促進計画は、南箕輪村権利擁護ネットワーク連携協議会*の専門部会にて検討を行いました。本計画で、掲載している村民アンケート調査の実施概要は以下のとおりとなっています。

■村民アンケート調査の実施概要

隣り近所との付き合いや区・組への参加状況など住民による福祉活動や行政・社協などの関係機関による福祉事業に期待していること等を把握するためにアンケート調査を実施しました。

- 対象：満20歳以上で南箕輪村在住の2,500名（無作為抽出）
- 方法：郵送による配布・回収
- 調査実施期間：令和3（2021）年9月18日～10月11日
- 回収数：1,265票（回収率50.6%）

※本計画に示すアンケート結果のパーセンテージは、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しています。そのため、各回答の合計が100%にならない場合があります。

■村の職員学習会・検討会の実施概要

職員学習会・検討会は、健康福祉課、子育て支援課、総務課、地域づくり推進課、財務課、建設水道課、教育委員会事務局、社会福祉協議会の職員とともに、以下のとおり、実施しました。

図表9 実施概要

1回目：令和3（2021）年7月12日（月）	2回目：令和3（2021）年12月15日（水）
信州大学 経法学部 井上信宏教授による「行政が地域共生社会をつくるための戦略～包括的支援体制と住民課題解決力を高めるポイント～」と題した講演の後、必要な取組みを洗い出すワークショップを実施しました。	「事例を通した包括的支援体制の構築に向けた必要な取組みの検討」と題し、事例をもとに「支援が必要である人の早期発見」や「関係部門・機関へつなぐ」ために必要な視点について話し合いました。

▼用語 南箕輪村権利擁護ネットワーク連携協議会：司法、医療、福祉等の地域連携体制を構築し、虐待その他の権利侵害の防止及び成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援を推進することを目的とした協議会。

第6節 計画の構成

本計画は、以下の章で構成されています。一体的に策定を行う南箕輪村再犯防止推進計画は第4章「3-4 再犯防止の推進」に示し、南箕輪村成年後見制度利用促進計画は、第5章に示します。また、地区ごとの取組みを後押しするため、資料編に地区カルテを掲載しています。

図表10 計画の構成

章	主な掲載内容
第1章 計画の策定にあたって	計画の背景・目的や法改正の内容、計画の位置付け等を記載しています。
第2章 地域福祉を取り巻く現状・見通しと課題	第1次計画の振り返り及び、統計や村民アンケート、ワークショップ等の結果をもとに現状と課題を整理しています。
第3章 第2次地域福祉計画の目指す姿と施策体系	第2次計画の基本目標、方針、政策の目指す姿、施策体系を掲載しています。
第4章 施策の展開	目指す姿の実現に向けた具体的な取組みを記載しています。なお、「3-4 再犯防止の推進」に再犯防止推進計画を掲載しています。
第5章 権利擁護の推進 (南箕輪村成年後見制度利用促進計画) [政策3-1]	権利擁護の推進として、成年後見制度利用促進計画を掲載しています。
第6章 計画の進行管理	計画の進行管理について記載しています。
資料編 地区カルテ 等	地区カルテでは、地域のことを知り、チャレンジできることを考えるきっかけとなるよう、12 地区ごとに、人口をはじめとした基礎的な統計情報、村民アンケートの結果等を掲載しています。

第2章 地域福祉を取り巻く現状・見通しと課題

第1節 人口や世帯等の現状と見通し

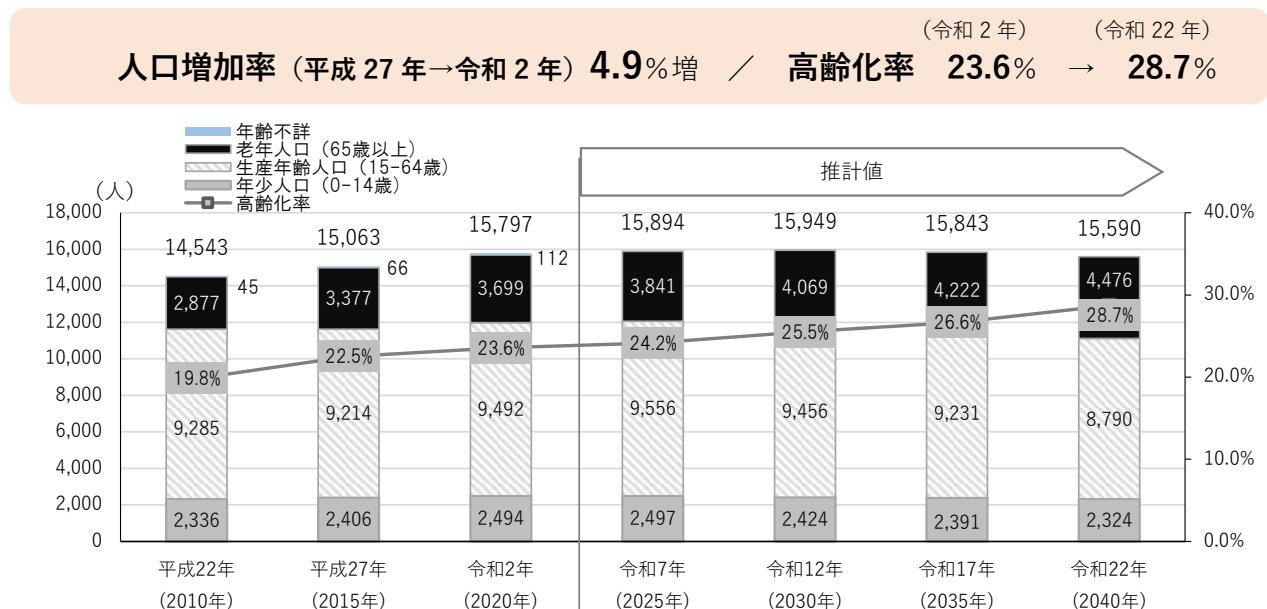
1. 総人口や世帯の現状と見通し

本村は、県内有数の人口増加地域であり、総人口は平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて4.9%上昇しました。年少人口、生産年齢人口、老人人口のどの年代でも人口が増加しました。

若い世代の転入が多く、合計特殊出生率*は県内最高水準（1.76）であり、県内では最も平均年齢が低い（43.8歳：令和2（2020）年総務省「国勢調査」）自治体です。

このような人口構造のため、高齢化率は県内で最も低く（23.6%）、高齢化の進行速度は他の自治体より遅いペースで進む見通しです。しかし、今後、一貫して老人人口は増加し、令和12（2030）年以降、年少人口、生産年齢人口も減少していく見込みです。

図表11 年齢3区分人口の推移・推計



出典：令和2年まで：総務省「国勢調査」、令和7年以降：南箕輪村「第2期南箕輪村人口ビジョン」の独自推計

図表12 合計特殊出生率*

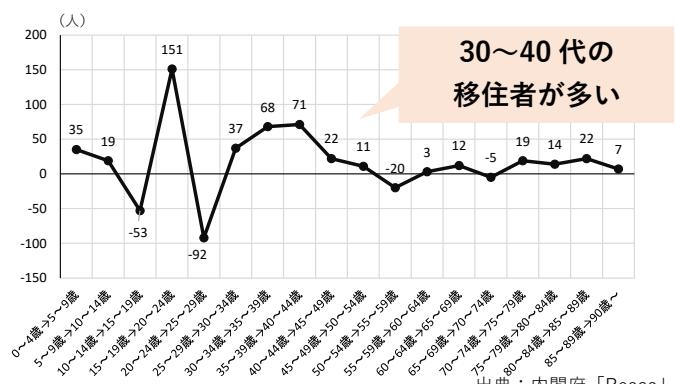
（平成25年～平成29年）



出典：厚生労働省「平成25年～平成29年

人口動態保健所・市区町村別統計の概況」

図表13 年齢別 社会移動数（平成22年～平成27年）



出典：内閣府「Resas」

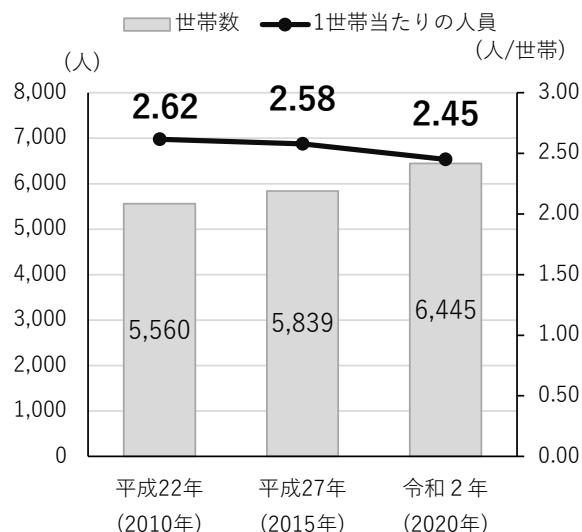
▼用語 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

この10年で世帯数も増加していますが、1世帯当たりの人員は減っており、単身世帯や核家族化が進んでいると考えられます。また、持ち家世帯の区加入率は少しずつ下がっており、令和2（2020）年時点では87.8%です。

本村の外国人住民は、令和2（2020）年時点で337人であり、総人口に占める割合は2.1%です。今後、さらにグローバル化が進むことが予想される中、国籍や文化などの違いを認め合い、尊重し合う風土や地域づくりが重要となります。

図表14 世帯数と1世帯当たりの人員の推移

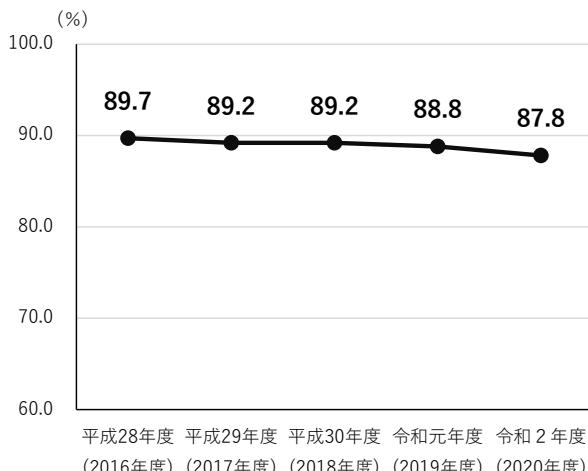
(平成22年) (令和2年)
5,560世帯 → 6,445世帯



出典：総務省「国勢調査」

図表15 持ち家世帯の区加入率の推移

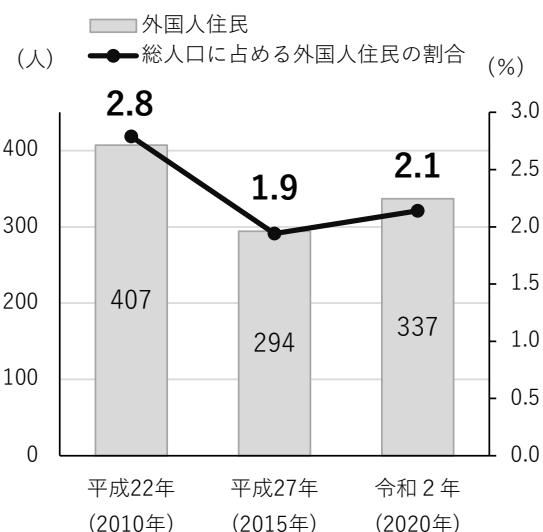
(令和2年度)
87.8%



出典：南箕輪村

図表16 外国人住民の推移

(平成22年) (令和2年)
407人 → 337人



出典：長野県「県内に在住する外国人の状況について（外国人住民統計）」（各年12月末時点）

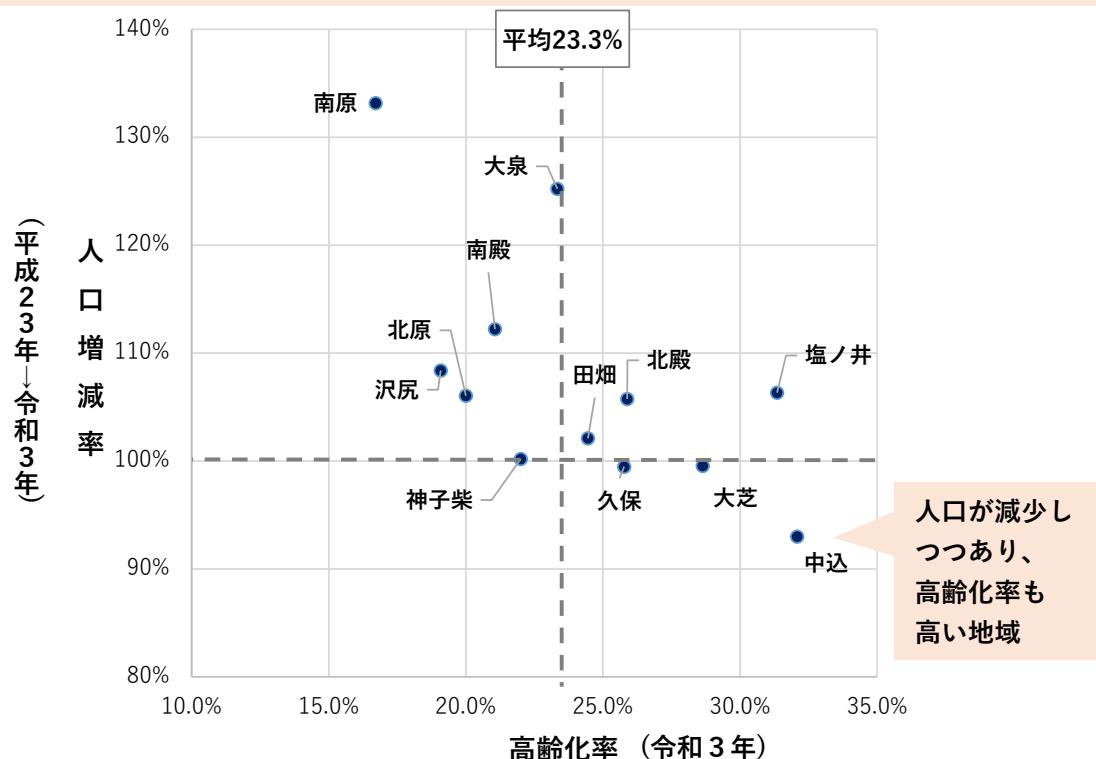
2. 地区の人口・世帯・高齢化の状況

12 地区別に人口増減率（平成 23（2011）年→令和 3（2021）年の変化）と高齢化率（令和 3（2021）年）を見ると、多くの地区で人口が増加しています。高齢化率は、10%台から 30%台と開きがあります。

12 地区別に 1 世帯当たりの人員と高齢化率をみると、高齢化率が高い地域でも、1 世帯当たりの人員が多い地域と少ない地域があります。人口規模・人口構成が地区によって異なり、それにより福祉課題も異なると考えられ、地区の実情にあった取組みが必要です。

図表 17 地区別 人口・世帯・高齢化の状況

令和 3 年 12 月 の高齢化率	10%台 → 沢尻、南原
	20%台 → 久保、北殿、南殿、田畠、神子柴、大芝、大泉、北原
	30%以上 → 中込、塩ノ井



地区名	総人口			世帯の状況		高齢化の状況	
	人口 (H23年)	人口 (R3年)	人口 増減率 (H23→R3)	世帯 (R3年)	1世帯あたりの 人員	高齢者人口 (R3年)	高齢化率 (R3年)
久保	1,311	1,304	99%	520	2.51	336	25.8%
中込	486	452	93%	189	2.39	145	32.1%
塩ノ井	348	370	106%	142	2.61	116	31.4%
北殿	3,117	3,296	106%	1,258	2.62	853	25.9%
南殿	1,113	1,249	112%	463	2.70	263	21.1%
田畠	2,183	2,229	102%	858	2.60	545	24.5%
神子柴	1,647	1,650	100%	810	2.04	363	22.0%
沢尻	1,334	1,446	108%	712	2.03	276	19.1%
南原	1,200	1,598	133%	611	2.62	267	16.7%
大芝	221	220	100%	80	2.75	63	28.6%
大泉	1,304	1,633	125%	589	2.77	381	23.3%
北原	231	245	106%	114	2.15	49	20.0%
全村	14,495	15,692	108%	6,346	2.47	3,657	23.3%
出典	住民基本台帳(平成23年・令和3年)			住民基本台帳(令和3年)		住民基本台帳(令和3年)	

※人口や世帯数は、高齢者福祉関連の施設入居者を除いた数値となっています。

出典：南箕輪村（平成 23 年 4 月 1 日、令和 3 年 12 月 1 日）

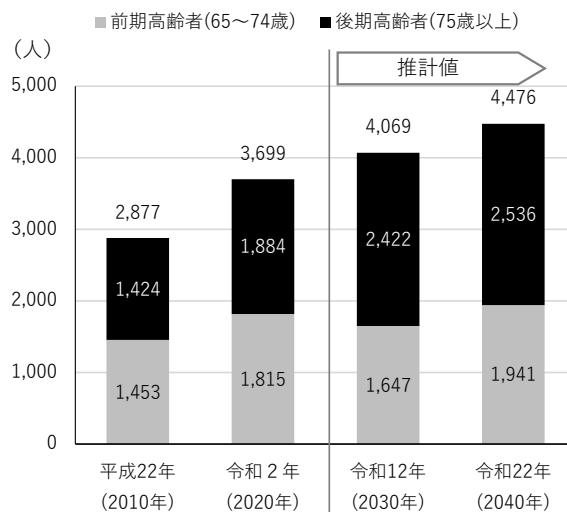
第2節 高齢者・障がい者・生活保護世帯等の状況

1. 高齢者の状況

近年、高齢化が進む中、単身高齢者世帯数、高齢者夫婦世帯数や、要介護・要支援認定者数、認知症高齢者数は増加しています。今後、高齢者数は増加し続け、令和22（2040）年には令和2（2020）年時点の約1.2倍になると予想されます。特に75歳以上の後期高齢者数の増加が予測されています。

図表18 前期・後期高齢者人口の推移・推計

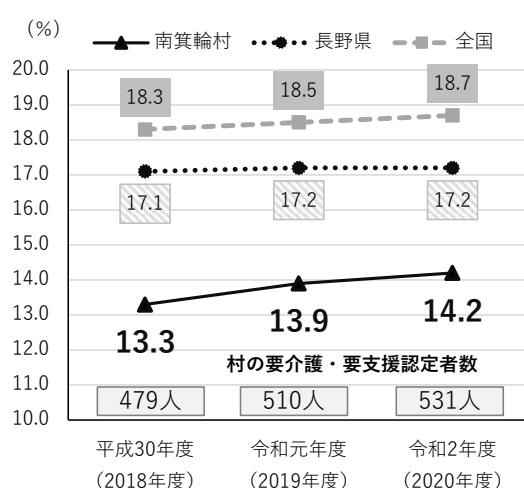
(令和2年) (令和22年)
3,699人 → 4,476人 (1.2倍)



出典：令和2年までは総務省「国勢調査」、令和12年以降は南箕輪村
「第2期南箕輪村人口ビジョン」の独自推計

図表20 要介護・要支援認定率の推移

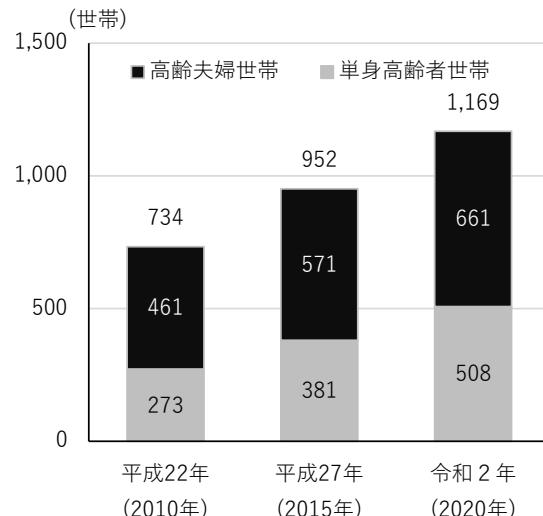
(平成30年度) (令和2年度)
13.3% → 14.2%



出典：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報、
令和元年度、2年度は3月月報（各年度末）

図表19 高齢者世帯の推移

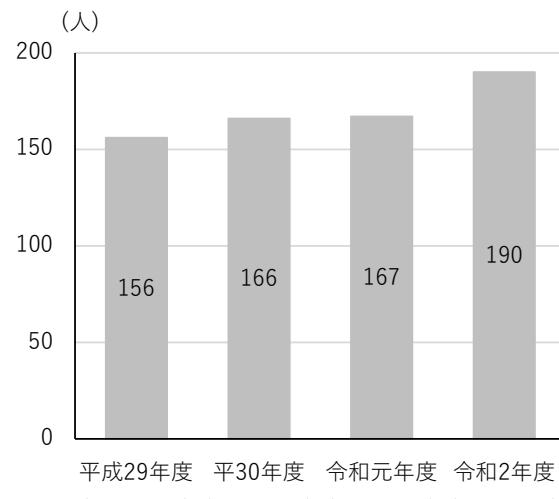
(平成22年) (令和2年)
734世帯 → 1,169世帯



出典：総務省「国勢調査」

図表21 認知症高齢者の推移

(平成29年度) (令和2年度)
156人 → 190人



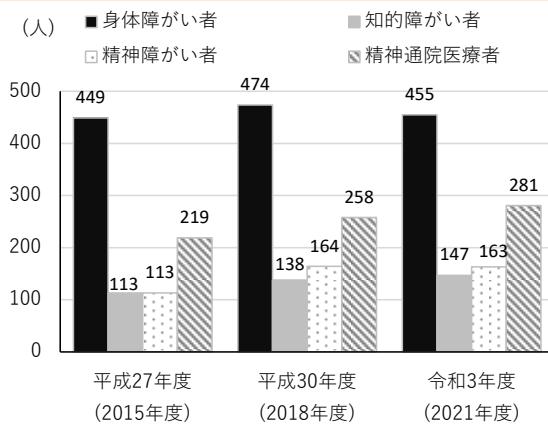
出典：南箕輪村（各年度末）
※主治医意見書に書かれてある診断名で、要介護・要支援状態の最も主要な原因疾患名が認知症であった者

2. 障がい者の状況

知的障がい者は増加傾向にあり、たけのこ園*や子育て教育支援相談室等の相談体制の充実等により、手帳取得に関する情報を得られやすくなつたことが要因と考えられます。精神障がい者及び精神通院医療者数も増加傾向にあり、福祉・保健・医療の相談窓口等が充実してきたことにより、早期段階から医療のサポートを受けられる環境が整ってきたことが要因と考えられます。また、身体障がい者は横ばいで推移しています。療育手帳の所持者数を等級別にみると「A1」「A2」は横ばいで「B1」「B2」所持者が増加傾向にあります。

図表 22 障がい者数の推移

(令和 3 年度) 身体障がい者 455 人、知的障がい者 147 人、精神障がい者 163 人、精神通院医療者 281 人



出典：南箕輪村

図表 23 等級別 療育手帳所持者数の推移

(平成 29 年度) (令和 2 年度)

129 人 → 144 人

等級	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
A1	47人	47人	47人	45人
A2	2人	2人	1人	1人
B1	24人	25人	27人	27人
B2	56人	63人	69人	71人
合計	129人	137人	144人	144人

出典：南箕輪村

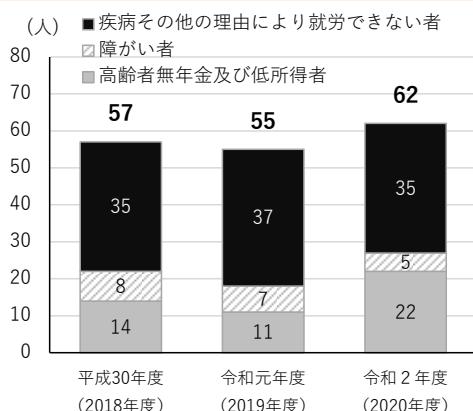
3. 生活困窮世帯・日常生活自立支援事業利用者の状況

生活保護受給世帯の人員は令和 2 (2020) 年時点で 62 人であり、高齢化及び新型コロナウイルス感染症の影響もあり増えています。「日常生活自立支援事業」は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を行う事業です。利用者数は「知的」「精神」「認知症」で増え、10 年前と比較すると倍以上となっており、支援を必要とする人が増えています。

図表 24 生活保護受給世帯の人員数の推移

(平成 30 年度) (令和 2 年度)

57 人 → 62 人



出典：南箕輪村（各年度末）

図表 25 日常生活自立支援事業利用者の推移

(平成 22 年度) (令和 2 年度)

23 人 → 49 人

	平成22年度 (2010年度)	平成27年度 (2015年度)	令和2年度 (2020年度)
身体	2人	2人	1人
知的	3人	10人	10人
精神	7人	10人	14人
認知症	7人	22人	24人
未成年	1人	0人	0人
その他	3人	1人	0人
合計	23人	45人	49人

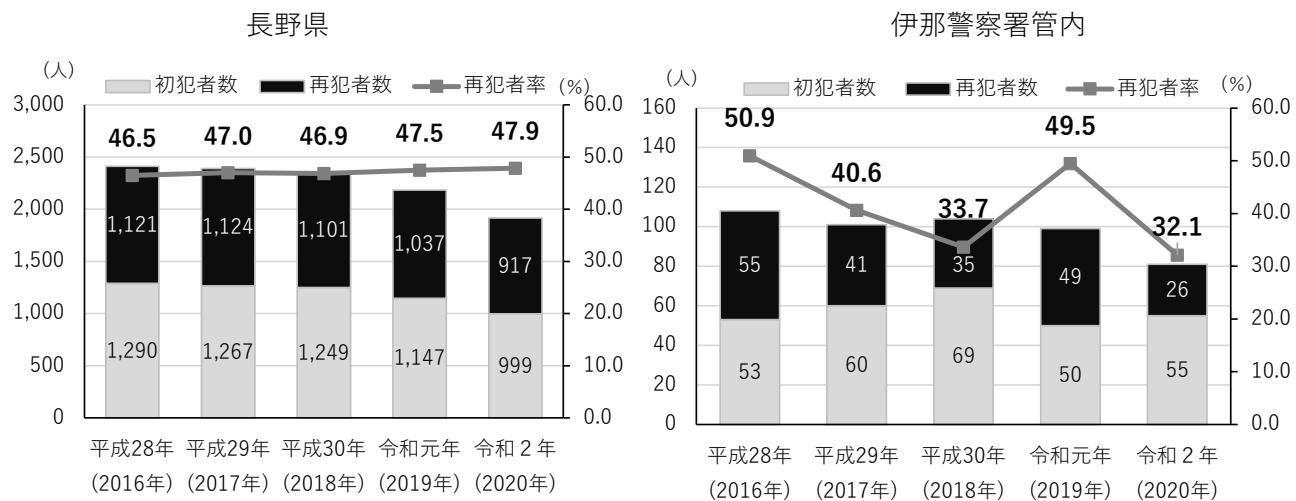
出典：南箕輪村（各年度末）

▼用語 たけのこ園：就学前の子どもを対象とし、育ちがゆっくりである子どもや育児に心配のある家庭の支援をしていく児童発達支援事業所として平成24年に開園した施設。保育士・作業療法士・臨床心理士・言語聴覚士などの専門職を配置している。

4. 初犯者・再犯者別検挙人員の推移

長野県における刑法犯検挙者は減少傾向にあります。伊那警察署管内の再犯者率は、近年、増減し30~50%の間で変動しています。

図表26 初犯者・再犯者別検挙人員の推移



出典：長野県警察本部刑事部捜査支援分析課

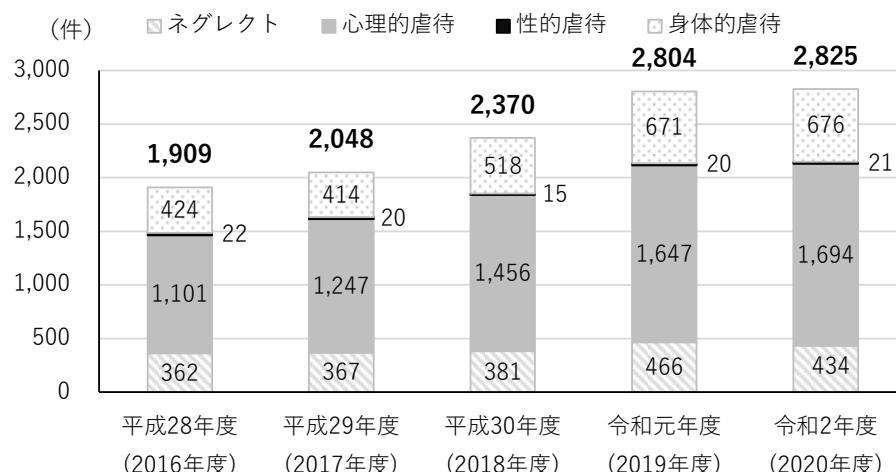
※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有する人のことをいう。

【参考】長野県の児童虐待相談対応の状況

令和2（2020）年度の長野県内児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成2（1990）年度に統計を取り始めて以降、過去最多を更新しました。

相談対応件数が多くなっている理由として、児童虐待に関する認識が高まり、関係機関や県民が虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、速やかに児童相談所へ通告するという意識が高くなっていることや、家庭の養育力の低下や家庭の経済状況等により、子育てが孤立化し、その負担感などが虐待につながりやすくなっていること等が考えられます。

図表27 長野県の児童虐待相談対応件数の推移



出典：長野県

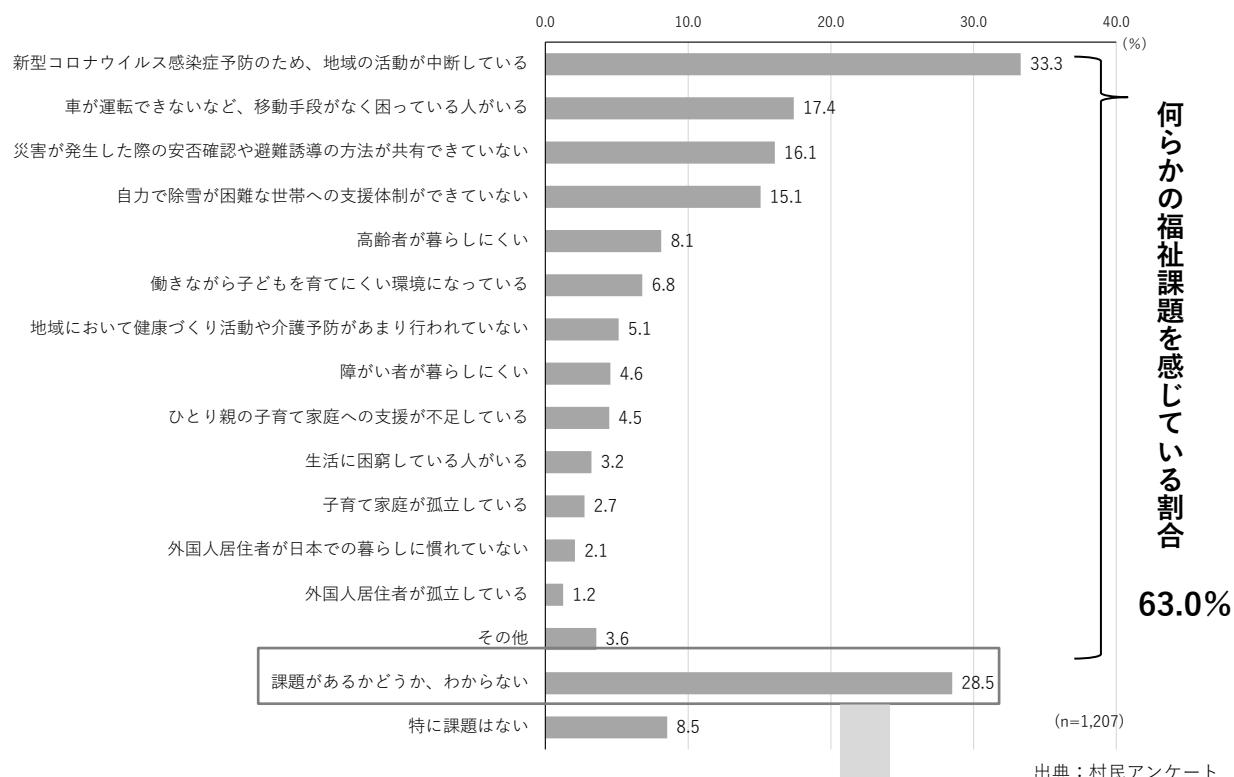
第3節 地域での支え合いや福祉活動の担い手の状況

1. 地域における福祉の課題

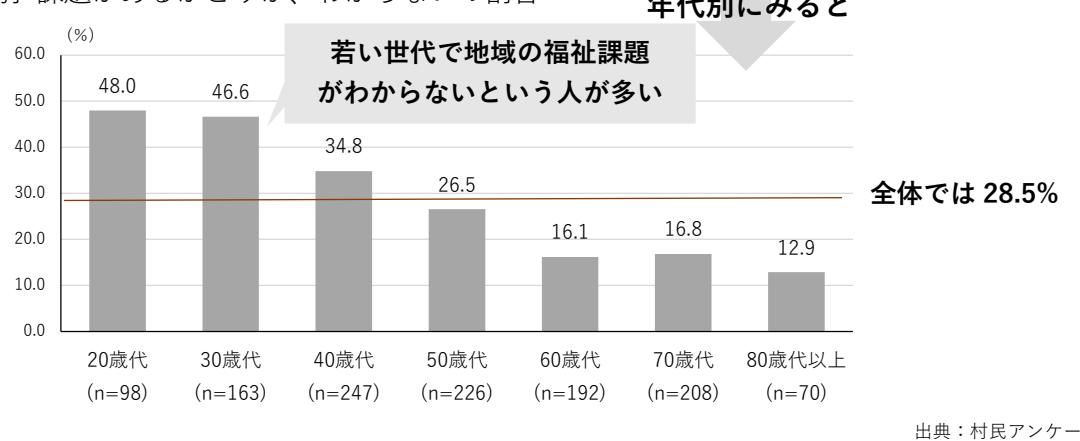
村民アンケートをみると、「地域に何らかの福祉課題がある」とした人の割合は63.0%でした。具体的な福祉課題としては「新型コロナウイルス感染症による地域の活動の中止」、「移動手段」、「災害時の備え」、「除雪困難な世帯への支援体制」が上位となっています。地域で安心して暮らしていくためには、福祉課題に対して、家族、友人、隣り近所、民間企業・団体、行政などの多様な担い手が協力し、取り組んでいくことが重要です。

なお、「地域の福祉課題があるかどうか、わからない」は全体では28.5%でした。年代別にみると、20、30歳代は40%台と高く、地域の福祉課題がわからないという人が多い状況です。まずは若い世代を含め、地域の人と福祉課題を共有していくことが必要です。

図表28 地域において福祉課題として感じ、検討が必要だと思うこと [複数回答]



図表29 年代別 課題があるかどうか、わからない割合



2. 村民による支え合いや活動の状況

地域の福祉を高めるための活動としては、大きくわけると「個々の住民による自然な支え合い」、「複数人の住民有志やボランティア制度による福祉活動」、「区などの地縁組織（役）による福祉活動」の3つがあります。以降では、それぞれの現状と課題についてまとめます。



(1) 個々の住民による自然な支え合い

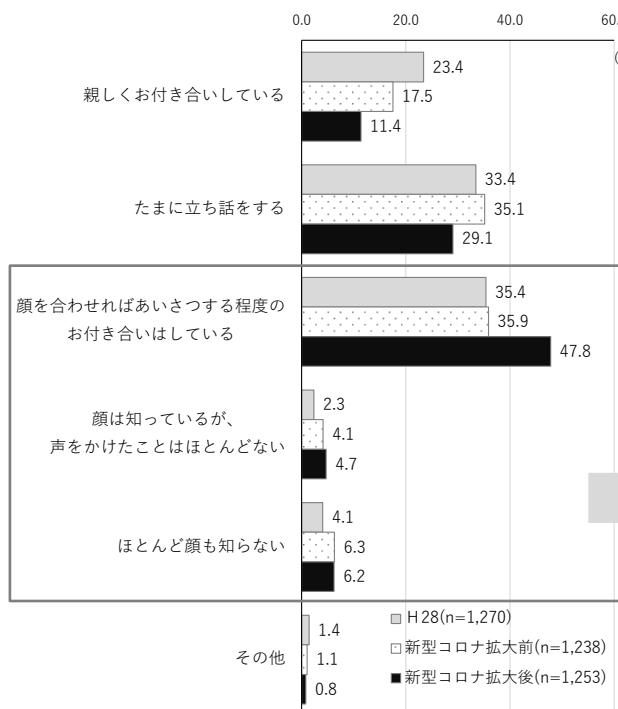
■ご近所との顔の見える関係

村民アンケートにおいて、ご近所付き合いをよくしている割合をみると「平成28（2016）年度調査時点」と「新型コロナウイルス感染症拡大前」はほぼ同じ傾向ですが、「新型コロナウイルス感染症拡大後」では低下しています。

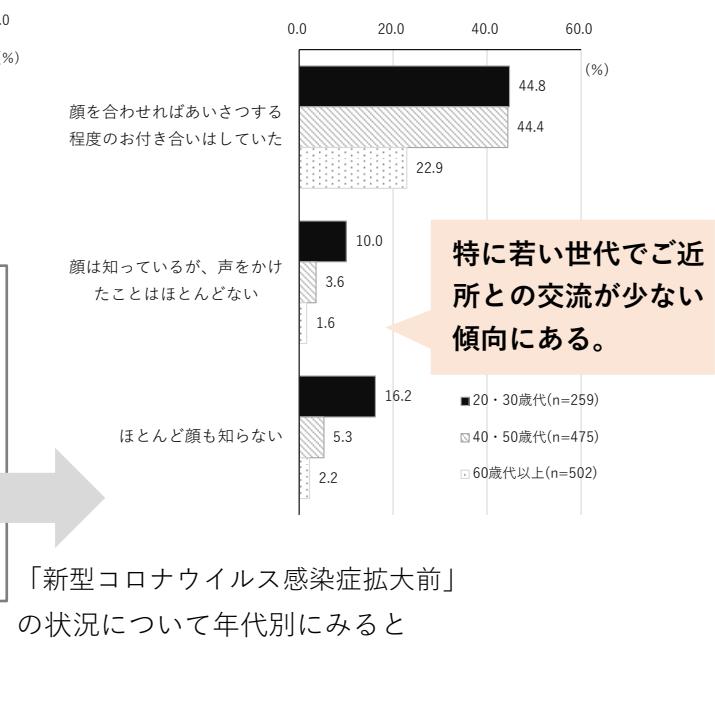
20、30歳代は「顔は知っているが、声をかけたことはほとんどない」と「ほとんど顔も知らない」を合わせると26.2%であり、ご近所との交流が少ない傾向にあります。

ご近所との顔の見える関係の変化 ~新型コロナで停滞。若い世代では希薄化しています。

図表30 ご近所付き合いの状況の変化



図表31 新型コロナウイルス感染症拡大前
【年代別】ご近所付き合いの状況



※比較のため、平成28年度の第1次地域福祉計画策定時に実施した調査結果を用いました。

出典：村民アンケート

■生活の中にある自然な支え合い

第1次計画期間中の取材を通じて、村にも様々な支え合いの事例があることがわかりました。何気なく行われるちょっとした支え合いや交流が、孤立を防ぎ、暮らしやすい地域づくりにつながっています。

村で見つけた！普段の生活の中にある支え合いの事例



お茶飲み会に合わせて情報交換や相談がされ、必要に応じて各種サービスにつなげられています。



ビニールハウスで気を使わないお茶会が開催されています。



外出できない方の家に集まり、麻雀を楽しんでいます。



ご近所同士、桜の木の下でリフレッシュ。交流の場となっています。

（2）複数人の住民有志やボランティア制度による福祉活動

地区社協や住民有志によるサロン、ボランティアなどにより様々な福祉活動が行われています。

■地区社協

地区単位の実情に合わせた活動を目指し、平成12（2000）年度から「地区社協」の立ち上げを始め、現在12地区中11地区で活動が行われています。子どもとシニア層など多世代のつながりをつくるような交流が行われるなど活発な地区がある一方、担い手の固定化などの課題を抱えている地区もあります。なお、各地区社協の近年の主な活動は「資料編 地区カルテ」に掲載しています。

■サロン・通いの場*

実践意識の高い方々を対象にした、支え合いの理念や介護予防活動、野菜づくり等を題材にした講座の開催や、サロン補助金の創設（令和元（2019）年度から開始）など、活動を支援する体制を整えたことで、有志によるサロンや通いの場*の誕生につながりました。

サロンや交流の場の様子



デイサービスがボランティアとともにサロンを開設しました。



元喫茶店のママさんが自身のリハビリを兼ねてサロンを主催しています。

*用語 通いの場：交流や体操を通して介護予防につなげるために、地域住民が主体で活動する場。



市町村を超えて手芸を楽しむ仲間が集い、支え合いの場になっています。



介護予防体操を学んだ仲間同士でサークルを作り、体力作りに励んでいます。

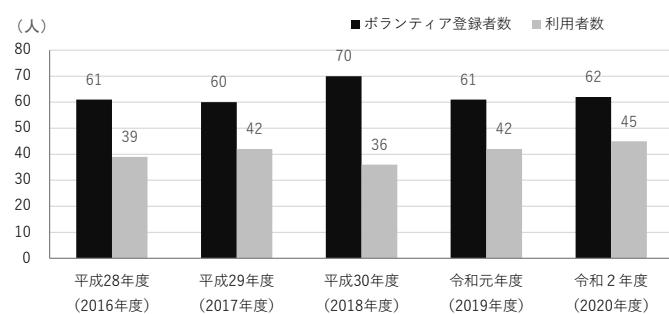
■生活支援・見守りなどの福祉ボランティア

平成 28（2016）年度から生活支援のニーズと有償ボランティアによるサービスのマッチングを行う「まっくん生活支え愛事業*」を開始しています。

少しずつ利用者は増えていますが、仕事の依頼数とボランティア数のミスマッチや仕組みの課題等も見えており、より効果的な仕組みとなるよう磨き上げていくことが必要です。

この他、福祉活動を支えるボランティアやサポーターの育成も進めてきました。特に認知症サポーターは、平成 25（2013）年度の 172 人から令和 2（2020）年度には 1,216 人と増加しています。

図表 32 まっくん生活支え愛事業*のボランティア登録者数と利用者数の推移



出典：南箕輪村

ボランティア内容：

ごみ出し、ごみの分別、雪かき、電池・電球・蛍光灯の交換、買物、灯油の給油などの利用者が希望するサービスで、報酬は 30 分につき 300 円です。

図表 33 福祉活動を支えるボランティアやサポーターの推移

活動指標	単位	平成25年度 (2013年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
福祉ボランティア登録者数	人	328	381	360	367	343	398
除雪ボランティアの登録者数	人	110	132	133	140	133	132
認知症サポーター	人	172	688	914	1,084	1,202	1,216
ファミリーサポート協力会員登録者数	人	4	8	20	25	28	27
登下校見守りボランティア登録者数	人	—	—	—	—	169	159

出典：南箕輪村

このような、地区社協やサロン、ボランティア活動は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、中断や活動量の低下を余儀なくされている状況です。

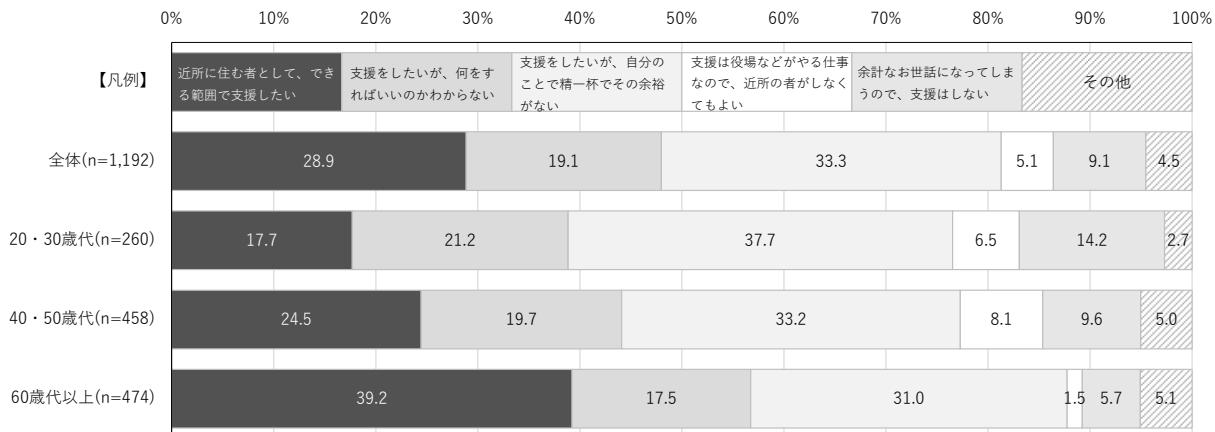
▼用語 まっくん生活支え愛事業：ボランティアが、高齢者世帯等のごみ出し、ごみの分別、雪かきなどを有償で行い、生活を援助する事業。

村民アンケートでは、介護、子育てなどで困っている家庭への支援に対して「近所に住む者として、できる範囲で支援をしたい」、「支援をしたいが、何をすればよいのかわからない」という何らかのきっかけがあれば支援可能という回答が半数を占めました。特にシニア層で活動意向が見られ、この層が活動に参加するきっかけづくりや継続的に参加しやすい「支え合いの仕組みづくり」が必要です。

まずはシニア層を中心に「地域福祉の担い手」へ

～困っている家庭への支援可能と回答する人は半数。何らかのきっかけが必要。

図表 34 介護、子育てなどで困っている家庭への支援についての考え方



出典：村民アンケート

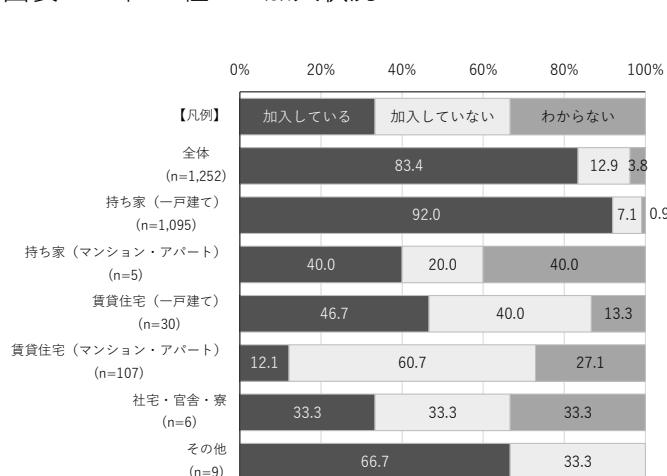
(3) 区などの地縁組織（役）による福祉活動

村民アンケートにおいて、区・組への加入率をみると「持ち家（戸建て）」では92.0%でしたが、それ以外は5割未満でした。区・組の活動に対する課題は「新型コロナウイルス感染症予防による活動の中止」、「未加入者の増加」、「役員等のなり手不足」が上位となっています。区・組に対しては、地域にとって必要と感じつつも、役員や活動への負担を感じている傾向があります。

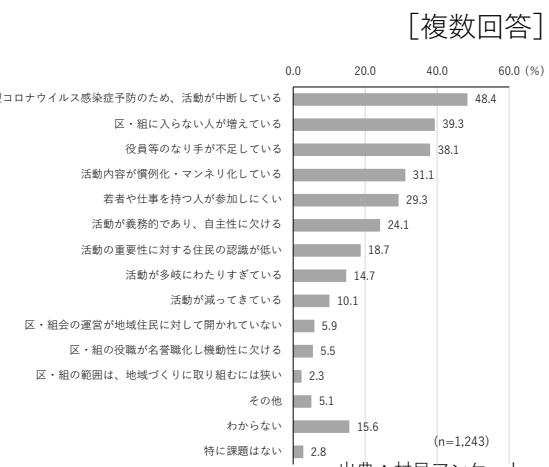
区・組への加入状況・印象・課題

～新型コロナウイルス感染症の影響による活動の停滞や
未加入者の増加、役員・活動への負担感が課題。

図表 35 区・組への加入状況



図表 36 区・組の活動に感じている課題



出典：村民アンケート

3. 地域の福祉活動の担い手ワークショップの概要と主な結果

第2次計画の策定過程において、「有志等による福祉活動」の新型コロナウイルス感染症収束後の活動再開を見据え、地区社協やサロン関係者及び、民生委員・児童委員とともに「みんなが住みやすい地域をつくるために」というテーマでワークショップを実施しました。

ワークショップでは、地区の強みや課題、チャレンジしてみたいこと、チャレンジや地域福祉の推進に必要な支援は何かについて話し合いました。実施概要と主な意見は、以下のとおりです。

図表37 ワークショップの実施概要

	日時・場所	対象地区	参加者数
1	令和3(2021)年11月16日(火) 村民センター2階大会議室	中込、田畠、神子柴、南原、大泉、北原	17人
2	令和3(2021)年11月19日(金) 役場2階講堂	久保、塩ノ井、北殿、南殿、沢尻、大芝	17人

チャレンジしてみたいこととしては、多くの参加者から「幅広い層が参加できる活動」や「交流の場づくり」に取り組みたいという意見が見られました。その実施に向けた支援としては、交流の場や活動などの情報集約・発信、環境整備、運営等のニーズが確認されました。また、移動が困難な村民に向けた外出支援等も重視する意見がありました。



地域の課題	<p>■活動への参加の偏り／交流機会の不足</p> <ul style="list-style-type: none">性別・幅広い世代で新規の参加者を増やすことが必要活動に参加したくても参加できない人の把握が必要若い世代やアパート入居者と交流する機会がない高齢者の交流の場が少ない <p>■外出支援が必要な人たちへの対応が必要</p> <ul style="list-style-type: none">活動参加の際に移動手段がない、送迎できる人がいない <p>■活動環境の整備が必要</p> <ul style="list-style-type: none">活動・交流のための場所がない、デジタル化への対応が必要 <p>■運営側の人材不足</p> <ul style="list-style-type: none">運営側の人手が不足している活気があり、和気あいあいと活動できる組織づくりが必要 <p>■新型コロナウイルス感染症の影響による活動の停滞</p> <ul style="list-style-type: none">コロナ禍で活動ができない（特に食事会など）活動再開の判断が難しい
-------	--

**チャレンジ
してみたいこと**

- 幅広い層が参加できる様々な交流の場づくり
 - ・幅広い世代が一緒に参加できる活動の実施（料理教室・食事会等）
 - ・性別、年代等に関わらず参加しやすい環境・交流の場づくり
 - ・気軽に参加できる交流の場づくり（運動サークル等）
 - ・徒歩圏内の交流の場づくり
 - ・外出困難な人へのインターネットを活かした交流の場づくり
 - ・区・組への加入の促進
- 地区を越えた交流の場づくり（地区対抗運動会、他地区社協の活動への参加）
- 地域の資源を活かした活動
 - ・植物や動物とのふれあいの場づくり、学生と協力した活動や歴史的資源を活かしたツアーなど
- 高齢者を対象としたスマホ教室など学びの場づくり
- サロンや活動参加のための送迎など外出支援
- 地域防災の強化（地区社協と自主防災を兼ねるなど）

**チャレンジや地域
福祉の推進に必要
な支援**

- 交流や活動への参加促進に向けた支援
 - ・活動の情報集約・案内の充実
 - ・新規の人が参加しやすい環境づくり・機会づくり
 - ・参加したくてもできない（物理的、精神的）人への支援
 - ・性別、年代等に関わらない参加に向けた支援
- 送迎のための課題解決に向けた支援
 - ・ドライバーや駐車場、ボランティア送迎時の保険等の支援
- 交流を促進する場や環境の支援
 - ・交流の場として平日の公民館の開放
 - ・親子が遊べる公園等の整備
 - ・パソコン講座等のネット環境の整備・PCの貸し出し
- 交流や活動の運営支援
 - ・運営側の人手確保、交流等を企画する組織づくり
 - ・社協と行政との連携の強化・担当職員の配置
- 感染症対策に向けた支援
 - ・コロナ禍での活動についてのアドバイス、活動の実施に向けた判断基準づくり
- その他
 - ・地域医療、訪問医療の充実
 - ・大学との連携・協力関係の構築、信州大学農学部の学生の地域サークルの立ち上げ支援
 - ・災害対策の強化
 - ・子育て家庭への経済的な手厚い支援

第4節 本村の地域福祉の主な課題と今後の方向性

本村では、平成29（2017）年3月に第1次南箕輪村地域福祉計画を策定し、「村民による福祉活動（インフォーマル・サービス*）」と「行政・社協などの関係機関による福祉事業（フォーマル・サービス*）」が充実するように取組みを進めてきました。それぞれの主な成果と課題、今後の方向性を示します。

1. 村民による福祉活動（インフォーマル・サービス*）

（1）主な成果と課題

第1次計画期間では、普段の生活の中にある支え合いの取材を通じて、村にもたくさんの支え合い事例があることがわかりました。また、実践意識の高い方々を対象にした、支え合いの理念や介護予防活動、野菜づくり等を題材にした講座を開催した結果、新しい通いの場*の誕生につながりました。

一方で村民の地域での活動は、高齢化やご近所付き合いの希薄化など時代の流れの中で弱体化の傾向が続いており、さらに令和2（2020）年1月以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、会議やイベントの開催が難しくなる事態に見舞われました。

（2）今後の方向性

第2次計画では、若い世代への働きかけを行い、顔の見える関係づくりを今一度、強化していくとともに、コロナ禍の影響を注視しながら、サロンなどの活動や交流の場づくりの再開を支援していくことが重要です。また、担い手の方々の活動を充実させたいとの思いにこたえていくための村や村社協の職員のスキルアップと、的確な支援が必要です。

2. 行政・社協などの関係機関による福祉事業（フォーマル・サービス*）

（1）主な成果と課題

福祉部門は、健康福祉課、子育て支援課の2つに分かれていますが、複合する課題等については連携し、対応してきました。

村民アンケートでは、誰かに相談したい悩みや不安がある際に「誰にも相談していない」と回答する割合は8.9%でした。また、何らかの支援が必要な方のことを相談する際の相談先としては、「役場などの行政機関」の割合が最も高くなっていますが、「どこに相談していいか、わからない」が23.1%と次に高く、一定数見られます。

介護予防、認知症、身寄りのない方の意思決定、気がかりな子どもへの対応、再犯防止など、様々な分野で専門的な知見を要する場面が増加しています。また新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的困窮や孤立の問題がより増加することが予測されます。

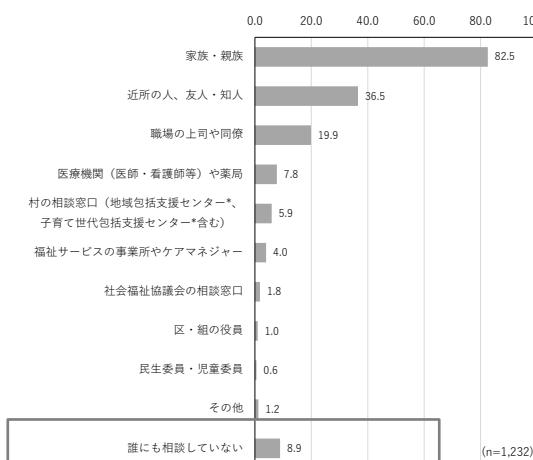
虐待、認知症、特殊詐欺*、貧困など、深刻な問題を抱える人が増えている中、支援を要する方を早期に必要なサービスや相談窓口につなげるための周知等が必要です。

▼用語 インフォーマル・サービス：フォーマル（制度的）サービスに対比し、制度化されていない多様な形態のサービスの総称。具体的には、家族、近所の人、ボランティアなどが行う福祉サービス。要援護者の置かれた環境、状況に応じて柔軟な取組みができる点が特徴。

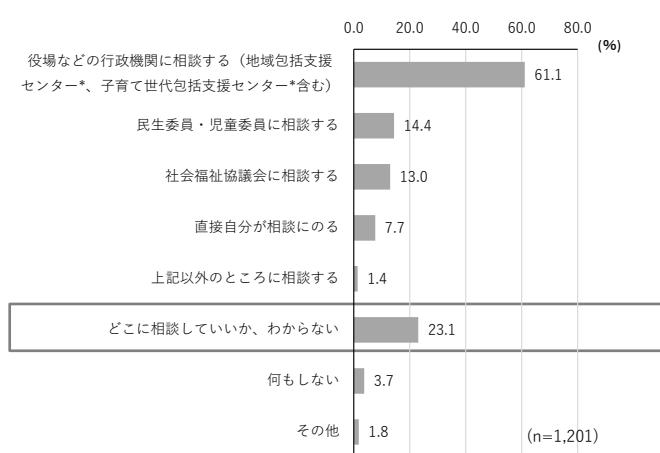
フォーマル・サービス：公的機関の制度に基づいて実施される社会福祉サービス。具体的には、介護保険サービス、介護保険外の行政サービス、医療・保健サービスなどがある。福祉サービスの基幹的な部分を形成するが、一定の基準によるため画一的な面が強くなる。

特殊詐欺：犯人が電話やハガキ等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪のこと。

図表 38 悩みや不安の相談先 [複数回答]



図表 39 何らかの支援が必要な方のことと相談する際の相談先 [複数回答]



出典：村民アンケート

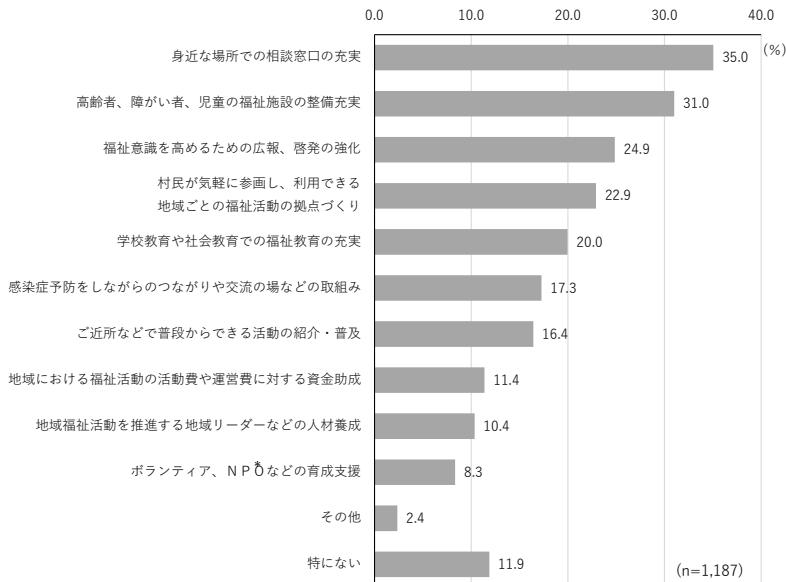
（2）今後の方向性

村民アンケートでは、地域福祉を推進するために村が力を入れるべきこととして、「身近な場所での相談窓口の充実」が35.0%と最も高く、ニーズが高い状況です。

第2次計画では、相談窓口やサービスの周知を図るとともに、行政及び関係機関とのより一層の連携強化・ネットワーク構築及び、的確な支援を行っていけるよう、村の職員の資質・連携力を高めていくことが求められます。

また行政だけでは十分に対応できることについては、専門家等の対応が重要であり、様々なケースを通じて、専門家や専門機関とのネットワークを構築し、連携できる体制を整えていくことが必要です。

図表 40 地域福祉を推進するために村が力を入れるべきこと [3つまで選択]



出典：村民アンケート

▼用語 地域包括支援センター：地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした機関。

子育て世代包括支援センター：保健師、子育て支援相談員等を配置し、妊娠期から18歳にいたるまでの「切れ目ない子育て支援」を行い、子育て家庭の育児を支える機関。

NPO：Non Profit Organizationの略で、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。「NPO法人」という場合には、NPO法に基づき法人格が付与されたNPO法人を指すことが一般的とされているが、単に「NPO」という場合、法人格の有無は関係はない。

第3章 第2次地域福祉計画の目指す姿と施策体系

第1節 基本目標

本村は、県内有数の人口増加地域であり、高齢化率は県内で最も低くなっています。総人口は令和12（2030）年まで増加し、その後、ゆるやかに人口が減少していく見込みです。高齢者人口は増加が続く見込みであり、単身高齢者世帯や認知症高齢者の増加が考えられます。

また、精神障がい者数及び知的障がい者数も増加傾向にあることに加え、家庭や地域のつながりの希薄化、経済的格差の広がりやライフスタイルの多様化、グローバル化などを背景に、地域には様々な困りごとを抱えた人たちが増えしていくことが予想されます。

将来を見据えて、**地域に住む人たちがそれぞれ役割を持ち、つながり、支え合いながら、暮らすことのできる“ともに暮らす地域（共生社会）の実現”**を目指すため、本計画においては以下のとおり基本目標を掲げます。

基本目標

ともにつくる、ともに暮らす地域

ともにつくる とは

「ともに暮らす地域」は特定の誰かの努力では実現しません。制度や分野などの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という固定的な関係を超え、役割分担を行いながら、地域福祉を推進していくという意味です。

ともに暮らす地域 とは

性別、年代、文化、障がいの有無などの多様性を認め合い、互いを尊重し合う地域です。

また地域において住民同士のつながりがあり、支え合いが行われ、孤立することなく、困った時に必要な専門的支援が受けられる地域社会の実現を目指します。

第2節 支援及び実施の方針

第2次計画における「村民による福祉活動」の支援方針及び、「行政・社協などの関係機関による福祉事業」の実施方針は以下のとおりです。

1. 「村民による福祉活動」の支援方針

◎個々の住民による支え合い、地区等での福祉活動、区等の多様な主体の協議の場づくりの実施

村民による支え合いや福祉活動は、大きく3つに分かれています。

1つ目は、友人やご近所など個人間で行われる「個々の住民による自然な支え合い」です。2つ目は地区社協やサロン、ボランティアなど、「複数人の住民有志やボランティア制度による福祉活動」です。3つ目は、相互扶助などを図ることを目的とした「区などの地縁組織（役）による福祉活動」です。

第2次計画では、これまで行われてきたこのような活動を本村の強みとして維持・継承できるよう、支援を行います。また、高齢者単身世帯の増加に備え、村社協の協力のもと地区社協やその他有志のグループ等が集まり、地域課題の共有や課題解決に向けた検討を行う協議の場を設けます。区とも連携したうえで新たな地域資源の開発や既存の社会資源のネットワーク化などを進め、地域での暮らしを支える体制づくりを推進します。

2. 「行政・社協などの関係機関による福祉事業」の実施方針

◎早期発見に向けた連携ネットワークづくりと専門職と連携した支援の充実

「8050問題*」、「ヤングケアラー*」等に代表されるような複数の世代や分野にまたがる、複雑化した社会課題が増加しています。従来の福祉体制では早期発見が難しく、発見も対応も後手に回っているのが現状です。

地域で福祉活動を行う自主グループや庁内の他部門との連携を強化するなど、早期発見に向けたネットワークづくりを進めます。また、支援にあたっては必要に応じて村社協、介護並びに障がい福祉事業所等の専門機関と連携を図り、進めていきます。そして、すぐ解決するものばかりではないため、“専門職による支援”と“地域での支え合いや福祉活動”とが連携しながら「つながり続ける支援（伴走型支援）」を行います。

▼用語 ヤングケアラー：一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どものこと。

年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間などが減り、学業や就職、友人関係などへ影響が出る可能性がある。

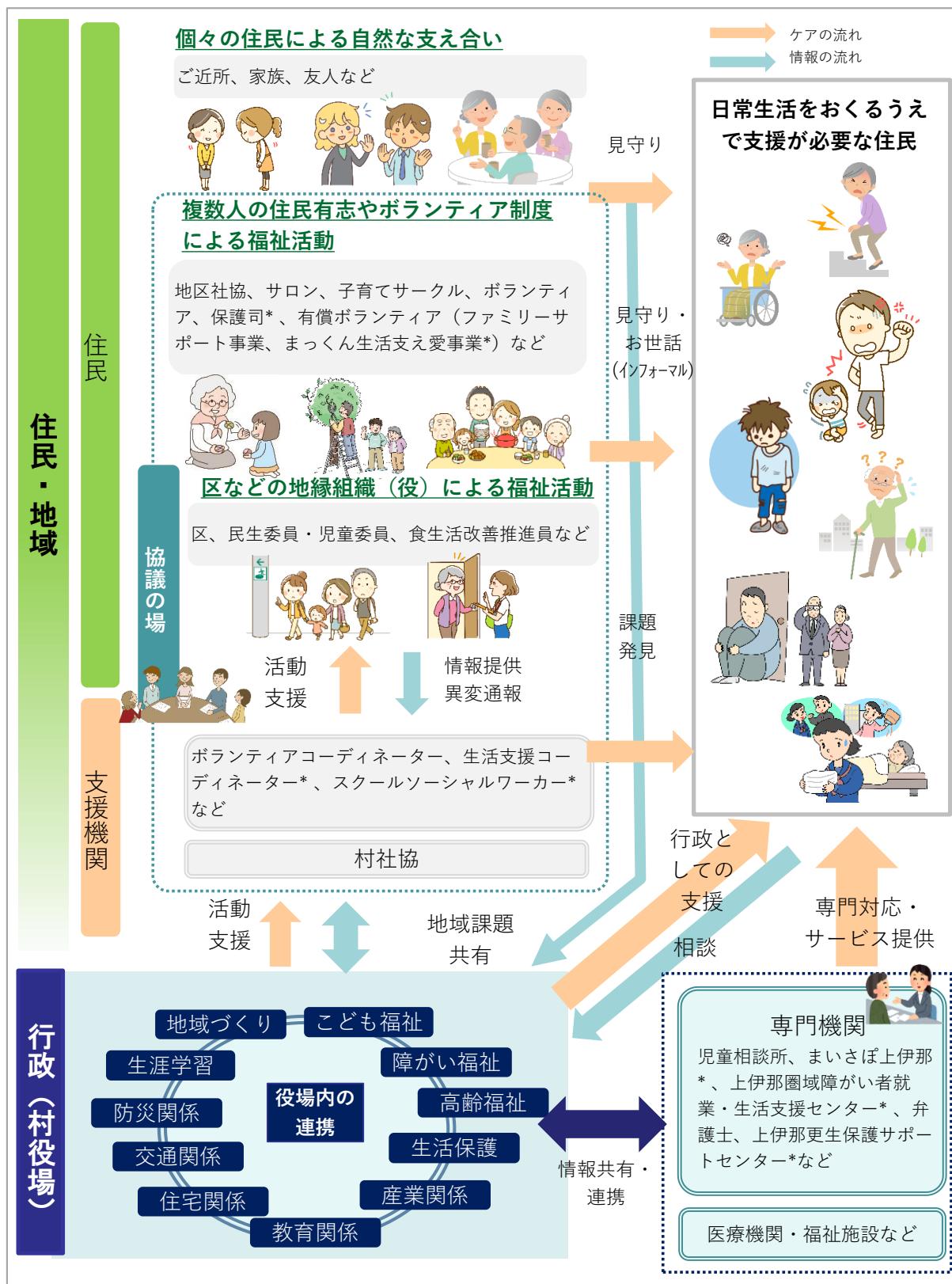
保護司：犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であるが、給与は支給されない。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）：高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

スクールソーシャルワーカー：不登校等、生徒指導上の課題に対し、学校と福祉をつなぐ専門家。主に、子どもたちの生活環境の改善に向け、学校とともに見立てと支援計画を立て、福祉関係機関等に働きかけて課題解決を図る。

まいさぽ上伊那：生活困窮者自立支援法に基づき実施する生活困窮者自立相談支援事業の窓口。経済的に困窮している方、ひきこもりや孤立状態にある方、困っているのに誰に相談して良いか分からない方などが抱える生活の悩みや経済的な困りごと等を、相談員が一緒に考え、問題を整理しながら生活の立て直しや、困りごとの解決を支援する機関。

図表 41 村民の課題解決力強化と包括的支援体制のイメージ



▼用語 障がい者就業・生活支援センター：障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障がい者の雇用の促進及び安定を図ることを目的に設置された機関。国及び県から委託を受けた地域の社会福祉法人等が運営している。

更生保護サポートセンター：保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。

第3節 各政策の目指す姿

「ともにつくる、ともに暮らす地域」の実現に向け、各政策の目指す姿を示します。

政策	目指す姿
政策1 お互いを認め、つながり、支え合う地域をつくる	<ul style="list-style-type: none">● 地域で暮らす人々が多様性を大切にし、性別・国籍・LGBTQ*・障がいの有無などに関わらずお互いに認め合う気持ちを持っています。● 顔の見える関係が築かれ、「生活の中にある自然な支え合い」の大切さを実感するとともに、交流の場に参加し、誰も取り残されない地域となっています。また、福祉活動をさらに進めるため、村民が学びの場に参加し、知識やスキルを高め、福祉活動等に取り組む団体の活動も活発化しています。● 地域で安心して暮らしていくために必要なサービスが創出され、住み慣れた場所で暮らし続けられる地域となっています。
政策2 なんでも相談できる体制・仕組みをつくる	<ul style="list-style-type: none">● いつでも誰でも気軽に相談できる窓口が設置され、周知されています。● 複雑化・多様化した課題を抱え支援が届きにくい人を、関係機関とのネットワークや地域のつながりの中から把握する体制ができます。● 庁内連携、福祉関係機関との連携ネットワークを構築し、必要な支援に早期につなげる体制が整っています。
政策3 誰もが自分らしく安心して暮らせる地域をつくる	<ul style="list-style-type: none">● 支援を要する人が必要な福祉サービスを利用でき、制度の狭間で困難を抱えることなく、個人が尊重され自分らしく暮らせる地域となっています。● 村民が互いの状況を把握しており、防災の取組みも行われているため、災害があっても被害を小さく抑えられる地域となっています。● 行政及び、専門機関による専門性の高い支援を受けられる地域となっています。

▼用語 **LGBTQ**：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）、クイアやクエスチョニング（性的指向や性自認がはっきりしない、決められないあるいは悩んでいる状況にある人）など、性的マイノリティ（性的少数者）の方を示す総称のひとつ。

第4節 施策体系

施策体系は以下のとおりです。なお、一体的に策定を行う南箕輪村再犯防止推進計画は「3-4 再犯防止の推進」に示しています。政策3の実現に向けた施策の一つである権利擁護の推進（南箕輪村成年後見制度利用促進計画）は第5章に示します。

政策	施策	主な取組み
政策1 お互いを認め、つながり、支え合う地域をつくる	1-1 支え合いの大切さの啓発と活動への関心喚起	認め合い、つながる心をはぐくむ サロン、地区社協など地域活動の発信と参加促進
	1-2 地域での支え合い活動の活発化に向けた支援の充実	さらなる交流の活発化に向けた支援の実施 地区の実情に合わせた福祉活動への支援の実施
	1-3 地域福祉活動の担い手の確保・育成	福祉活動の担い手の発掘・育成 組織・団体等の育成
	1-4 地域福祉を促進する仕組みづくり	地域に必要なサービスの検討の場づくりと創出 地域福祉の推進体制の検討
政策2 なんでも相談できる体制・仕組みをつくる	2-1 相談支援体制の充実	相談支援体制の整備 相談支援力の向上
	2-2 早期発見に向けた関係機関との連携・情報発信の強化	相談窓口、福祉サービス等の情報発信の強化 早期発見に向けた体制やネットワークの構築
政策3 誰もが自分らしく安心して暮らせる地域をつくる	3-1 権利擁護の推進 (南箕輪村成年後見制度利用促進計画) ※第5章に記載	広報・啓発の推進 地域連携ネットワークづくりと中核機関*の機能強化 権利擁護支援の推進 成年後見制度の利用促進
	3-2 暮らしを支える公的な福祉サービスと生活環境の確保	在宅生活を支えるサービスの充実 就労に困難を抱える人への横断的な支援
	3-3 いのちを守る支援の充実	地域防災の充実 緊急時や複雑な課題を抱える人への支援
	3-4 再犯防止の推進 (南箕輪村再犯防止推進計画)	就労・住居の確保 保健・医療・福祉等サービス提供による支援 学校等と連携した支援の実施 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 国・県・民間団体等との連携強化

第4章 施策の展開

政策1

お互いを認め、つながり、支え合う地域をつくる

1-1 支え合いの大切さの啓発と活動への関心喚起

現状と課題

- グローバル化が進む中、生活スタイルや価値観の多様化が進んでいます。多様な個性や文化などの違いを認め合い、受け入れ、その力を發揮できる地域づくりが必要です。
- 支援の対象となる方の中には、公的サービスやボランティアの支援だけでは、十分にニーズに対応しきれないケースがあります。しかし、そのような場合でも友人やご近所等の自然なお付き合いがあることで、問題の悪化を防いだり、ゆっくりと改善に向かうこともあります。村で何気なく行われている「生活の中にある自然な支え合い」について、引き続き紹介を行い、普及・継承していくことが必要です。
- 村民アンケートでは、地域のつながりや活動を活発化していくために必要な取組みとしては、「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」が多くなっています。しかし、特に若い世代では仕事や子育て等で忙しく、隣り近所との付き合いや地域の活動への参加が少ない状況です。未来の地域福祉活動の担い手として少しずつ接点をつくっていく必要があります。
- 子どもから高齢者まで、地域でのつながりの大切さを共有し、地域福祉活動への関心を高めていくことが求められます。

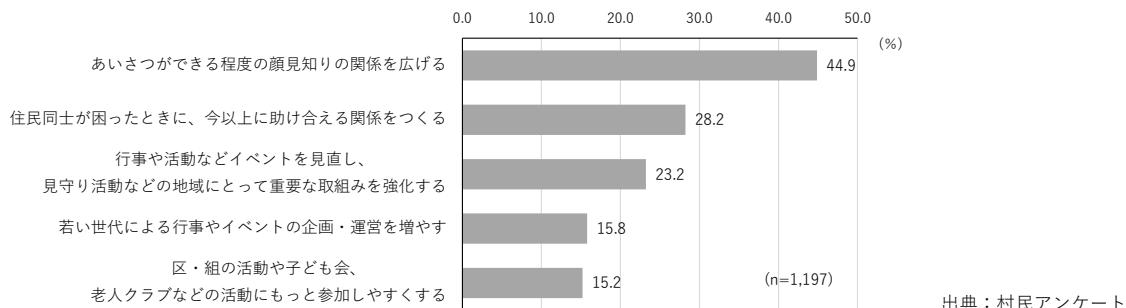
目指す姿

- 性別・国籍・LGBTQ*・障がいの有無などに関わりなく、違いを認め合う心が育まれています。
- 地域の様々な活動を通して支え合いの大切さを実感し、隣り近所とも顔の見える関係づくりがでています。

参考データ・情報

図表42 地域のつながりや活動を活発化していくために必要な取組み [3つまで選択]

(上位5つを掲載)



主な取組み

認め合い、つながる心をはぐくむ

<多様な個性を認め合う心をはぐくむ>

- 性別・国籍・LGBTQ*・障がいの有無などの多様な個性を認め合えるよう、啓発活動を推進します。

<支え合いの大切さ等の広報・周知>

- SNS*や広報誌などのメディアの活用や講演会などにより、支え合いの理念の普及を図り、啓発活動を実施します。
- 村の社協だよりにて、定期的に地域福祉活動を紹介し、周知します。また、村の社協ホームページ等においてタイムリーな情報提供に努めます。

<インクルーシブ*保育・教育の実践>

- たけのこ園*と保育園の併行通園の体制や小中学校の副学籍制度*により、障がいのある園児・児童・生徒との日常的な交流の場の充実を図り、引き続き、障がいの有無に関わらず、ともに生活できる保育・教育体制づくりを進めます。

<福祉教育の実施>

- 学習や体験を通して、福祉について学ぶ場をつくり、子どもの頃から「福祉のこころ」を育みます。

サロン、地区社協など地域活動の発信と参加促進

<生活の中にある自然な支え合いの普及・継承>

- 日頃の生活の中にあって見えにくい「支え合い」の取組みに光を当て、住民とともにその価値を確認し、取組みの内容や意義を引き続き地域に紹介していきます。
- 実践者による活動事例の発表会を開催するとともに、SNS*や広報誌等の媒体を通じて住民主体の活動の周知を図ることで、地域力を高め、支え合いの普及、継承につなげていきます。

<福祉活動の集約と発信>

- サロンや地区社協などの福祉活動やボランティア等の活動状況を集約し、発信するとともに、参加を希望する方に対して適切に活動内容を紹介します。

<区・組等への加入促進>

- 転入世帯に区・組への加入を促進します。また区・組等と連携し、未加入世帯への加入促進を行います。
- 高齢者世帯では、区・組の役をこなせないことを理由に区・組を抜ける事例が生じています。地域でのつながりを持ち続けられるよう、区・組と連携して支援していきます。

▼用語 **SNS**: ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

インクルーシブ: 「包み込むような／包摶的な」という意味。「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念。

副学籍制度: 特別支援学校の小・中学部在籍の児童生徒が、居住地域の小・中学校に副次的な籍をもち、交流を通じて、居住地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

1-2 地域での支え合い活動の活発化に向けた支援の充実

現状と課題

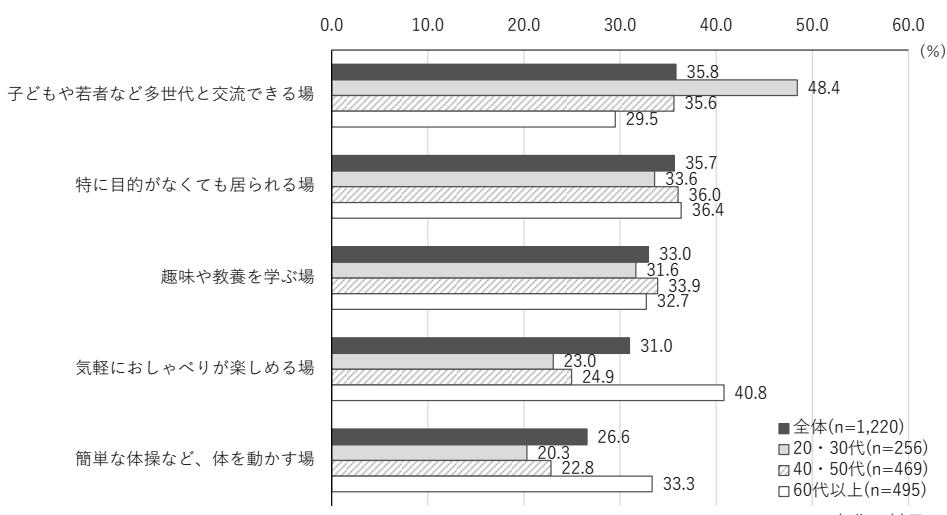
- 各地区では地区社協をはじめ、住民有志により様々な福祉活動が行われています。地区社協等を通じて、子どもから高齢者までのつながりづくりの場が増えています。各地区の人口規模や高齢化率などの状況が異なることから、地区の実情に応じた有志の活動の活発化、継続化のための後押しが必要です。（※地区の概況については、資料編の「地区カルテ」を参照ください）
- 第1次計画期間中には、村・社協・NPO*等との連携により「なるほど・ザ・地域懇談会」を12地区にて開催し、地域の良さや身近な支え合い活動の把握、新たな活動の発足につながりました。しかし、課題解決よりも支え合いの必要性等についての話し合いとなり、停滞してしまったり、参加者の広がりにも課題が見られました。また、区に懇談会の設定を依頼したことで負担感が大きくなり、継続的な実施には課題が残りました。
- 令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症により、地域での交流等が中断されました。交流の場の重要性が見直された側面もあり、危機感が高まっている間に、今まで以上に支え合い活動を促進していく必要があります。新型コロナウイルス感染症の影響を注視しながら、サロンなどの活動や交流の場づくりの再開を支援していくことが求められます。
- 交流の場のひとつである老人クラブは、会員の減少、役員のなり手不足などから解散する地区が現れていることも課題です。
- 村民アンケートで、地域にあったらうれしい場を聞いたところ、「子どもや若者など多世代と交流できる場」「特に目的がなくても居られる場」などが上位に挙げられていました。様々な効果が期待される新しい交流の場づくりと参加の促進をさらに進めていく必要があります。

目指す姿

- 地域に多様な交流の場があり、様々なつながりが形成されているため、誰もが孤立することなくいきいきと暮らしています。

参考データ・情報

図表43 年代別 地域であつたらうれしい場 [複数回答] (上位5つを掲載)



出典：村民アンケート

主な取組み

さらなる交流の活発化に向けた支援の実施

<幅広い層が参加できる様々な交流の場への支援>

- 各地区において、「高齢者と子どもの交流の場」など、年代や性別などに関わらず、誰もが参加できる様々な交流の場づくりを、地区社協・青少年健全育成協議会などの支援を通して行います。

<サロン活動等への支援>

- 地区社協やご近所のサロン活動など地域の方たちが集まり、介護予防や支え合いの地域づくりに効果的な取組みを行う住民組織に対しては、補助事業により活動を支援します。

<参加したいができない方への支援>

- 地域の交流の場に、何らかの理由（移動手段や精神的理由など）で参加したくてもできない方に対し、社協、地区社協や民生委員・児童委員等と連携し、支援を行います。

<「ぽっかぽかの家*」のさらなる活用>

- 自由に交流できる施設として「ぽっかぽかの家*」の機能充実に向けた検討を行い、さらなる活用を推進します。

<老人クラブへの支援>

- 補助事業により老人クラブの活動を支援します。

<介護者の交流の場>

- 座談会や食事交流会による心身のリフレッシュ支援を行います。

地区の実情に合わせた福祉活動への支援の実施

<地域住民同士の話し合いの場の開催>

- 支え合いの理念を普及・啓発し、地域の中でお互いにつながり、気にかけ合うことを促進させるため、地域住民同士の話し合いの場として、地域懇談会を地区ごとに開催します。地域懇談会の開催にあたっては、区への負担軽減を図るとともに、幅広い層が課題解決を議論できるような場としていきます。

<サロン活動の実践者同士の交流の場づくり>

- 地区社協や自主グループによるサロン等の福祉活動を行っている方々が集まり、情報交換や活動事例の共有を通じて、地域課題や解決策を話し合う場を設けます。

<地区社協への活動支援>

- 地区ごとの実情に合わせた支え合い活動や交流促進に向け、村社協が地区社協連絡協議会を開催し、引き続き地区社協の活動を支援します。

▼用語 ぽっかぽかの家：自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、社会との交流の促進を図る地域活動支援センター及び交流施設。

1-3 地域福祉活動の担い手の確保・育成

現状と課題

- 高齢者・障がい者福祉、子育て支援の各分野においては、ボランティアの育成・学習・交流などを行ってきましたが、参加者の偏りなどの課題も見られます。
- ボランティア、地区社協、区、民生委員・児童委員等など福祉活動の担い手は、固定化、高齢化が進み、人材の確保が課題であり、新たな人材の掘り起しが必要です。
- 村民アンケートでは、近所に住んでいる、何らかの支援を必要としている方への支援の意向は約5割に上ります。
- 地域のために何かしたいと考えている人たちの「気持ち」や「思い」の実現に向けてサポートする講座や、学んだ人たちが“活動の実践”につながるよう、支援をしていくことが必要です。

目指す姿

- 担い手の発掘・育成・支援を行い、地域の支え合い活動が活発化しています。
- 学びが次の活動につながり、維持され、暮らしを支えています。

参考データ・情報

図表44 各種セミナーの様子



主な取組み

福祉活動の担い手の発掘・育成

<地域の交流やつながりづくりに向けた講座の企画・実施>

- 地域特性に合った講座（地域支え合いセミナー）を行い、地域福祉活動の新たな担い手の発掘やつながりづくりを行います。
- 意志ある住民有志の方を支援するため、活動の意義や社会的役割を学ぶ講座を開催します。
- 地域課題や生活課題のある人を見つけ、関係機関と連携を進めるなど、中核的な役割を担う地域リーダーの育成を進めます。

<講座等への講師派遣や運営支援>

- 地区社協や老人クラブ等、各種団体が行う集会への講師派遣や運営支援を行い、趣味や学びを活かしたつながりづくりを支援します。

<介護予防、認知症、子育て等を支える人材の育成>

- 全身体操や口腔体操などの介護予防に関する講座を行い、住民主体のサロン等の場で指導できる「介護予防リーダー」を育成します。
- 認知症の方の特性を正しく理解して適切な接し方ができる「認知症サポーター」を養成する講座を開催します。また、サポーターやサポーター養成講座の講師役となる「キャラバン・メイト」の活動の場を作り、認知症を見守るための活動に意欲的に参加する住民組織「チームオレンジ」の体制づくりを進めます。
- 子育て相談員やプレイリーダー*、ファミリーサポートセンター協力会員等、子育て支援に取り組む人材の発掘・育成に努めます。

<高校や大学等と連携した担い手の育成>

- 高校や大学等と連携し、生徒・学生など若い世代が地域活動に参加しやすい仕組みづくりを行います。

組織・団体等の育成

<人材や民間組織等の把握>

- 地域ボランティア、NPO*などの人材や民間組織について把握します。介護予防や交流の場の新しい講師の発掘を行います。

<ボランティアセンターの機能充実>

- ボランティアセンターの機能充実に努めます。またボランティア活動に意欲のある村民の需給調整などコーディネート機能を充実するとともに、ボランティア講座などを開催します。

<民生委員・児童委員への支援>

- 民生委員・児童委員活動の周知を行います。また、民生委員・児童委員が対応困難な事例が生じた場合のサポート体制の強化など、活動しやすい環境づくりを進めます。

▼用語 プレイリーダー：遊びを見守り、困ったときに対応したり、子どもの言葉にならない思いを周りの大人に伝える“代弁者”的こと。

1-4 地域福祉を促進する仕組みづくり

現状と課題

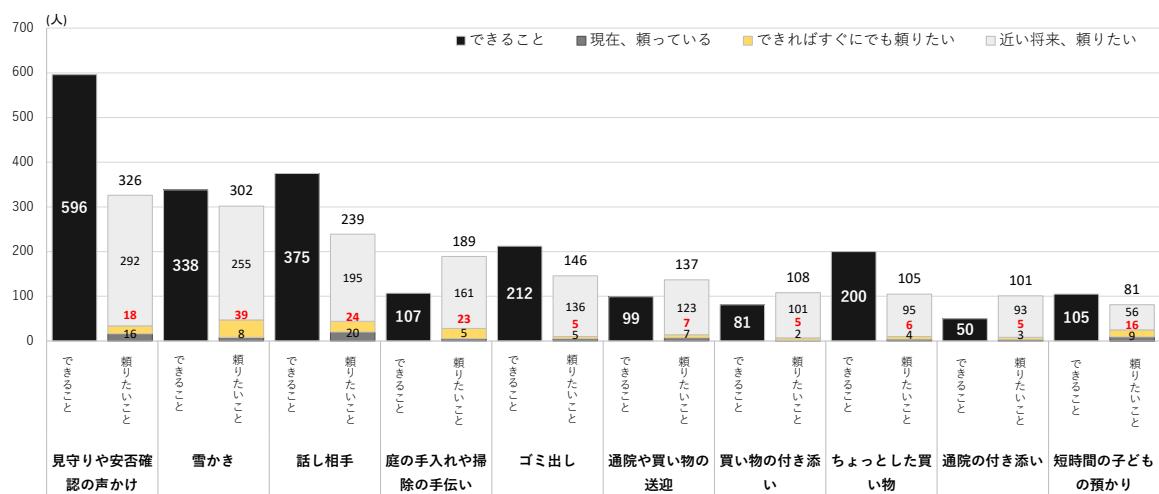
- 平成28（2016）年度から村では「まっくん生活支え愛事業*」、社協では「生活支援サービス "みなみちゃん"**」を運営し、生活支援のニーズと有償ボランティアによるサービスのマッチングの取組みを開始しました。しかし、仕事の依頼数とボランティア数のミスマッチが発生し、新型コロナウイルス感染症の影響も重なったことで、利用が伸び悩んでいます。
- 高齢者福祉部門では、平成28（2016）年度から生活支援コーディネーター*を社協に委託し1名を配置、平成29（2017）年からは社協1名と地域包括支援センター*職員3名を兼務の体制で配置しました。しかし、地域で生活支援の課題を共有し、検討を行う場が少なく、兼務であることから、地域資源の発掘・ネットワーク構築の活動が単発的な取組みになりがちです。
- 今後、単身高齢者世帯等の増加に伴い、地域において買い物や調理などの家事が困難な高齢者が増えることが予想される中、支え合い活動や生活支援サービスの必要性は高まると考えられます。地域の多様な主体が、地域の課題を共有し、課題解決に向けた検討を進めていく体制を構築していくことが求められます。
- また、区・組、地区社協等では、担い手の高齢化・固定化など様々な課題があがっています。持続可能な活動として継続できるよう、区・組、地区社協等の体制や活動内容の効率化の検討が必要な時期にきています。

目指す姿

- 地区社協やその他有志のグループ、区などの地縁組織など、地域の多様な主体が協議を行い、地域の実情に合った生活支援サービスが提供され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けています。

参考データ・情報

図表45 介護、子育てなどで困っているご家庭があった場合にできることとご近所や地域に頼りたいこと
[複数回答]



出典：村民アンケート

主な取組み

地域に必要なサービスの検討の場づくりと創出

<地域の多様な主体による話し合いの場づくり>

- 地区社協やその他有志のグループ、区などの地縁組織など、地域の多様な主体が、定期的に情報や地域の課題を共有しながら、課題解決に向けた話し合いの場を設けます。話し合いを重ねることで、福祉活動を担う団体・事業所の連携強化や、見守り活動、居場所づくりなど地域ならではの支え合い活動、生活支援サービスの創出を促進します。

<地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）*の活動促進>

- 生活の中の支え合いの場の訪問・評価、地域交流の活動・生活支援サービスの情報収集、組織的な活動の立ち上げ・運営支援などを行う「地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）*」を専任で配置し、住民同士による支え合いの地域づくりの取組みをサポートします。

<福祉事業所との連携強化>

- 村社協、福祉施設の事業所など、専門職と顔の見える関係づくりを進め、定期的に情報共有や課題等を共有する場を設けるとともに、課題解決に向けた検討を行います。
- 個別事例をもとに、それぞれの立場から課題や必要なケア等を出し合い、必要な取組みの導出につなげます。

<サロン・ボランティア団体等の立ち上げ支援>

- サロン・ボランティア団体等の立ち上げの実践例を紹介していきます。
- サロン・ボランティア団体等の立ち上げ意向がある人たちへの情報提供や立ち上げ支援を行います。

地域福祉の推進体制の検討

<地域にあった有償ボランティアの仕組みづくり>

- 村では「まっくん生活支え愛事業*」、社協が「生活支援サービス“みなみちゃん”*」を実施しています。現在、見えている課題を踏まえて役割や機能を整理して、より効果的な仕組みとなるよう、磨き上げていきます。

<区・組等のあり方の検討>

- 区などの地縁組織が、持続可能な活動として継続できるよう、必要な活動の精査、役割分担の検討など、効率化の検討を行います。

<地域福祉の推進体制の検討>

- 担い手の高齢化、不足等の課題があり、推進体制の検討を行います。

▼用語 生活支援サービス"みなみちゃん": 介護保険や障害者総合支援法の認定を受けられない方や、受けっていてもそれ以外の細かいサービスが必要な方を、「お隣さん」感覚でサポートする有償ボランティア。

地域包括支援センター: 地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などをを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的した機関。

政策 2

なんでも相談できる体制・仕組みをつくる

2-1 相談支援体制の充実

現状と課題

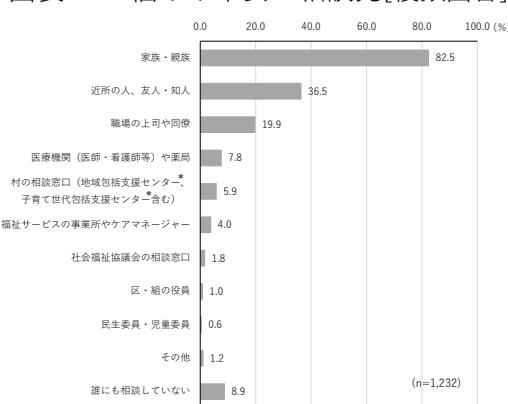
- これまで、村の福祉部門では高齢者、障がい者といった対象者の属性を越えて、連携対応していました。また、多機関と連携し、以下のような相談支援体制を整備してきました。
<これまで整備してきた多機関連携による支援体制>
 - 妊娠期から18歳までの子育て支援（子育て世代包括支援センター*）
 - 高齢者の在宅介護等の保健、介護、福祉分野による連携支援（地域包括支援センター*）
 - 権利擁護支援・成年後見制度の利用促進（権利擁護ネットワーク連携協議会*）
 - 生活困窮者に対する専門的なサポート（まいさぽ上伊那*）
 - 障がい者の自立、就労のサポート（上伊那圏域障がい者就業・生活支援センター*）など
- 構築した支援体制の機能強化を進めるとともに、現在、求められている分野における専門家との連携体制などを構築していくことが必要です。
- 複雑化・多様化した課題を有する人が増える中、相談支援にあたる職員の知識・技術の習得及び体制の強化を図るとともに、専門機関と連携した協力体制が求められます。
- また、複雑化・多様化した課題を抱えた人の場合、表面化した課題が解決してもその後、再び、課題を抱えてしまう可能性が高いと言われています。暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的に「つながり続ける支援（伴走型支援）」が必要です。

目指す姿

- 複雑化・多様化した課題に的確かつ円滑に対応できる体制が構築されています。
- いかなる困りごとに対しても適切な相談支援を行うとともに、すぐに解決できない方に対しては「つながり続ける支援（伴走型支援）」を行うことで問題を抱えた人やその家族が安心して日常生活を送っています。

参考データ・情報

図表 46 悩みや不安の相談先[複数回答]



出典：村民アンケート

主な取組み

相談支援体制の整備

<相談窓口の機能強化>

- オンライン相談窓口の開設など、いつでも誰でも気軽に相談できる相談窓口を整えます。また、相談内容を関係する部署や機関へと適切につなぎ、対応できる体制を整えます。

<各種相談支援の機能強化>

- 生活困窮者の発見のため、相談体制の充実と関係機関との協力体制を構築します。
- 地域包括支援センター*の体制整備と機能の充実を図ります。
- 子育て世代包括支援センター*を中心に、子育てに関する総合的な支援を行います。

相談支援力の向上

<村職員の相談力の向上>

- 困難事例等の共有・検討や、研修への参加を通して、相談支援力の向上を図ります。
- 複雑化・多様化した課題を抱えた人には「つながり続ける支援（伴走型支援）」を行います。
- 職員の専門性を高めるため、社会福祉士などの専門職を配置し、体制を強化します。
- 事例共有等を行い、支援を必要とする方が、必要な支援を受けられるようにします。

<専門機関等との連携による相談対応力の向上>

- 「まいさぽ上伊那*」、「上伊那圏域障がい者就業・生活支援センター*」など専門機関との連携を強化します。
- 上伊那圏域で行われる医療や介護分野の専門機関同士の連携・調整のためのネットワーク会議へ参加し、広域的な連携を強化します。

2-2 早期発見に向けた関係機関との連携・情報発信の強化

現状と課題

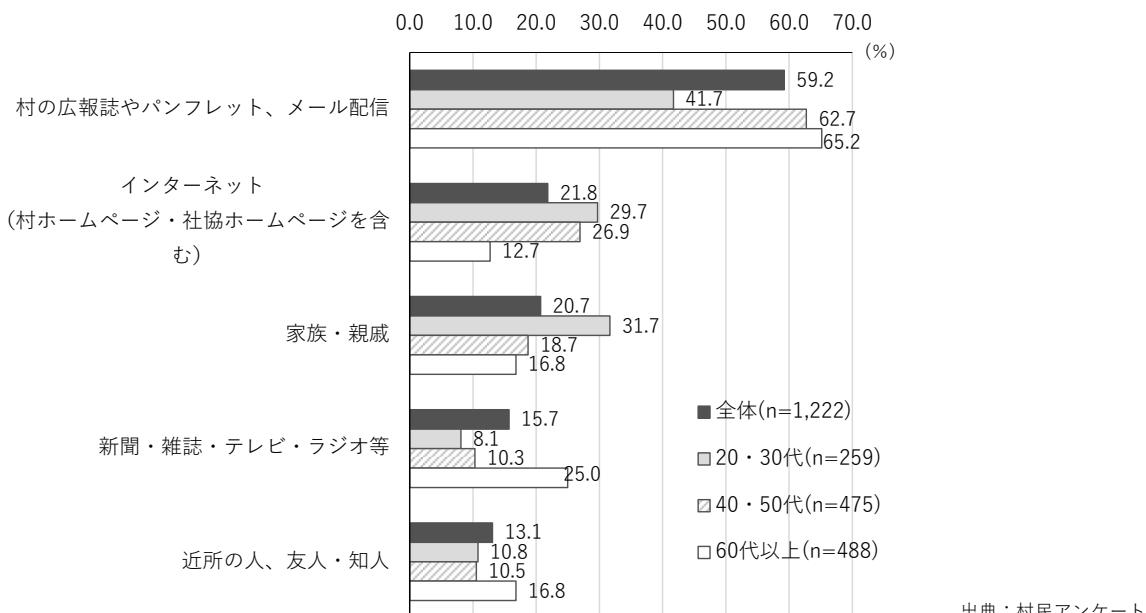
- 支援が必要な方を早期に支援につなげる仕組みづくりが必要ですが、アンケート結果をみると、何らかの支援が必要な人がいた場合に、「どこに連絡すればよいかわからない」という回答が23.1%を占めるなど、村民から見た場合の相談先が不明確であるという課題があります。
- 村民に、様々な生活課題に対する相談窓口やサービス等を周知し、当事者となり困った際や、見かけたりした場合の通報・相談につなげることが重要です。
- 支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること（アウトリーチ*）の強化も求められます。福祉部門はもちろんのこと、水道や税務部門など生活困窮の予兆に気づくことができる部門との府内連携の強化により早期発見につなげることが必要です。
- 困難を抱えた方や家族の早期発見に向け、民生委員・児童委員や地区社協等との関係者とのネットワークづくりを支援し、見守り活動を新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻していきます。また府内連携、関係機関との連携を強化していくことが必要です。

目指す姿

- 相談窓口やサービス等の認知度が高まっており、支援を必要とする人やその周囲の人人がしっかりと相談を行っています。
- 府内外の関係機関との連携体制が構築され、支援を必要とする人を早期発見しています。
- 地域の交流の場が困りごとを相談できる窓口として機能し、村や民生委員・児童委員、社協等へつなげる仕組みができています。

参考データ・情報

図表47 村の福祉サービスや保健などに関する情報の入手方法 [複数回答] (上位5つ)



出典：村民アンケート

主な取組み

相談窓口、福祉サービス等の情報発信の強化

- ・ いつでも誰でも気軽に相談できる窓口の周知を図ります。
- ・ 広報誌、SNS*等を通して、支援やサービスの情報をわかりやすく伝えます。また、サロン、カフェを通して相談窓口や福祉サービスを紹介していきます。
- ・ 特に生活支援にかかる相談先や支援制度、活動助成団体や住民活動の資金確保に関する情報提供を進めています。

早期発見に向けた体制やネットワークの構築

<府内連携の強化>

- ・ 庁内部門とのケース検討会等を行い、必要に応じて水道や税務部門など福祉部門以外とも連携することで複合的な課題を有する人の早期解決につなげます。

<アウトリーチ*型支援の実施と地域福祉ネットワークの形成>

- ・ 複合的な課題を抱えていたり支援に拒否的な状況に対しては、信頼関係の構築やつながりの形成に向けた支援を通じて課題の解決を図ります。
- ・ 村、社協、地域包括支援センター*、民生児童委員協議会、ボランティア運営委員会、区や地区社協、サロンなどの自主グループ等との連携により、生活困窮、高齢者虐待などの早期発見や見守るための地域福祉ネットワークの形成を図ります。
- ・ 保護者、学校、保育園、教育委員会など関係機関の連携強化を推進し、児童虐待やヤングケアラー*など子どもを取り巻く課題の早期発見につなげます。

<企業等と連携した見守りネットワークの構築>

- ・ 郵便局や新聞配達業者、介護保険事業所等と連携し、消費生活や健康、安否などに気を配り、有事の際には関係機関へつなぎ、支援する仕組みを構築していきます。

▼用語 アウトリーチ：生活上の課題を抱えていても相談機関等へ出向くことができない個人や世帯に対して、訪問支援、当事者が行きやすい場所での相談、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかけること。

政策3

誰もが自分らしく安心して暮らせる地域をつくる

※3-1は第5章に記載しています。

3-2 暮らしを支える公的な福祉サービスと生活環境の確保

現状と課題

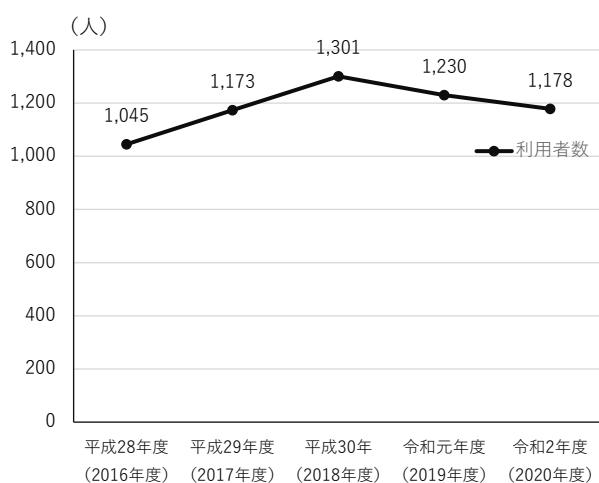
- 公的な福祉サービスは、日常生活に困難を持つ方々の暮らしを支える重要な基盤となっています。高齢者、障がい者、子育てなどの対象別の公的な福祉サービスの周知を図るとともに、安定的に提供していく体制を整えることが必要です。
- また、制度の狭間で困難を抱えている方に対しては、早期に状況を把握し、寄り添いながら、適切な対応策を模索し、暮らしを支えていくことが重要です。

目指す姿

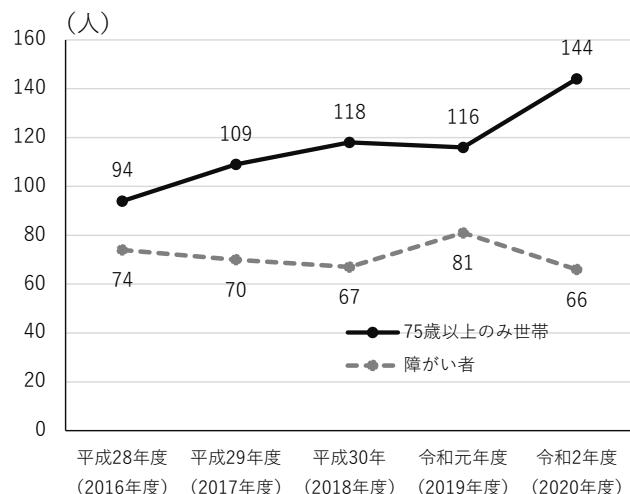
- 対象者別の公的な福祉サービスが安定的に提供されており、村民の生活を支えています。
- 制度で対応できない問題を抱える方が希望をもって生活を送ることができるよう発見体制、支援が機能しています。

参考データ・情報

図表48 福祉移送サービス利用実績の推移



図表49 障がい者及び高齢者タクシー利用料金助成事業の申請者の推移



出典：南箕輪村

主な取組み

在宅生活を支えるサービスの充実

<福祉サービスの持続可能な提供体制の構築>

- 福祉サービスへの入職の促進、職場環境の改善による離職の防止等を促進し、安定的なサービス提供体制の構築を支援します。また適正化に向け、各計画で見込み量を算出し、確保していきます。

<移動困難を抱える人の外出支援>

- タクシー料金の一部助成、福祉移送サービスの実施などにより、移動に困難を抱える人の社会参加や地域交流の場などへの移動手段の確保を行います。

<バリアフリー*化の推進>

- 道路、公園、公共施設などのバリアフリー*化、ユニバーサルデザイン*化を推進し、地域で生活していくうえでの障壁を解消していきます。また、高齢者や障がい者の在宅生活継続に向けた住宅改修の補助等を引き続き行います。

<情報のバリアフリー*化の推進>

- 高齢者や障がい者等が公的な福祉サービスの情報を適切に入手できるよう、ホームページの利用しやすさの向上や、拡大文字、音声、点字、メール等を活用した情報提供を行います。また、各種講演会などにおける手話通訳者、要約筆記者の配置を行います。

<外国籍住民等への支援>

- 行政の情報発信は、やさしい日本語*を用いるとともに、ICT*等を活用しながら多言語対応を図ります。

<福祉サービスの定期的な検討>

- 制度の狭間で課題を抱える方への支援に向けて、隨時、必要な福祉サービスの検討を行います。

就労に困難を抱える人への横断的な支援

<就労・定着支援>

- 就労の支援者である職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用や職業訓練機会の充実を図ります。課題を抱える人の雇用機会の拡大と職場定着のための支援を行います。

▼用語 バリアフリー：段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる考え方。

ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

やさしい日本語：阪神・淡路大震災をきっかけに、外国人に早く、正しく、わかりやすく情報を伝えるために考えられたわかりやすい日本語。

ICT：Information & Communications Technologyの略。情報通信技術。

3-3 いのちを守る支援の充実

現状と課題

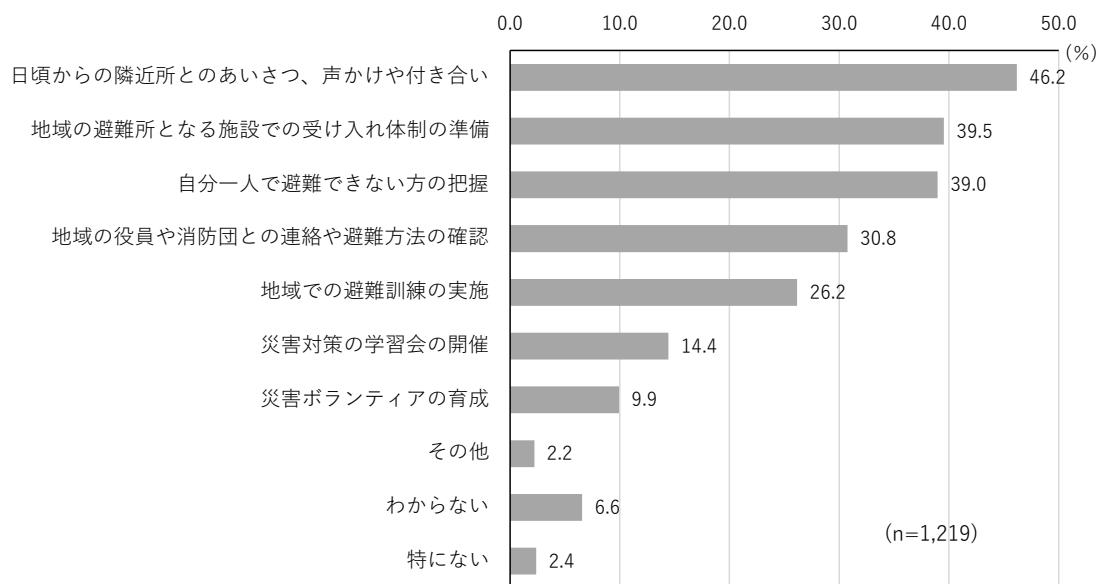
- 近年、東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨など甚大な被害を及ぼす自然災害が多発しています。「自然災害は発生するもの」を前提に、被害を最小限に食い止めるため、地域において「減災」の取組みを強化することが重要です。
- 日常生活において、支援が必要な方は災害時にも逃げ遅れる危険性が高く、災害発生後も生活の再建に向けて大きな困難を抱えがちです。第1次計画期間中には、要援護者台帳*の作成により避難に援助が必要な世帯の把握が進みました。避難行動が困難な方々の支援の方法や役割分担等には課題が残ります。「個別避難計画*」の策定を行い、避難を支援できる体制と関係性をつくることが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、複雑な課題を抱える人たちが増えています。苦しい時期を乗り切るためにサポートや経済的困窮などからの自立支援の取組みが求められています。

目指す姿

- 地域防災の要となる関係組織の充実・強化と自助・共助により地域の防災力が高まっています。
- 災害時の避難に支援を要する「避難行動要支援者*」には、個々の特性に合わせて家族や自主防災組織*、介護または障がい福祉事業所等の関係機関による支援も含め、スムーズな避難ができる体制が整備されています。
- 災害や経済的危機があっても、安心して生活を送れるセーフティネットがあり、心のやすらぎや拠り所がある地域が実現しています。

参考データ・情報

図表50 災害発生前の備えとして、地域において特に重要な取組み [3つまで選択]



出典：村民アンケート

主な取組み

地域防災の充実

<要支援者の避難支援体制の構築>

- ・ 災害時に関係機関と連携できるよう、避難行動要支援者*名簿の整備と個別避難計画*の作成を行います。
- ・ 災害時住民支え合いマップ*等による地域での避難支援体制の確立を図ります。

<地区の防災力の強化>

- ・ 各地区において防災士*を育成するとともに、出前講座の活用等により、自主防災組織*の機能の強化を図ります。また、より実践的な訓練や研修が行えるよう支援します。

<地区の自主防災組織*間の連携強化>

- ・ 自主防災組織*連絡協議会において、各地区の自主防災組織*間の連携強化を図ります。

緊急時や複雑な課題を抱える人への支援

<複雑な課題を抱える人の自立支援>

- ・ 生活保護者、生活困窮者への自立相談支援、就労支援を行います。また、社協では生活福祉資金の貸付けや日常生活自立支援事業を実施します。

<ひとり暮らし高齢者等の緊急時対応体制の整備>

- ・ ひとり暮らし高齢者緊急時通報体制*を整備します。

<居住支援>

- ・ 離職等により住宅を失った生活困窮者に対して、まいさぽ上伊那*と連携し、長野県社会福祉協議会が行う「入居保証・生活支援事業*」の活用など、住まいの確保に向けた支援を行います。

▼用語 要援護者台帳：重度の障がいのある人や一人暮らし高齢者などが、災害時、地域のなかで支援を受け、迅速かつ的確に避難できるよう、対象者を登録した台帳。

避難行動要支援者：高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を「避難行動要支援者」という。

個別避難計画：村が作成する一人ひとりの避難行動要支援者に対する具体的な避難支援計画であり、近隣協力員、避難先、避難方法等を記載する。

自主防災組織：「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神に基づき、地域住民が自主的に結成する防災組織。

災害時住民支え合いマップ：災害時の避難に支援が必要な要配慮者、支援者、社会資源等を表記した地図。

防災士：「自助」「共助」「協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人。

ひとり暮らし高齢者緊急時通報体制：ひとり暮らし高齢者等の自宅に緊急通報用の電話機などを設置し、緊急時の救援を迅速に行うサービス。

入居保証・生活支援事業：賃貸住宅に入居する際の保証人が確保できない人（以下「対象者」）について、長野県社会福祉協議会が対象者と入居に関する保証利用契約を、家主又は不動産業者とは入居に関する債務保証契約の締結を行う。さらに、利用者が居住する市町村の社会福祉協議会が入居中の生活を包括的に支援することにより、対象者の住居確保を支援し、居住地域での生活を支えることを目的とし、将来的には本事業を利用することなく自立した生活ができるようになることを目指す事業。

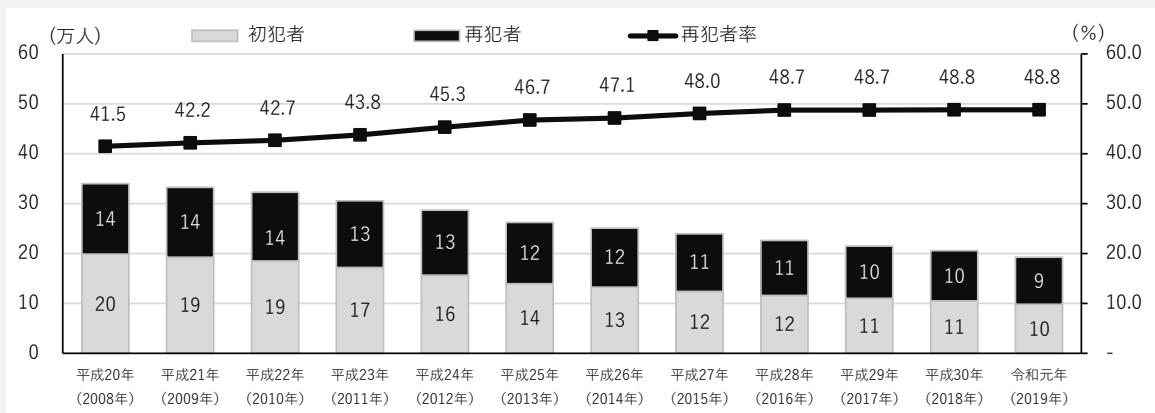
3-4 再犯防止の推進（南箕輪村再犯防止推進計画）

【計画の背景・目的】

近年、刑法犯の検挙人数は全国的に減少している一方で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は増加しています。このことから、再犯防止対策は治安を維持するために重要な取組みとして認識されるようになります。平成28（2016）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定されました。

本村においても「南箕輪村再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等が社会復帰するための仕組みづくりを推進することで、誰一人取り残さない安全で安心なやさしい村づくりを目指します。

図表51 全国の初犯者・再犯者別 検挙人員の推移



※「再犯者」は、刑法犯により検挙された人のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された人をいう。

「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

出典：警視庁

【計画の期間・対象】

- 計画期間：令和4（2022）年度～令和8（2026）年度までの5年間
- 対象者：「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める者で、犯罪をした人又は非行少年もしくは非行少年であった人であり、以降では「犯罪をした者等」とします。

現状と課題

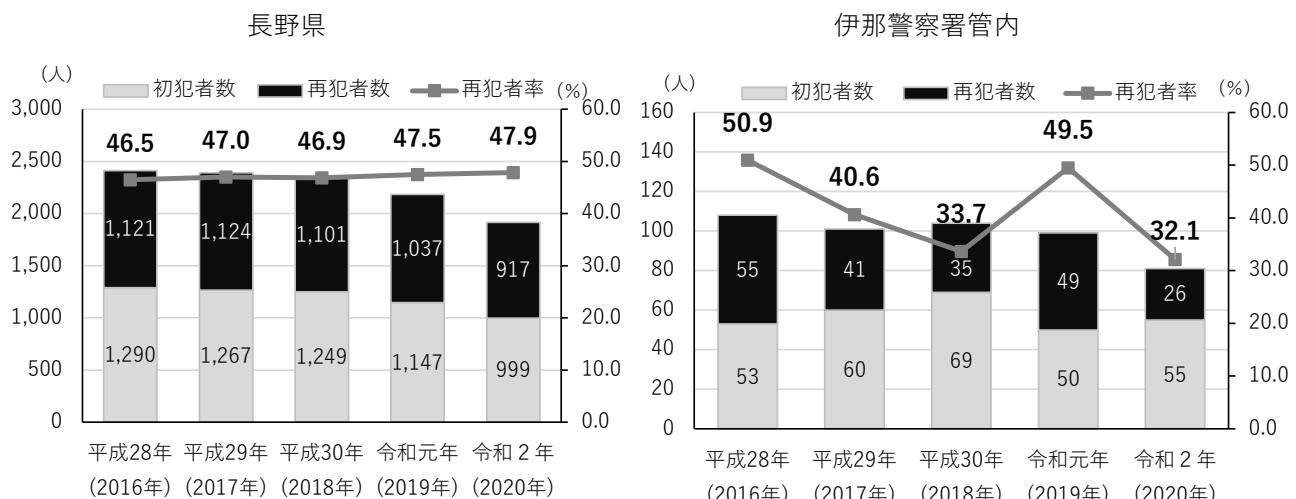
- 長野県における刑法犯検挙者は減少傾向にあります、再犯者率は約50%で推移しています。伊那警察署管内での再犯者率は、近年、増減し30~50%の間で変動しています。
- 村民アンケートでは、国が刑務所などを出した人への再犯防止に向け、法律を施行し、社会復帰支援の推進に取り組んでいることを「知っている」と回答した人は13.1%とわずかでした。
- 国の再犯防止推進計画（平成29（2017）年12月15日閣議決定）では、犯罪をした者等は貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱えていることを指摘しています。これまでの国の刑事・司法関係機関による取組みだけでなく、村民の理解を促し、関係機関等が一丸となり、切れ目なく、息の長い支援を実施することが必要です。

目指す姿

- 様々な主体との連携により、支援が必要な対象者を包括的に支援する体制が整っており、犯罪をした者等も、再び罪を犯すことなく地域社会の一員としてともに暮らしています。

参考データ・情報

図表52 初犯者・再犯者別 検挙人員の推移

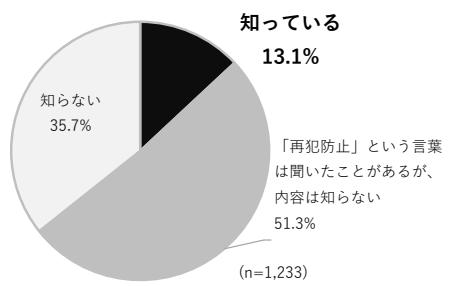


※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有する人のことをいう。

出典：長野県警察本部刑事部捜査支援分析課

図表53 国が刑務所などを出した人の再犯防止に向け、

社会復帰支援の推進に取り組んでいることを知っている割合



出典：村民アンケート

主な取組み

再犯の防止等の推進に関する法律の第3条に掲げられた「基本理念」及び国・長野県の計画に設定された「基本方針」を踏まえ、次に掲げる取組みを重点的に実施します。

就労・住居の確保

<就職及び就労定着の支援>

- 就労に関する困りごとに対し、生活就労支援センター「まいさぼ上伊那*」を主な窓口として、県やハローワークなど関係機関等と連携を図りながら、就労支援を行います。
- 更生保護活動に従事する保護司*会や保護観察官*等の専門家等と連携して就労支援に努め、自立の援助を図ります。

<住居確保の支援>

- まいさぼ上伊那*と連携し、長野県社会福祉協議会が行う「入居保証・生活支援事業*」を活用して、身元保証人の確保に努めます。

保健・医療・福祉等サービス提供による支援

- 犯罪をした者等のうち、生活に困窮する者や障がい者等の福祉的な支援が必要な者に対して、必要な保健、医療、福祉等のサービスの提供につなげます。
- 薬物乱用防止の意識高揚と規制薬物等に関する正しい知識の周知徹底を図るための啓発活動を行います。
- 薬物依存や精神障がい、認知症などの場合は、専門的な医療機関や保健所と緊密な連携を取り、支援を行います。

学校等と連携した支援の実施

- 小中学校のスクールカウンセラー*及びスクールソーシャルワーカー*を通して、関係機関や村民とも協力し、様々な悩みを抱える児童生徒・保護者に対して適切に相談支援を行います。
- 学生等（高校・高専・大学・短大・専修学校・大学院）の学習意欲を支えるため、奨学資金助成や奨学金返還支援補助金の利用を促進します。

犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施

- 学校、警察、児童相談所などの関係機関との連携を図り、日常的な支援ネットワーク体制を構築します。
- 警察や学校などの関係機関と連携しながら、街頭の巡回や見守り活動等により、犯罪・非行の防止及び健全育成に取組みます。

民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

- 再犯防止推進啓発月間である7月を中心に、社会を明るくする運動*を、保護観察所*、保護司*会等と協力して推進し、村民に広く周知をします。
- 更生保護活動の一層の充実強化を図るために、地域における活動拠点である「上伊那更生保護サポートセンター*」の運営をはじめ、民間ボランティアの活動を支援します。
- 保護司*、更生保護女性会等の更生保護ボランティアや少年警察ボランティア*等の民間のボランティア活動について周知し、村民の理解促進に努め、人材の確保を支援します。
- 地域社会の安全・安心に貢献した個人・団体を顕彰、又は他の顕彰制度の候補者として推薦し、その活動や意義が広く村民に共有されるよう努めます。

国・県・民間団体等との連携強化

- 犯罪をした者等について、刑事司法関係機関、更生保護関係の支援者・団体、福祉関係機関等との連携により、社会全体で立ち直りを支援することで、安定した生活を実現し、再犯の防止を推進します。
- 長野県再犯防止推進計画に基づいて、市町村が行うべき取組みを積極的に推進します。
- 再犯防止推進計画の進行管理及び見直しに当たり、更生保護関係者の南箕輪村福祉計画策定懇話会委員への参画を検討します。

- ▼用語 保護観察（官/所）：犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うこと。指導と支援を行う人を保護観察官といい、機関のことを保護観察所という。
- スクールカウンセラー：いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応を図るために、児童・生徒の心のケア、保護者・教職員のアドバイス等を行う、臨床心理士のこと。
- 社会を明るくする運動：すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。
- 少年警察ボランティア：警察本部長等が委嘱する民間のボランティア。「地域の子どもは、地域で育てる」を基本理念に、少年の非行防止と健全育成のため、行政、学校などと連携し、地域に密着した活動を展開している。

第5章 権利擁護の推進（南箕輪村成年後見制度利用促進計画）[政策3-1]

第1節 計画策定の趣旨

認知症や知的障がい等により、財産の管理や日常生活に支障がある人を、社会全体で支え合うことが高齢社会において喫緊の課題となっています。

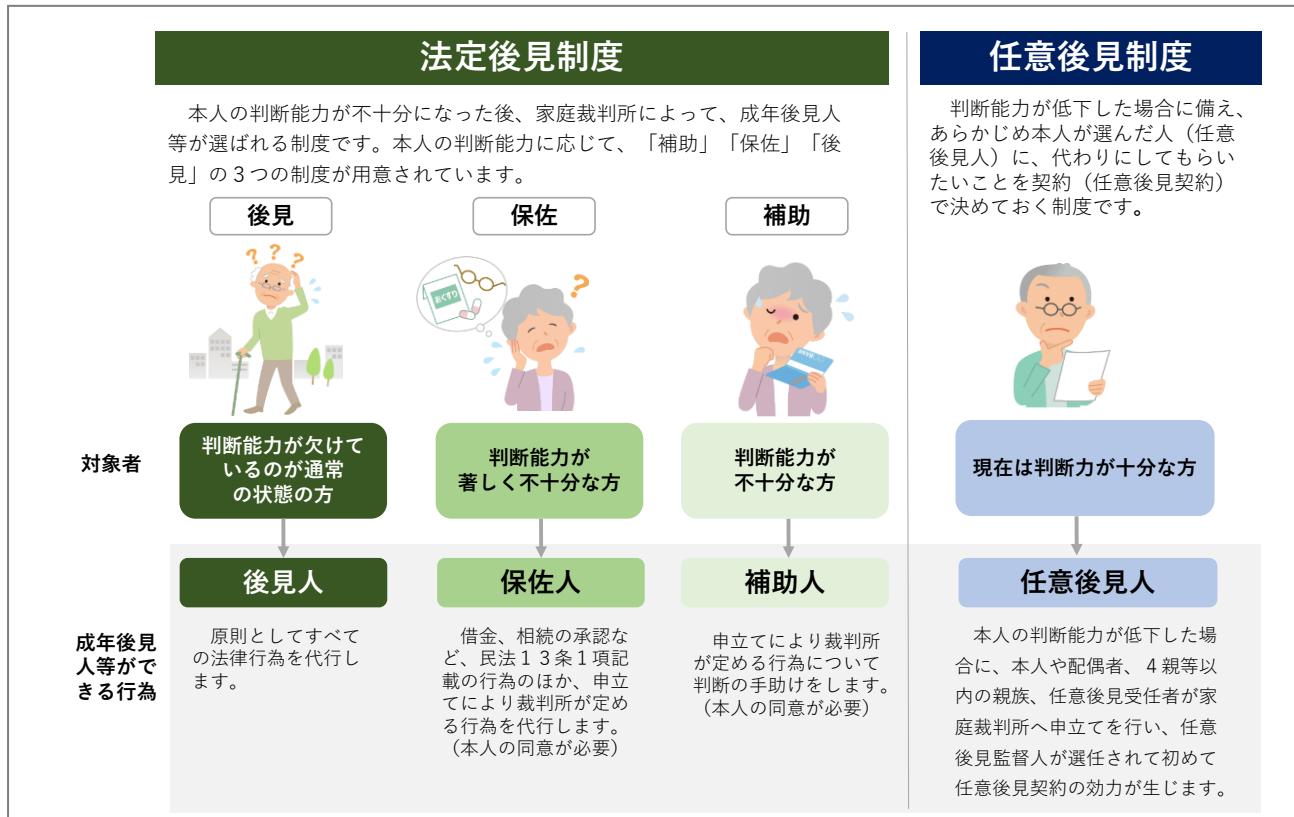
成年後見制度がこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、現在十分に利用されていないという課題があります。このような状況を踏まえ、国では「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28（2016）年法律第29号）」を制定し、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

南箕輪村においても、制度の利用が必要な人への支援や制度の理解を促進することが必要となることから、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「南箕輪村成年後見制度利用促進計画」を策定します。

成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方（本人）について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

図表54 成年後見制度とは



※成年後見人等であっても、医療同意や身元保証を行うことはできません。また、成年後見人等は直接的な介護や看護などを行うものではありません。

※成年後見人等の職務は、原則として、本人（被後見人等）の死亡により終了します。

第2節 計画策定過程

計画策定にあたっては、支援者へのニーズ調査、村民アンケート調査を実施し、南箕輪村権利擁護ネットワーク連携協議会*の専門部会で検討を行いました。

■支援者へのニーズ調査の実施概要

- ・ 目的：成年後見制度に係るニーズの把握
- ・ 対象：村民に福祉サービスを提供している居宅介護支援事業所 介護支援専門員
障がい者相談支援事業所 相談支援専門員
- ・ 方法：郵送による配布・回収
- ・ 調査実施期間：令和3（2021）年10月13日～10月29日
- ・ 回収数：介護支援専門員 48名 相談支援専門員 35名

■村民アンケート調査の実施概要

- ・ 対象：満20歳以上で南箕輪村在住の2,500名（無作為抽出）
- ・ 方法：郵送による配布・回収
- ・ 調査実施期間：令和3（2021）年9月18日～10月11日
- ・ 回収数：1,265票（回収率50.6%）

第3節 国の「第二期 成年後見制度利用促進基本計画」の概要

国は令和3（2021）年12月に「第二期 成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項（最終取りまとめ）」を示しました。そこでは、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組みをさらに進めることを示しています。

そして、今後、国の講すべき施策として、以下が示されています。

- 成年後見制度の見直しに向けた検討
- 市町村長申立て*・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討
- 総合的な権利擁護支援策の充実
- 成年後見制度の運用改善等
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの支援 など

本村においても、国の「第二期 成年後見制度利用促進基本計画」の方向性を踏まえ、権利擁護の推進を図ります。

第4節 成年後見制度をめぐる現状と課題

1. 支援を必要とする人の状況

本計画の「第2章 地域福祉を取り巻く現状・見通しと課題」に示したとおり、今後、高齢者数の増加が見込まれる中、成年後見制度を利用する可能性が高い人たちが増えることが予想されます。

図表 55 高齢者、障がい者、日常生活自立支援事業利用者の現状

要支援・要介護認定者 531人 (令和3年3月末)	認知症高齢者 190人 (令和3年)	療育手帳所持者 144人 (令和2年)	精神障害者保健福祉手帳所持者 163人 (令和3年)	日常生活自立支援事業利用者 49人 (令和2年度末)
--	---------------------------------	----------------------------------	---	---

出典：要支援・要介護認定者は厚生労働省「介護保険事業状況報告」（月報）。その他は南箕輪村

2. 中核機関*及び地域連携ネットワークの整備状況

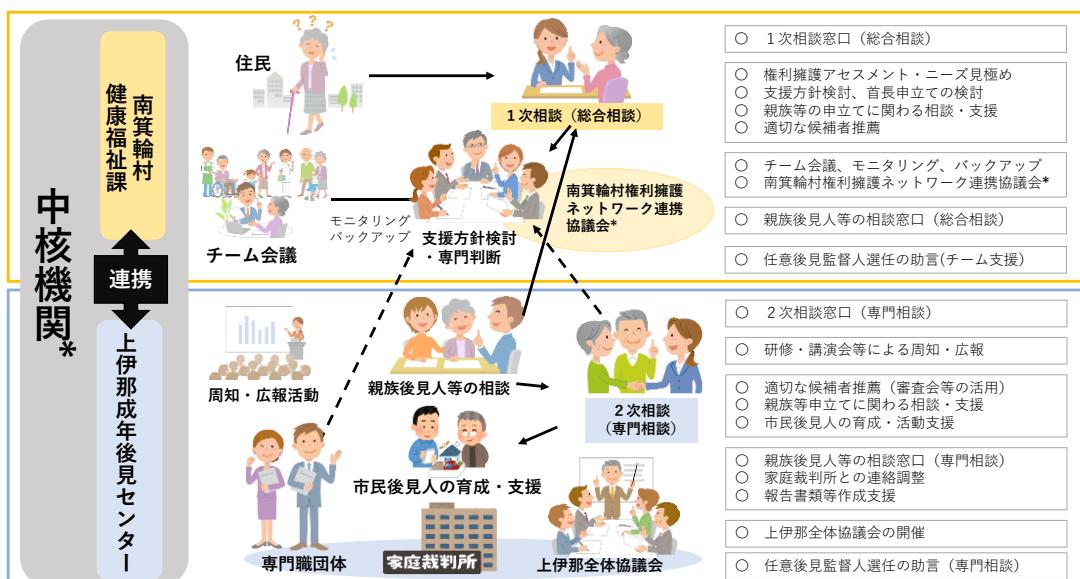
誰もが住み慣れた地域において本人らしい生活を送るために、必要な時に成年後見制度が利用できるよう、保健、医療、福祉、司法のネットワークづくり（地域連携ネットワーク）を進める必要があります。さらにそのネットワークを機能させるため、中核機関*の整備が求められています。

中核機関*及び地域連携ネットワークには、「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の4つの機能が求められ、段階的・計画的に整備されることが期待されています。

村では「健康福祉課」と「上伊那成年後見センター」を中核機関*として位置付けており、村民に身近な相談窓口や個別事例に関することは健康福祉課（1次相談窓口）が、市民後見人の養成や専門性を活かした取組みは上伊那成年後見センター（2次相談窓口）が行っています。

地域連携ネットワークを機能させる仕組みとして、南箕輪村権利擁護ネットワーク連携協議会*を設けており、全体会のほか、個別事例に関する助言や検討を行う個別ケース検討会と村の権利擁護事業の推進を図るための専門部会があります。このほか、広域的なものとして権利擁護ネットワーク上伊那全体協議会が設けられています。

図表 56 中核機関*の業務分担のイメージ図



3. 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用者数の推移を見ると「後見」の利用者は平成 30（2018）年と比較して増加しています。

図表 57 成年後見制度の利用者数の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
後見	21人	27人	28人
保佐	5人	6人	4人
補助	0人	0人	0人
任意後見	0人	0人	0人
合計	26人	33人	32人

出典：長野家庭裁判所（平成 30 年 10 月 31 日時点、令和元年及び令和 2 年は 12 月 31 日時点）

成年後見制度利用者数の注釈

- 成年後見制度の利用者（以下「利用者」という。）とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。
- 利用者数は、作成日時点で長野家庭裁判所（管内支部を含む。）が管理している利用者数を集計したものであるが、その数値は自序統計に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。利用者数には、長野県内の利用者であっても長野家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している人の数は含まれない。また、長野家庭裁判所が管理している利用者であっても、利用者の住所地が長野県外の人の数は計上していない。なお、利用者が既に死亡しているが成年後見人等の清算業務が終了していないために、長野家庭裁判所において管理を継続している人数も含まれる。
- 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地であり、利用者が実際に居住している場所や住民票所在地を必ずしも反映しているものではない。

制度利用が必要な場合でありながらも親族の協力等を得られない人などに対し実施している「村長申立て*」は、令和 3（2021）年度では 4 件でした。

また後見人等の報酬を負担することが困難と認められる人に対し、後見人等の報酬の助成を行う「成年後見制度利用支援事業」の利用者は、平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度については毎年 1 件でしたが、令和 3（2021）年度は 0 件でした。

図表 58 村長申立て*件数

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
村長申立て件数	0件	0件	1件	4件

出典：南箕輪村

図表 59 成年後見制度利用支援事業の件数

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
利用支援事業の利用件数	1件	1件	1件	0件

出典：南箕輪村

4. 成年後見制度の周知状況及び、支援者のニーズ等

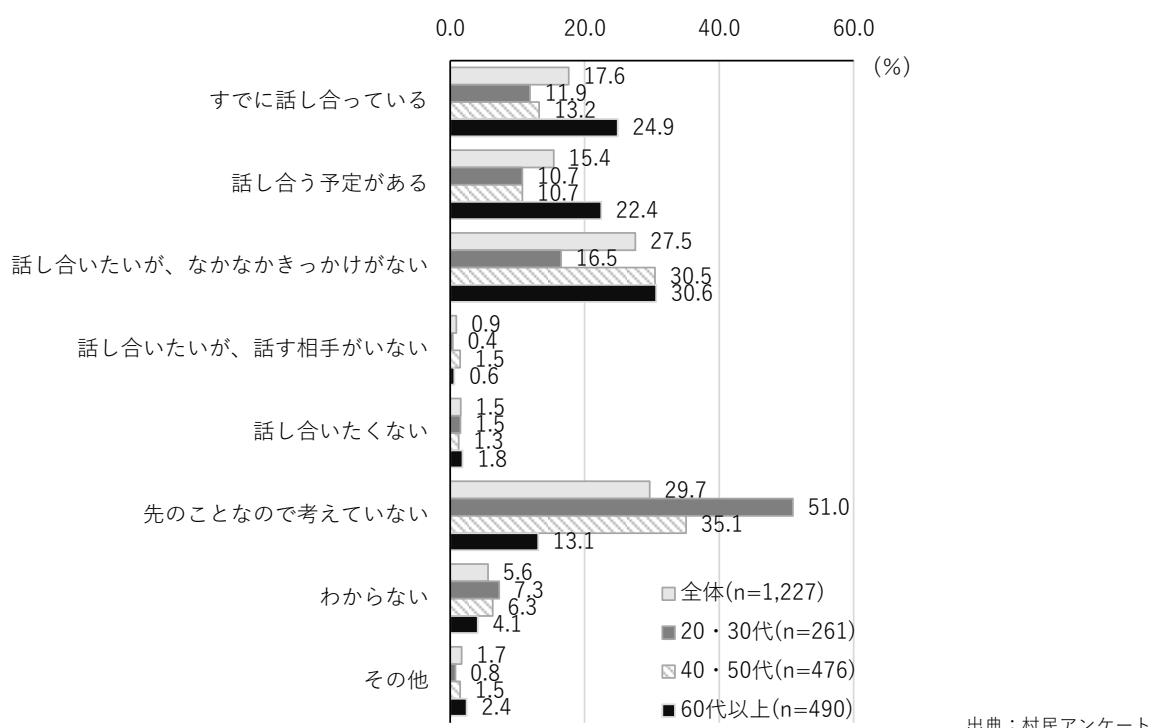
村民アンケート及び支援者ニーズ調査の結果を示します。

■人生の締めくくりに向けた話し合いの状況

村民アンケートでは、財産管理に関して家族や親族との話し合いを行っている人（予定含む）は、60代以上で半数を占めます。一方で話したいがきっかけがない人は同年代で30%です。人生の締めくくりの話し合いに対するニーズがあり、きっかけづくりが求められています。

60代以上で話したいがきっかけがない人は30%であり、きっかけづくりが必要。

図表 60 財産管理に関して家族や親族との話し合いを行っている人（予定含む）

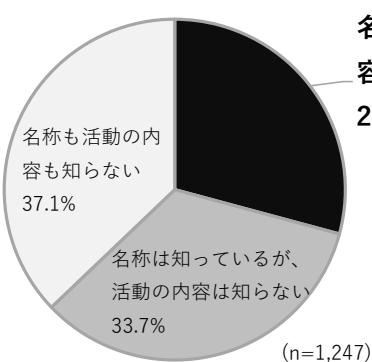


■成年後見制度や相談窓口の認知度

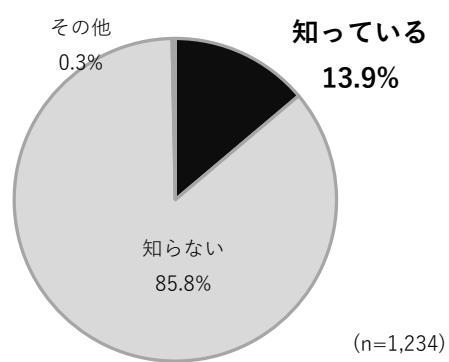
村民のうち、成年後見制度の名称も内容も知っていた人は29.2%、相談窓口を知っていた人は13.9%であり、認知度が低く、さらなる周知が必要です。

内容も知っていた人は29.2%。相談窓口の認知度も13.9%と低く、周知が必要。

図表 61 成年後見制度の認知度



図表 62 成年後見制度の相談窓口の認知度



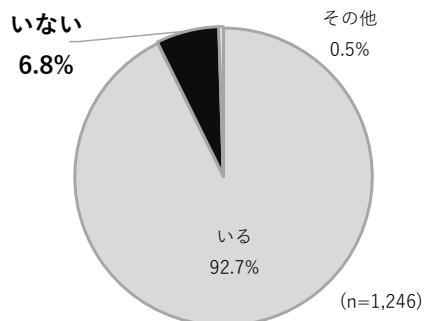
出典：村民アンケート

■入院、介護施設利用等の際の保証人や身元引受人の状況

村民アンケートでは、入院、介護施設利用等の際の保証人や身元引受人が「いない」と回答した人は6.8%であり、身寄り問題の潜在的ニーズが存在します。

保証人や身元引受人がいない人は6.8%であり、身寄り問題の潜在的ニーズが見られる。

図表 63 入院、介護施設利用等の際の保証人や身元引受人の有無



出典：村民アンケート

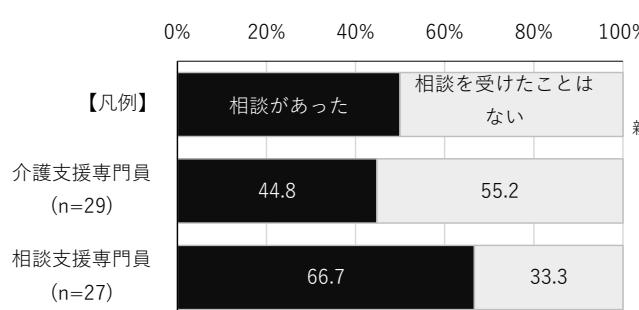
■支援者への権利擁護の相談状況

支援者のうち、権利擁護に関する相談を受けたことがある人は、介護支援専門員で44.8%、相談支援専門員で66.7%でした。半数を超える支援者が被支援者から権利擁護に関する相談を受けています。財産管理や借金など、専門的な助言を要する相談も寄せられています。

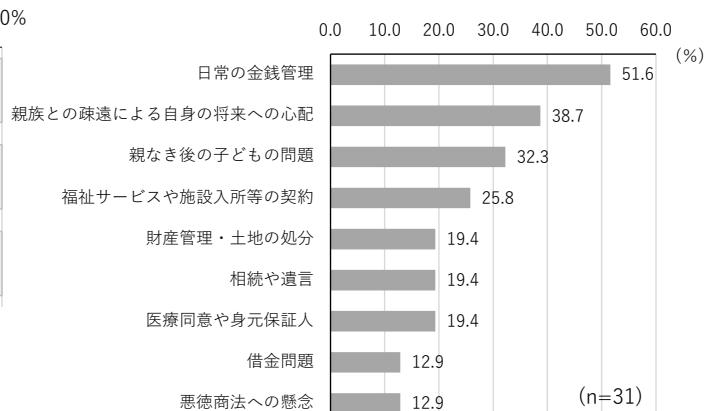
また、現在、支援している高齢者、障がい者のうち、4.5%が成年後見制度の利用が望ましい状況にあり、潜在的ニーズが存在します。

支援者には権利擁護の相談が多く、成年後見制度の潜在的ニーズが見られる。

図表 64 権利擁護に関する相談を受けた割合



図表 65 支援者のうち、相談依頼があった人の権利擁護に関する相談内容[複数回答]



出典：支援者アンケート

図表 66 支援者が成年後見制度の利用が望ましいと考える被支援者

	被支援者 総数	利用が 望ましい者	利用が望ま しい者の割合
介護保険利用者	283人	10人	3.5%
障がいサービス利用者	121人	8人	6.6%
全体	404人	18人	4.5%

出典：支援者アンケート

■支援者の相談窓口の認知度や必要な支援

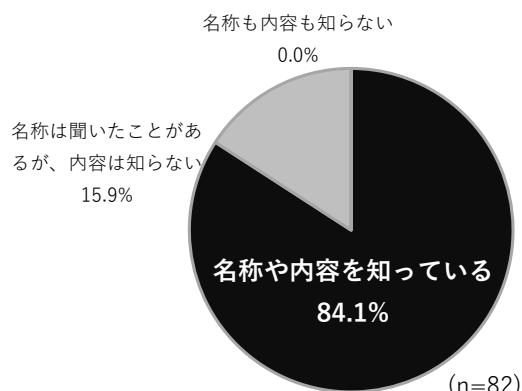
支援者のうち、成年後見制度の名称も内容も知っているのは 84.1%、相談窓口として社会福祉協議会を知っていた人は 81.9%、行政・地域包括支援センター*を知っていた人は 68.7%、上伊那成年後見センターを知っていた人は 67.5%でした。

支援者の 64.6%は成年後見制度手続の簡素化を望んでおり、申立て手続きの支援が求められます。また、半数近くが住民向けの広報に加え、支援者向けの学習会、個別相談会を望んでいます。

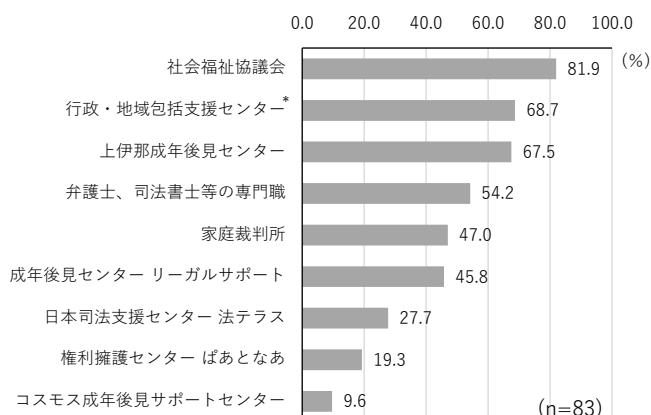
支援者の成年後見制度の内容の認知度は 84.1%。

必要とする支援は「成年後見制度手続の簡素化」「学習会」「個別相談会」。

図表 67 成年後見制度の認知度

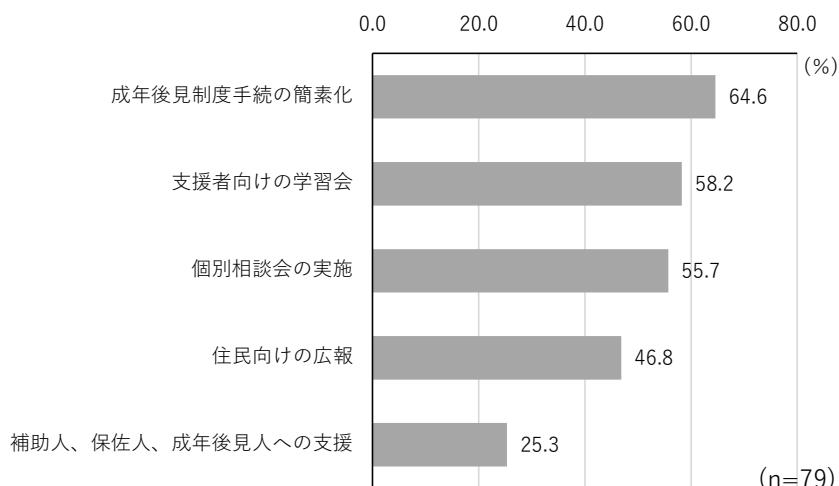


図表 68 成年後見制度の相談窓口の認知度
[複数回答]



出典：支援者アンケート

図表 69 成年後見制度の利用促進のために望むこと [複数回答]



出典：支援者アンケート

5. 主な課題

主な課題は以下のとおりです。

課題 1：権利擁護支援のための体制整備が必要。

- 支援者アンケートでは、半数を超える支援者（介護支援専門員や相談支援専門員）が、権利擁護に関する相談を受けています。
- 今後、高齢化が進む中、判断能力が十分ではない認知症高齢者などの権利や財産が守られ、虐待などを受けることがないようにするための権利擁護の仕組みがさらに重要になってきます。
- 制度利用が必要な人を把握し、適切に相談機関等につなげていくためには、権利擁護に関わる保健・医療・介護・福祉・司法・行政等の関係機関の地域連携ネットワークの連携強化が必要となります。特に相談を受けることが多い介護現場の支援者への学習会などを開催し、権利擁護支援を必要とする人の早期発見、適切な支援に向けた体制の強化に取り組む必要があります。

課題 2：成年後見制度や相談窓口の周知が不足している。

- 村民の成年後見制度の内容の認知度は29.2%、相談窓口の認知度は13.9%と低く、さらなる周知を行うことが必要です。
- 医療同意や財産管理などについて、なるべく本人に十分な判断能力があるうちに検討をしていくことが重要です。人生の締めくくりについて、家族や親族と話し合う機会を促進していくことも求められます。

課題 3：成年後見制度の利用支援が必要。

- 成年後見制度の相談窓口や地域連携の仕組みなどの体制整備は進みましたが、利用に向けては様々な手続きなどがあり、支援が必要です。
- 制度内容の難しさから利用を断念するがないよう、相談体制を強化するとともに、村長申立て*の適切な実施や後見人等への報酬支払いが困難な人などへの支援体制（成年後見制度利用支援事業等）を整え、制度利用を必要とする人が適切に利用できるようにしていきます。

第5節 基本目標・基本方針・主な取組み

1. 基本目標

誰もが尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加することができるよう、成年後見制度の利用促進の取組みを進めるとともに、権利擁護支援体制の充実を図ります。

2. 基本方針

国の政策の方向性を踏まえ、本村においては、権利擁護支援の必要な人を早期に発見し、必要な支援につなげるため、上伊那成年後見センター及び法人後見を行うなど権利擁護について先駆的に取り組んでいる村社会福祉協議会と連携して以下の推進を図ります。

- ①地域連携ネットワークの整備及び強化
- ②地域連携ネットワークの機能強化に向けた中核機関*・協議会の効果的な運営
- ③村長申立て*の適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの整備及び強化については、権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で取組みを進めます。

1：【成年後見制度の利用前】権利擁護支援の検討に関する場面

本人を取り巻く関係者が、権利擁護支援に関するニーズに気付けるよう、地域連携ネットワークづくりを通じ、権利擁護支援の理解浸透や相談窓口の周知を図ります。また、相談につながりにくい事例については、「生活の中にある自然な支え合い」や自主的なサロンといった地域のつながりの中で困り事を拾い上げ、専門的な支援につなげられるよう、地域にもネットワークを広げます。

本人や関係者から相談があった際は、成年後見制度の利用案内を行うほか、成年後見制度の利用が適切であるかを含めた権利擁護支援ニーズの精査を行う体制を整え、同制度以外の権利擁護支援（日常生活自立支援事業の利用、消費生活センターの相談対応など）にもつなぎます。

2：【申立ての準備から後見人の選任まで】成年後見制度の利用開始までの場面

財産管理や親族関係など、生じている課題を整理し、成年後見制度の申立て方法や制度利用後に必要となる支援、適切な後見人等の候補者などを検討・調整し、本人を支える権利擁護支援チームの体制構築を支援します。

後見人等の受任調整、村長申立て*や成年後見利用支援事業の実施体制の構築を図ります。

3：【後見人の選任後】成年後見制度の利用開始後に関する場面

家庭裁判所の審判により、後見人等が選任され、後見人を含めた権利擁護支援チームにより本人の支援が行われます。チーム関係者からの相談に応じるなど、本人を支援するチームを支援します。

意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透、市民後見人等の活躍支援の検討、地域の関係団体との連携強化、権利擁護に関する地域の共通課題に対する支援策の構築などを行います。

3. 主な取組み

広報・啓発の推進

- 上伊那成年後見センターなどの関係機関と連携し、制度の内容や窓口等について周知します。
- 村民等を対象とした研修会を開催し、権利擁護や成年後見制度の理解促進を図るとともに、人生の締めくくりを考える機会の提供を行います。
- 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透を図ります。

地域連携ネットワークづくりと中核機関*の機能強化

<地域連携ネットワークづくり>

- 上伊那全体協議会及び村権利擁護ネットワーク連携協議会*に参画する関係機関等との連携を図り、地域連携ネットワークづくりを進めます。
- 地域連携ネットワークづくりの中で、権利擁護支援が必要な人の早期発見・見守りを行う体制を整えるとともに、潜在的なニーズの把握や権利侵害への対応を図ります。

<中核機関*の機能強化>

- 権利擁護に関し専門的知識を有する村社会福祉協議会を健康福祉課とともに中核機関*と位置付け、1次相談窓口を広げるとともに、適切な後見人等の選任及び後見人等支援の充実等、中核機関*の機能強化を図ります。
- 個別相談会の実施を行うなど、地域連携ネットワークの中で、様々な関係者や専門職の支援を受けながら、権利擁護支援が行える体制を整えます。
- 市民後見人の養成や専門性の高い相談への対応等、専門性を活かした取組みについては、2次相談窓口である上伊那成年後見センターと引き続き連携を図ります。

権利擁護支援の推進

- 成年後見制度の利用にあたっては、意思決定支援や身上保護を重視した支援が行えるよう、後見人等と関係者がチームとして支援が行える関係づくりを行います。
- 身寄りがなくても安心して地域で生活ができるよう、ガイドラインづくり等を進めます。
- 権利擁護支援が必要な人が把握され、必要な支援を受けることができるよう、福祉サービス利用者にとって身近な相談先である介護支援専門員、相談支援専門員等を対象とした研修を実施し、成年後見制度利用が望ましい人の状態像の共有を図ります。
- 虐待等の権利侵害へ対応するため、村長申立て*を適切に行います。

成年後見制度の利用促進

- 相談機能の強化を図るため、研修等を通じ中核機関*職員のスキルアップを図ります。
- 制度利用が円滑に進むよう、申立て手続き等を支援します。
- 成年後見制度利用支援事業の対象者、内容について検討を行い、適切に実施するための体制を構築します。

第6章 計画の進行管理

計画の進行管理では、主な取組みごとに主幹課を設定し、定期的に取組みの状況や成果・課題など、進捗状況を点検し、PDCAサイクル*により評価と改善をすることで管理を行います。

進捗状況については、高齢者福祉、障がい福祉、権利擁護、子育て等の各事業を、分野において設置された協議会で適宜報告を行うことで、外部の視点からの評価も取り入れていきます。

また、南箕輪村社会福祉協議会とも連携しながら、進行管理を行い、必要に応じて計画の見直し等を実施し、南箕輪村における地域福祉の推進を図ります。

▼用語 **PDCAサイクル**：Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の一連の流れの繰り返しの中で、事業の改善を図っていくこと。

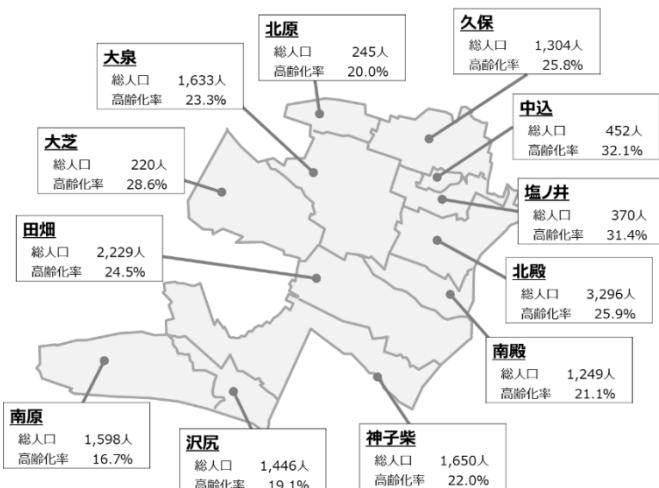
資料編

1 地区カルテ

(1) 地区カルテとは

住んでいる地域のことを知り、チャレンジできることを考えるきっかけとして活用していただくため、12 地区別に「地区カルテ」を作成しました。

地区カルテでは、地区の人口をはじめとした基礎的な統計情報や村民アンケート、地域での活動の情報等をまとめています。



(2) 地区カルテの見方・掲載情報等

地区カルテは「人口・世帯等の特徴」と「地域での活動や福祉課題、必要な取組み等」の大きく2つのパートで構成されています。掲載されている情報の出典、定義・注意事項は以下のとおりとなっています。村民アンケートをもとにした情報は、回答数が少ないこともあり、地区の傾向をみる参考値として参照してください（アンケート結果には「※ア」と表示）。

■ 人口・世帯等の特徴

地区の人口・世帯等の特徴を村全体の平均との比較も行いながら整理しています。地区の人口の年齢分布や支援が必要な方がどれくらいいるのか、区・組への加入状況、ご近所付き合いの程度などを把握することができます。

掲載データ	定義・注意事項	出典
・ 人口の構造	高齢者福祉関連の施設入居者が含まれた数値。	住民基本台帳（令和3年12月1日）
・ 3区分年齢人口 ・ 高齢化率	高齢者福祉関連の施設入居者を除いた数値。	住民基本台帳（平成28、令和3年） ※各年12月1日
・ 単身高齢者世帯数 ・ 要支援・要介護認定者数 ・ 要支援・要介護認定率	人口、世帯数から、高齢者福祉関連の施設入居者を除いた数値。認定率は高齢者人口のうち要支援・要介護認定者の占める割合。	南箕輪村健康福祉課
・ 世帯数 ・ 1世帯あたり人員	高齢者福祉関連の施設入居者を除いた数値。	住民基本台帳（平成28、令和3年）※各年12月1日
・ 持ち家の割合	居住形態にて「持ち家（一戸建て）」または「持ち家（マンション・アパート）」と回答した者の割合。	南箕輪村地域福祉計画策定に係る村民アンケート（令和3年度）
・ 移住者の割合	居住経験にて「生まれてから南箕輪村にずっと住んでいる」「南箕輪村生れだが、村外での居住経験がある」「村外から転入してきた」のうち、「村外から転入してきた」と回答した者の割合。	
・ 区・組への加入状況	アンケート結果をもとに算出した数値（参考値）であり、図表15の持ち家世帯の区加入率の推移とは異なる。	
・ ご近所付き合いの状況	新型コロナウイルス感染症拡大前のご近所付き合いの状況の回答結果。	

■ 地域での活動や福祉課題、必要な取組み等

地区で行われている主な活動や、地域における支え合いへのニーズと支援意向、地域における福祉課題や必要な取組みをまとめています。現在、どのような地域活動が行われているか、今後、どのような活動が求められているのかがわかります。

掲載データ	定義・注意事項	出典
• 地域の主な活動	地区社協の令和元年度の活動やサロンなどの有志の活動を記載。	南箕輪村健康福祉課
• 日常の生活の中で頼りたいこと、サポートできること	<u>頼りたいこと</u> : 日常の生活で、ご近所や地域の人に頼りたいことについて、「現在、頼っている」「できればすぐにでも頼りたい」「近い将来、頼りたい」のいずれかを回答した者的人数。 <u>サポートできること</u> : 住んでいる地域で、日常生活を送るうえで心配な方や、介護、子育てなどで困っている家庭にサポートできることの回答結果。	南箕輪村地域福祉計画策定に係る村民アンケート(令和3年度)
• 福祉課題として感じ、検討が必要だと思うこと	お住まいの地域において、福祉課題として感じ、検討が必要だと思うことについての回答結果。	
• 地域で集まるためにあつたらいい場	地域(地区)で住民が集まるために、どのような場があつたら良いと思うかについての回答結果。	
• 地域のつながりや活動を活発にしていくために必要な取組み	地域のつながりや活動をもっと活発にしていくために必要な取組みについての回答結果。	
• 地区社協に期待する取組み	今後、さらに期待する「地区社協」の取組みについての回答結果。	

■ 各地区的掲載ページ

久保	P 63	北殿	P 69	神子柴	P 75	大芝	P 81
中込	P 65	南殿	P 71	沢尻	P 77	大泉	P 83
塩ノ井	P 67	田畠	P 73	南原	P 79	北原	P 85

地区カルテを見ながら、ぜひ検討してみてください！

どの年代の人たちが多いのかな？

地域ではどんな活動が
行われているかな？

単身高齢者世帯などは、
何世帯くらいあるのかな？

地域で必要な取組みはなん
だろう？できることはある
かな？



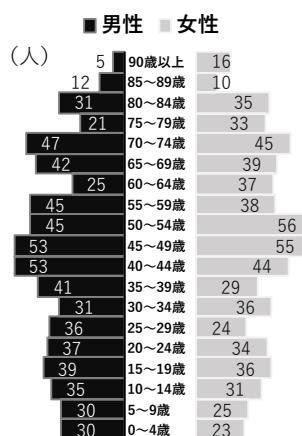
久保区

村の北に位置し、箕輪町と接しています。国道153号沿線には、遊戯施設や飲食店が多く立ち並び、段丘の中段は、雪解け水や水田からの浸透水により豊富な湧水に恵まれ、北沢、南沢、滝ノ沢などにはわさび畑が点在しています。久保上ノ平遺跡からは、全国でも非常に珍しい人体文様の有孔鍔付土器が出土しています。

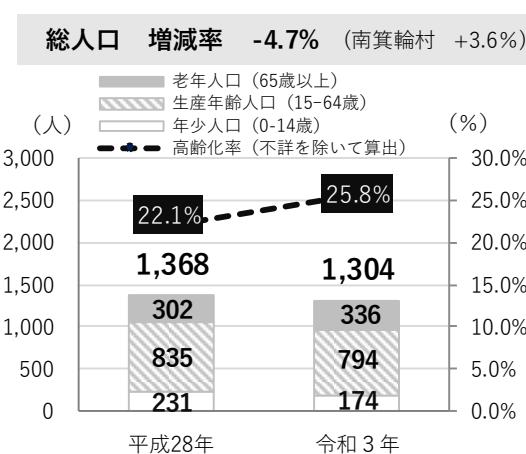
■人口・世帯等の特徴

- 総人口は、平成28年から令和3年にかけて4.7%減少しています。年少人口、生産年齢人口が減少し、老人人口が増加したことで高齢化率は上昇しており、25.8%となっています。
- 村全体よりも、持ち家の割合が低く、区・組への加入率、ご近所付き合いしている割合が低い傾向にあります。

人口の構造（令和3年度）



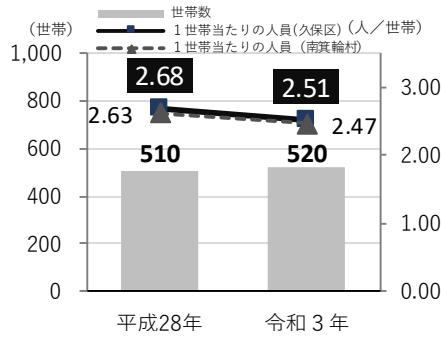
3区分年齢人口と高齢化率



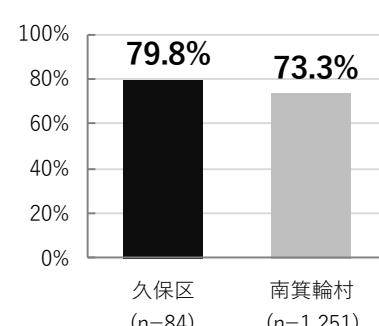
単身高齢者世帯数及び
要介護認定者数と認定率



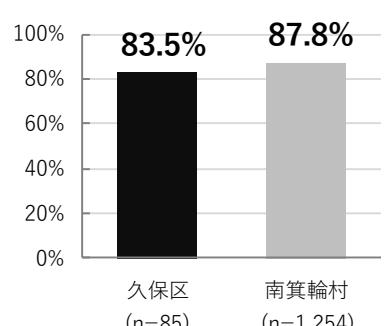
世帯数・1世帯あたり人員



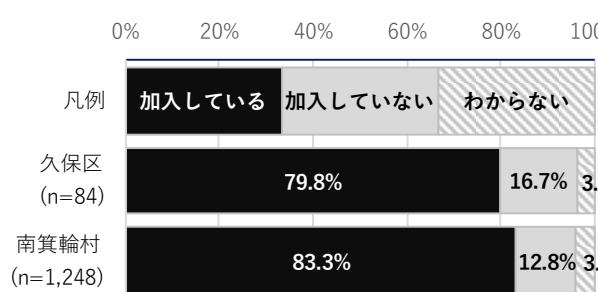
移住者の割合（※ア）



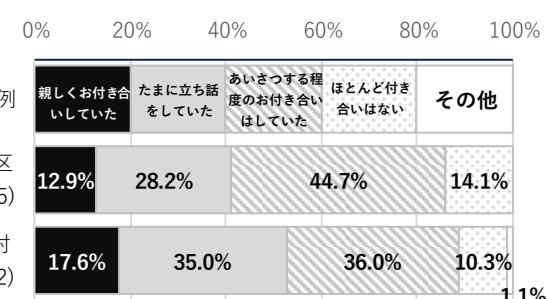
持ち家の割合（※ア）



区・組への加入状況（※ア）



ご近所付き合いの状況（※ア）

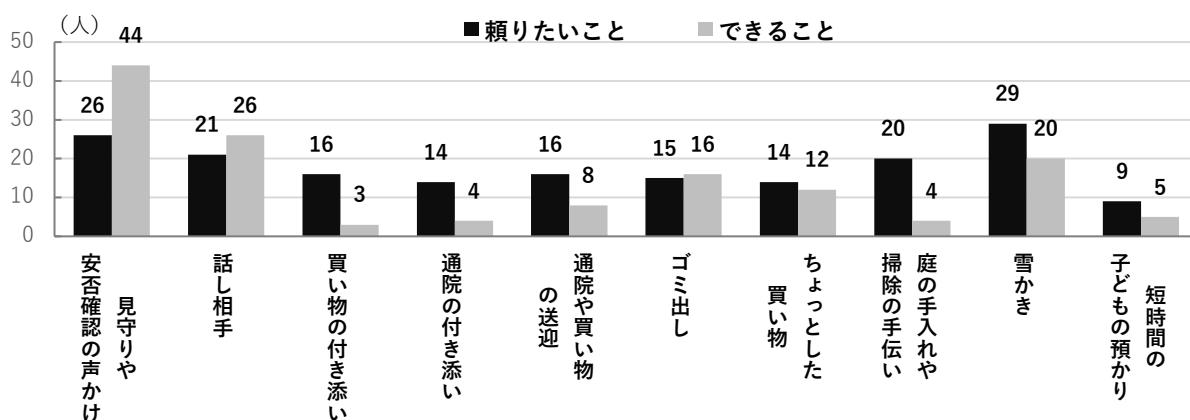


■地域での活動や福祉課題、必要な取組み等

- 地区社協では、様々な企画が行われています。有志による活動やサロン等も多くあります。
- 日常生活の中で頼りたいこととしては、「雪かき」が最も多く、次いで「見守りや安否確認の声かけ」です。
- 地区の福祉課題としては「課題があるかどうか、わからない」や「新型コロナウイルス感染症予防による活動の中止」が多くなっています。地域のつながりや活動を活発化するために必要な取組みは、「顔見知りの関係を広げる」が多くなっています。

地域で活動する 主な団体	地区社協の主な活動（令和元年度）	
	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちとの交流 (新入生歓迎会、読み聞かせ、工作等) 花壇の手入れ クリーンウォーク (地区内の清掃活動) 	<ul style="list-style-type: none"> 果実の収穫（いちご狩り、ぶどう狩り） 童話かるた大会 区民祭の展示品作り お花見、お茶会、温泉を通じた交流会
有志によるサロン等		
	<ul style="list-style-type: none"> セジユール（地区を越えた手芸を楽しむサロン） 	<ul style="list-style-type: none"> 区民祭でのバザー 久保老人クラブ ゆいの会（地域の歴史の伝承）

日常の生活の中で頼りたいこと、サポートできること（※ア）



地区の福祉課題や必要な取組み等（※ア）

	1位	2位	3位
福祉課題として感じ、検討が必要だと思うこと(n=83)	<ul style="list-style-type: none"> 課題があるかどうか、わからない(31.3%) 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症予防のため、地域の活動が中止している(30.1%) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生した際の安否確認や避難誘導の方法が共有できていない(26.5%)
地域で集まるためにあつたらいい場(n=80)	<ul style="list-style-type: none"> 特に目的がなくとも居られる場(46.3%) 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや若者など多世代と交流できる場(45.0%) 	<ul style="list-style-type: none"> 気軽におしゃべりが楽しめる場(38.8%) 趣味や教養を学ぶ場(38.8%)
地域のつながりや活動を活発にしていくために必要な取組み(n=83)	<ul style="list-style-type: none"> あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる(47.0%) 	<ul style="list-style-type: none"> 住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる(36.1%) 	<ul style="list-style-type: none"> 行事や活動などイベントを見直し、見守り活動などの地域にとって重要な取組みを強化する(27.7%)
地区社協に期待する取組み(n=79)	<ul style="list-style-type: none"> 気になる方への見守りのための訪問やちょっととしたお手伝い(30.4%) 	<ul style="list-style-type: none"> わからない(26.6%) 	<ul style="list-style-type: none"> 送迎サービス(24.1%)

※村民アンケートの結果には「※ア」と記載しています。参考値としてご覧ください。

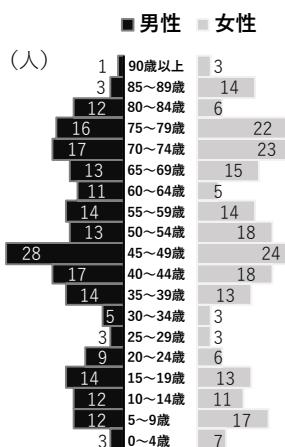
中込区

昭和 40 年代の県営住宅団地造成事業により造成された中込団地が、昭和 50 年に中込区となりました。約 120 戸の団地と県営住宅で区が形成されており、村内で最も新しく、人口密度が高い地区です。

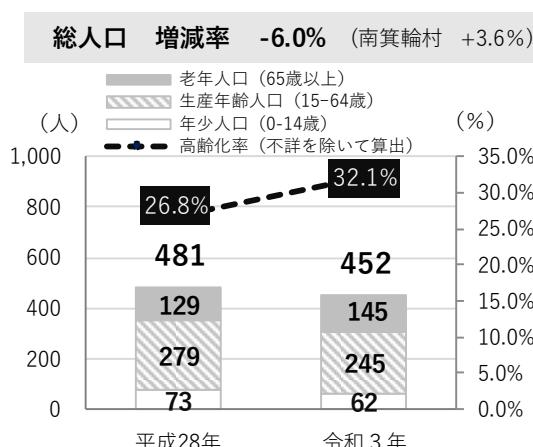
■人口・世帯等の特徴

- 人口の構造は、若年層（特に25-29歳）が少なくなっています。平成28年から令和3年にかけて総人口は6.0%減少しています。
- 高齢化率は令和3年時点でも最も高くなっています。単身高齢者世帯数も増加傾向です。
- 村全体に比べ、持ち家の割合が高く、区・組への加入率は96.8%と高い傾向です。

人口の構造（令和3年度）



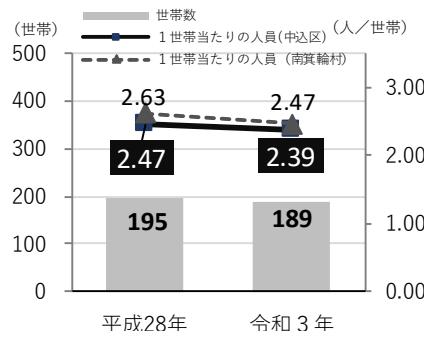
3区分年齢人口と高齢化率



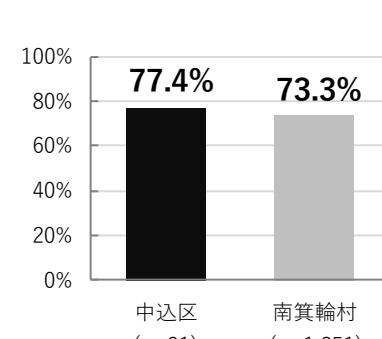
単身高齢者世帯数及び要介護認定者数と認定率



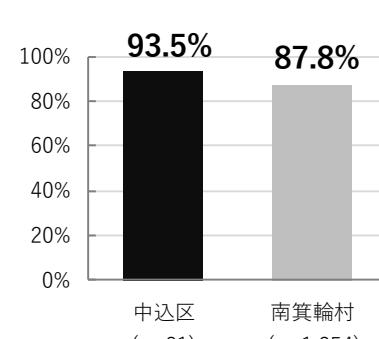
世帯数・1世帯あたり人員



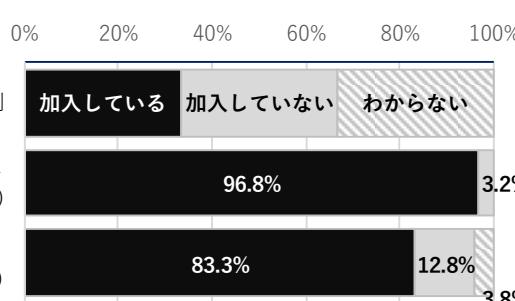
移住者の割合(※ア)



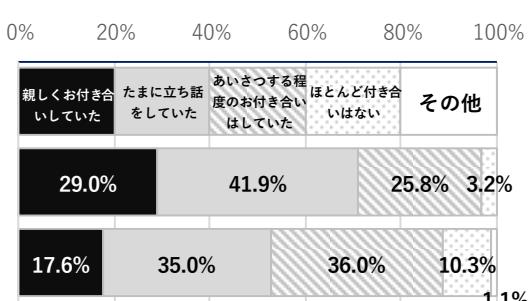
持ち家の割合(※ア)



区・組への加入状況(※ア)



ご近所付き合いの状況(※ア)

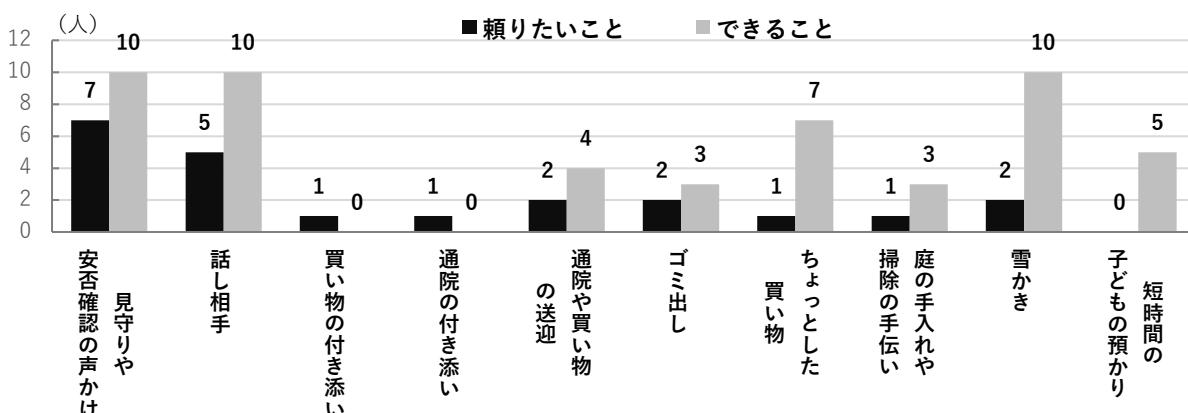


■地域での活動や福祉課題、必要な取組み等

- 地区社協では、「井戸端会議」や「ラジオ体操」などが行われています。
- 日常の生活の中で頼りたいことは「見守りや安否確認の声かけ」が多くなっています。多くの項目で、頼りたい人よりも、サポートできる人が多くなっています。
- 地区の福祉課題としては、「課題があるかどうか、わからない」が多く、次いで「新型コロナウイルス感染症予防による活動の中止」が多くなっています。
- 地域のつながりや活動を活発化するために必要な取組みとしては、半数が「住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる」を挙げています。

地域で活動する 主な団体	地区社協の主な活動（令和元年度）
	<ul style="list-style-type: none"> ● 井戸端会議（お茶飲み交流、簡単な体操、唱歌、講座など）<毎月実施> ● 北部保育園との交流 ● お出かけ会 ● ラジオ体操<7月末～8月中旬> ● 中込祭り

日常の生活の中で頼りたいこと、サポートできること（※ア）



地区の福祉課題や必要な取組み等（※ア）

	1位	2位	3位
福祉課題として感じ、検討が必要だと思うこと(n=30)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 課題があるかどうか、わからない(36.7%) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新型コロナウイルス感染症予防のため、地域の活動が中断している(33.3%) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 車が運転できないなど、移動手段がなく困っている人がいる(20.0%)
地域で集まるためにあつたらいい場(n=29)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気軽におしゃべりが楽しめる場(41.4%) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特に目的がなくても居られる場(37.9%) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 簡単な体操など、体を動かす場(34.5%) ■ 趣味や教養を学ぶ場(34.5%)
地域のつながりや活動を活発にしていくために必要な取組み(n=28)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる(50.0%) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる(46.4%) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 区・組の活動や子ども会、老人クラブなどの活動にもっと参加しやすくする(25.0%)
地区社協に期待する取組み(n=28)	<ul style="list-style-type: none"> ■ わからない(50.0%) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気になる方への見守りのための訪問やちょっとしたお手伝い(28.6%) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 送迎サービス(25.0%)

※村民アンケートの結果には「※ア」と記載しています。参考値としてご覧ください。

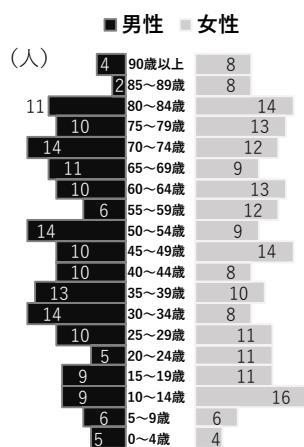
塩ノ井区

地区内の国道 153 号沿いには大型店舗が進出しています。湧水によるわさび栽培なども行われています。西光寺に残る木版刷り大般若経は、600巻そろった貴重なものです。

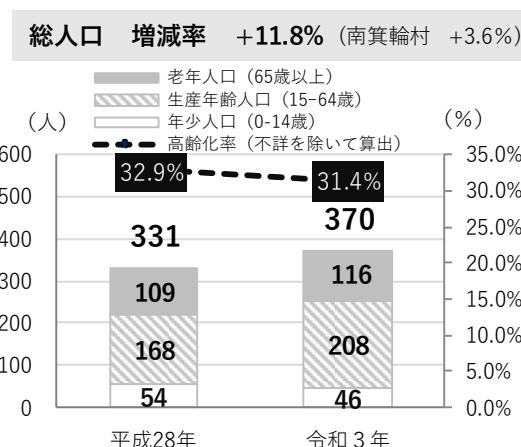
■人口・世帯等の特徴

- 人口の推移を見ると、平成28年から令和3年にかけて総人口は11.8%増加しています。村全体よりも高齢化率は高いですが、低下傾向です。
- 村全体よりも、移住者の割合が低く、持ち家の割合が高くなっています。区・組への加入率は村の中で最も高く、ご近所付き合いの状況も村全体より高い傾向にあります。

人口の構造（令和3年度）



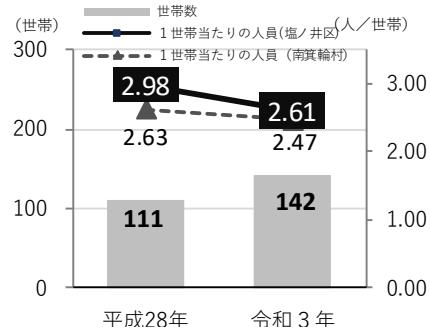
3区分年齢人口と高齢化率



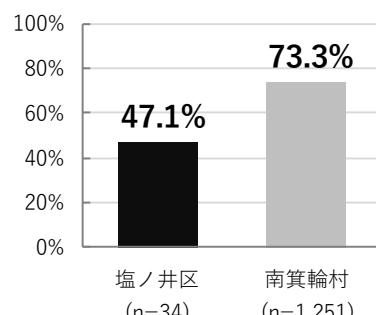
単身高齢者世帯数及び
要介護認定者数と認定率



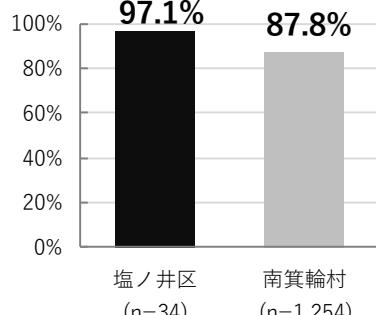
世帯数・1世帯あたり人員



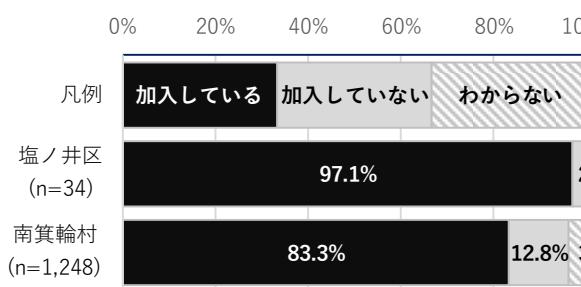
移住者の割合 (※ア)



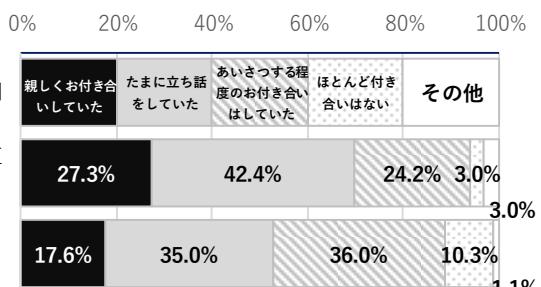
持ち家の割合 (※ア)



区・組への加入状況 (※ア)



ご近所付き合いの状況 (※ア)

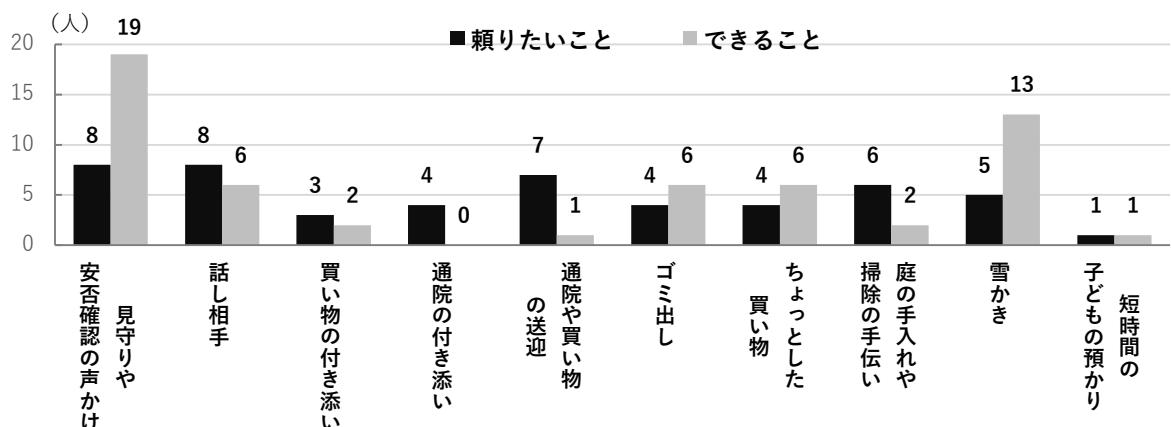


■地域での活動や福祉課題、必要な取組み等

- 地区社協では、月に1回程度「茶話会とカラオケを楽しむ会」などが行われています。
- 「見守りや安否確認の声かけ」や「雪かき」は、頼りたい人よりも、サポートできる人が多くなっています。一方で「買い物・通院の付き添い・送迎」において頼りたい人がサポートできる人を上回っています。
- 地区の福祉課題としては、「新型コロナウイルス感染症予防による活動の中止」が57.6%と多くなっています。

地域で活動する 主な団体	地区社協の主な活動（令和元年度）
	<ul style="list-style-type: none"> ● 茶話会とカラオケを楽しむ会 <月1回程度> ● 神社の清掃、花壇整備 ● 小学生との交流（クリスマス会、天神様） ● 出前講座の開催 ● 研修旅行 ● お花見、忘年会

日常の生活の中で頼りたいこと、サポートできること（※ア）



地区の福祉課題や必要な取組み等（※ア）

	1位	2位	3位
福祉課題として感じ、検討が必要だと思うこと(n=33)	■ 新型コロナウイルス感染症予防のため、地域の活動が中断している(57.6%)	■ 災害が発生した際の安否確認や避難誘導の方法が共有できていない(15.2%)	■ 働きながら子どもを育てにくい環境になっている(12.1%)
地域で集まるためにはいったらいい場(n=34)	■ 気軽におしゃべりが楽しめる場(41.2%)	■ 子どもや若者など多世代と交流できる場(38.2%)	■ 特に目的がなくとも居られる場(38.2%)
地域のつながりや活動を活発にしていくために必要な取組み(n=32)	■ あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる(37.5%)	■ 住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる(31.3%)	■ 行事や活動などイベントを見直し、見守り活動などの地域にとって重要な取組みを強化する(31.3%)
地区社協に期待する取組み(n=31)	■ 気になる方への見守りのための訪問やちょっとしたお手伝い(35.5%)	■ 高齢者の交流の場(32.3%)	■ 高齢者と子どもなど多世代の交流の場(25.8%)

※村民アンケートの結果には「※ア」と記載しています。参考値としてご覧ください。

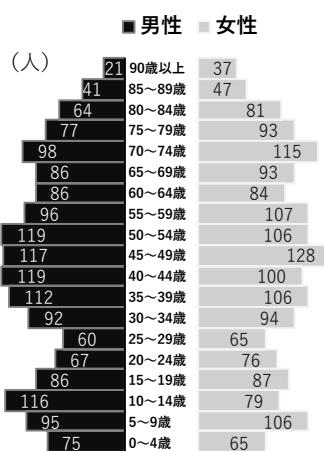
北殿区

古くは伊那街道の宿場町として栄えました。村内で最も人口の多い地区で、保育園・小中学校、公民館、体育館、郵便局、商工会館など公的施設が数多く、段丘下段では工業が盛んです。村指定天然記念物のエドヒガンザクラ、村指定文化財の新四国靈場があります。

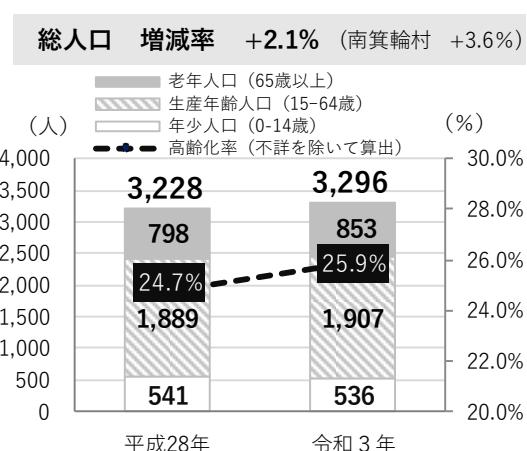
■人口・世帯等の特徴

- 人口の構造は、つりがね型となっており、安定した構造です。平成28年から令和3年にかけて総人口は2.1%増加しています。
- 村全体よりも、持ち家の割合が高く、区・組への加入率も高い傾向です。

人口の構造（令和3年度）



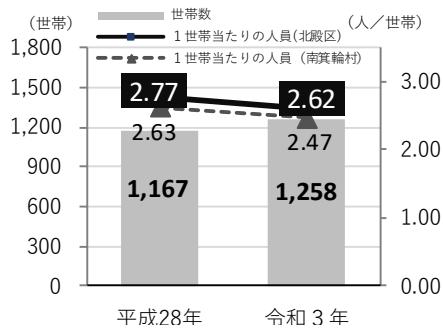
3区分年齢人口と高齢化率



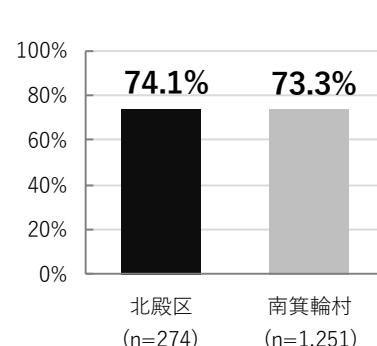
単身高齢者世帯数及び
要介護認定者数と認定率



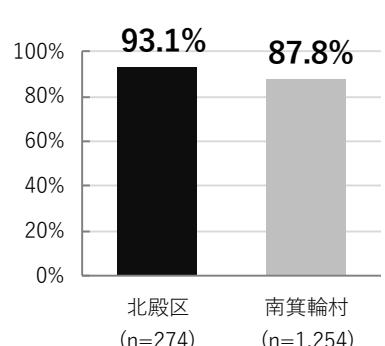
世帯数・1世帯あたり人員



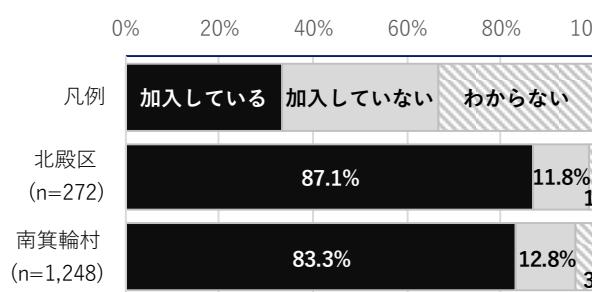
移住者の割合 (※ア)



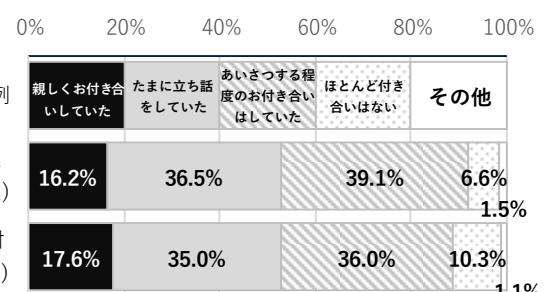
持ち家の割合 (※ア)



区・組への加入状況 (※ア)



ご近所付き合いの状況 (※ア)

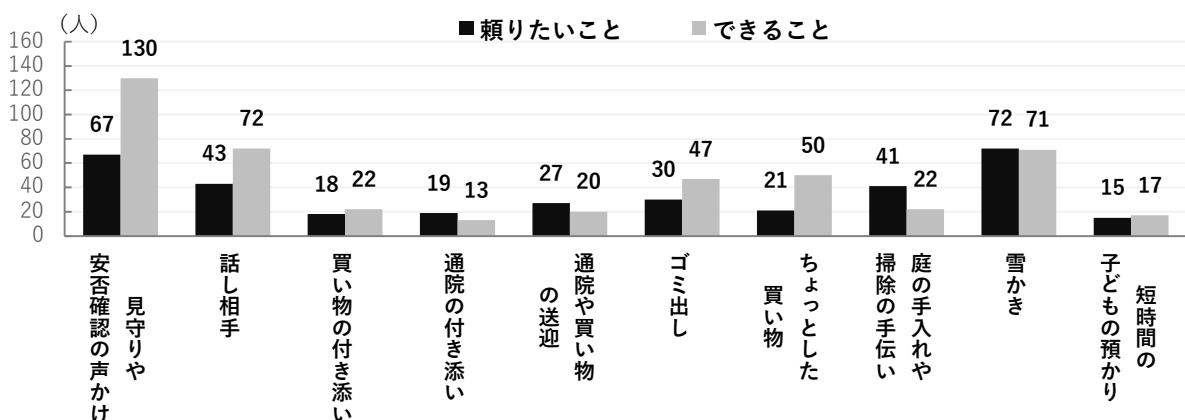


■地域での活動や福祉課題、必要な取組み等

- 地区には、地区社協による定期的な活動があり、有志によるサロン等も多くあります。
- 多くの項目で日常の生活の中で頼りたいことがある人よりも、サポートできる人が多くなっています。
- 地区の福祉課題としては、「新型コロナウイルス感染症予防による活動の中止」が多く、次いで「課題があるかどうか、わからない」が多くなっています。地域のつながりや活動を活発化するために必要な取組みは、「顔見知りの関係を広げる」が多くなっています。

地域で活動する 主な団体	地区社協の主な活動（令和元年度）	
	● サロンきたとの<偶数月>	● シニア世代交流会<奇数月>
有志によるサロン等		
	● まんどうを振る会	● いきいきアート（絵画の同好会）
	● きめこみ	● 楽笑会
	● オリーブカフェ (かつての喫茶店でのサロン)	(和楽器や工作など地域を超えた多彩な活動)
	● あつたかさん (宅老所でのサロン)	● 北殿老人クラブ
		● 支え合いお茶飲み会 [※自然な支え合い] (独居者など声かけあって情報交換)

日常の生活の中で頼りたいこと、サポートできること（※ア）



地区の福祉課題や必要な取組み等（※ア）

項目	1位			2位			3位		
	課題	内容	割合	課題	内容	割合	課題	内容	割合
福祉課題として感じ、検討が必要だと思うこと (n=259)	新型コロナウイルス感染症予防のため、地域の活動が中断している(33.6%)			課題があるかどうか、わからない(25.5%)			車が運転できないなど、移動手段がなく困っている人がいる(19.7%)		
地域で集まるためにあったらいい場 (n=267)	趣味や教養を学ぶ場(34.1%)			特に目的がなくても居られる場(32.6%)			気軽におしゃべりが楽しめる場(31.5%)		
地域のつながりや活動を活発にしていくために必要な取組み(n=261)	あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる(43.7%)			住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる(27.6%)			行事や活動などイベントを見直し、見守り活動などの地域にとって重要な取組みを強化する(24.1%)		
地区社協に期待する取組み(n=251)	わからない(32.3%)			気になる方への見守りのための訪問やちょっとしたお手伝い(30.7%)			送迎サービス(23.1%)		

※村民アンケートの結果には「※ア」と記載しています。参考値としてご覧ください。

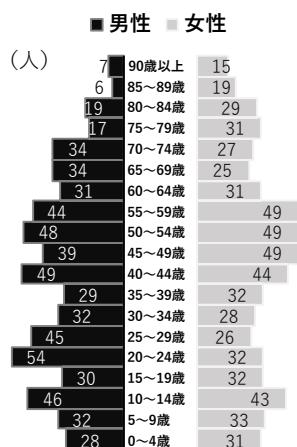
南殿区

役場、図書館、村民センター、駐在所など、北殿区と並び公的施設が多い地区です。地区内にある殿村八幡宮は北殿区と共に通の氏神であり、その境内樹林帯は村天然記念物に指定されています。また、八幡宮の祭りでは奉納相撲が行われています。この他にも、近世の貴重な文書等を蔵した太宗館文庫や、伝承に残る湧水、不死清水があります。

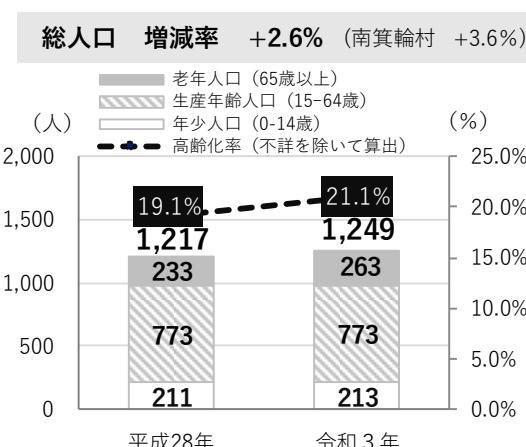
■人口・世帯等の特徴

- 総人口は、平成28年から令和3年にかけて2.6%増加しています。高齢化率は村全体よりも低いですが、単身高齢者世帯数は増加しています。
- 村全体よりも、持ち家の割合が高く、区・組への加入率も高い傾向です。

人口の構造（令和3年度）



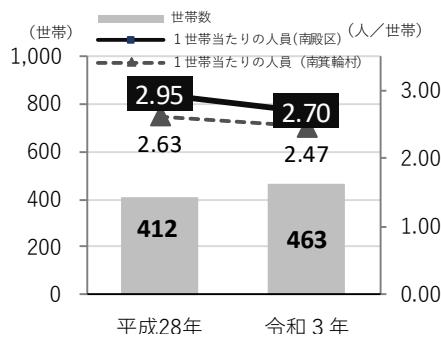
3区分年齢人口と高齢化率



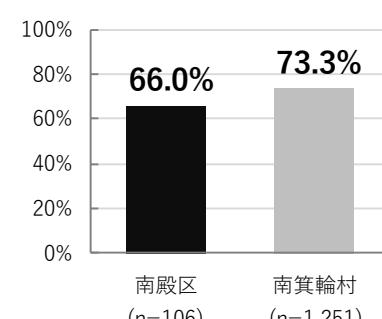
単身高齢者世帯数及び要介護認定者数と認定率



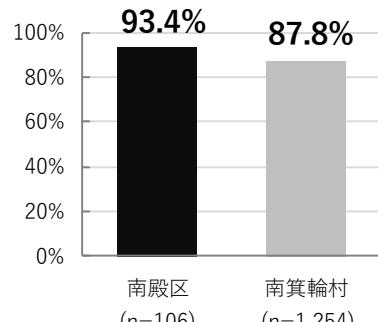
世帯数・1世帯あたり人員



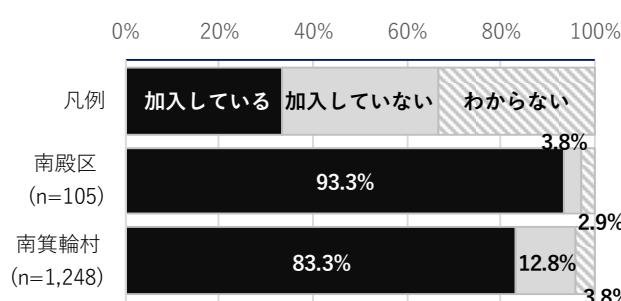
移住者の割合 (※ア)



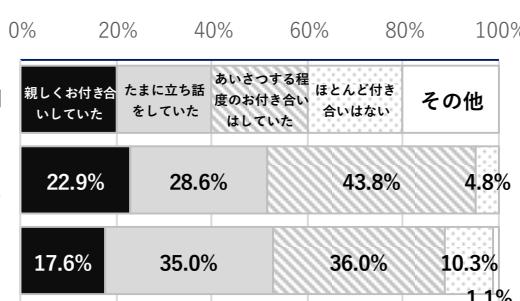
持ち家の割合 (※ア)



区・組への加入状況 (※ア)



ご近所付き合いの状況 (※ア)

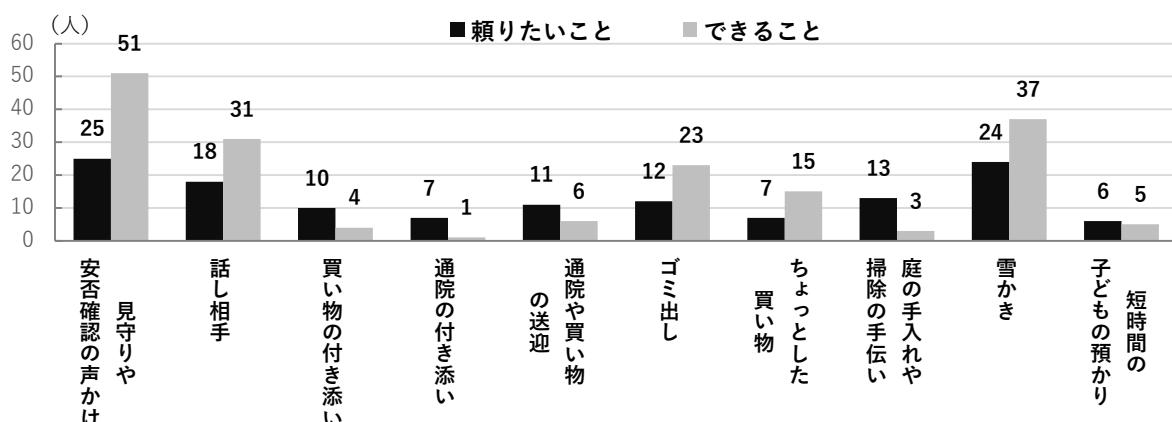


■地域での活動や福祉課題、必要な取組み等

- 地区社協では、児童との交流会などが行われています。また、老人クラブ「老社会」や、自然な支え合いである「喫茶店で定例お茶会」などもあります。
- 多くの項目で日常の生活の中で頼りたいことがある人よりも、サポートできる人が多くなっています。しかし、「通院・買物の付き添い・送迎」や「庭の手入れや掃除の手伝い」は頼りたい人が上回っています。
- 地区の福祉課題としては、「新型コロナウィルス感染症予防による活動の中止」が多く、次いで「課題があるかどうか、わからない」が多くなっています。

地域で活動する 主な団体	地区社協の主な活動（令和元年度）	
	児童との交流会（南殿ふれあいサマーフェスタ・南殿区民祭への参加）	日帰りバスツアー 出前講座の開催 歌謡曲の演奏会
有志によるサロン等	老社会（老人クラブ）	喫茶店で定例お茶会【※自然な支え合い】

日常の生活の中で頼りたいこと、サポートできること（※ア）



地区の福祉課題や必要な取組み等（※ア）

	1位	2位	3位
福祉課題として感じ、検討が必要だと思うこと (n=101)	新型コロナウィルス感染症予防のため、地域の活動が中断している(36.6%)	課題があるかどうか、わからない(31.7%)	車が運転できないなど、移動手段がなく困っている人がいる(18.8%)
地域で集まるためにあったらいい場 (n=102)	特に目的がなくても居られる場(36.3%)	子どもや若者など多世代と交流できる場(33.3%)	趣味や教養を学ぶ場(31.4%)
地域のつながりや活動を活発にしていくために必要な取組み(n=98)	あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる(45.9%)	住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる(30.6%)	行事や活動などイベントを見直し、見守り活動などの地域にとって重要な取組みを強化する(20.4%)
地区社協に期待する取組み(n=96)	わからない(35.4%)	気になる方への見守りのための訪問やちょっとしたお手伝い(29.2%)	高齢者の交流の場(19.8%)

※村民アンケートの結果には「※ア」と記載しています。参考値としてご覧ください。

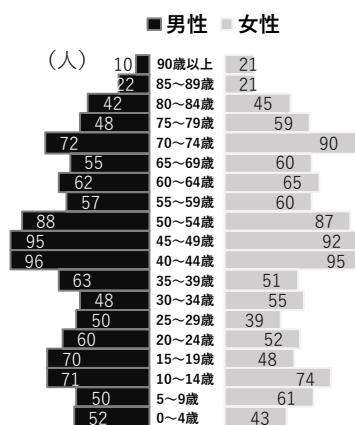
田畠区

天竜川沿岸では工業、段丘上・中段の農地では稻作のほか、花き、りんごの栽培も盛んです。奇習「盆正月」や、清流「半沢」を整備して蛍を育成するなど、特色ある地域での活動が行われています。

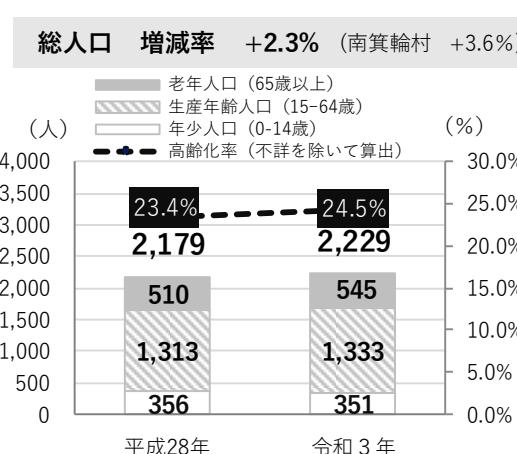
■人口・世帯等の特徴

- 総人口は、平成28年から令和3年にかけて2.3%増加しています。
- 村全体よりも、持ち家の割合は高いですが、区・組への加入状況やご近所付き合いの状況は村全体と大きな違いがない傾向です。

人口の構造（令和3年度）



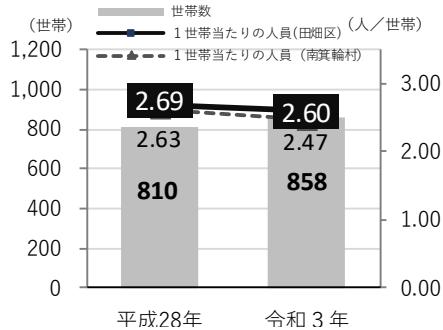
3区分年齢人口と高齢化率



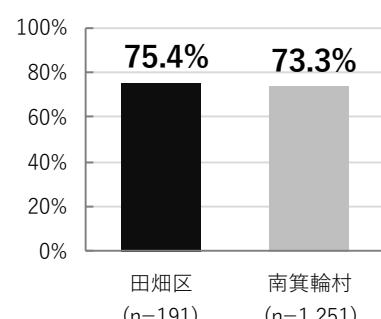
単身高齢者世帯数及び要介護認定者数と認定率



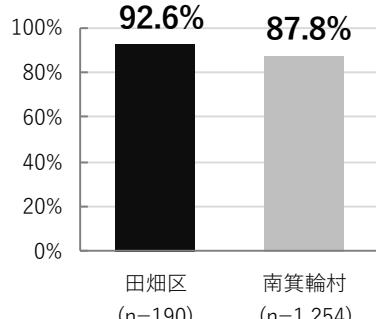
世帯数・1世帯あたり人員



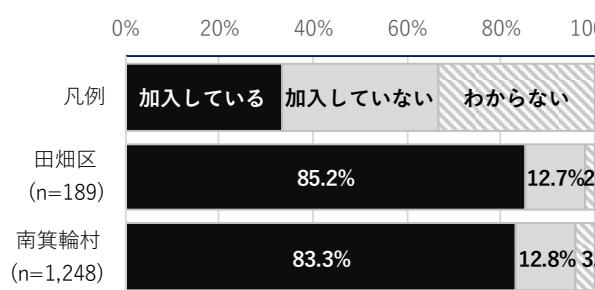
移住者の割合 (※ア)



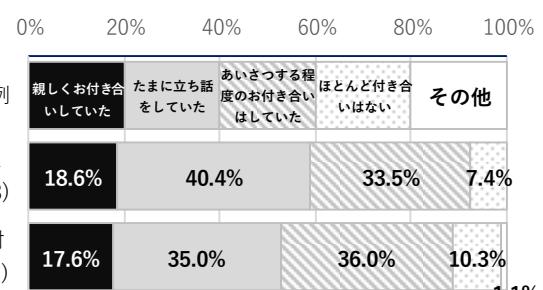
持ち家の割合 (※ア)



区・組への加入状況 (※ア)



ご近所付き合いの状況 (※ア)

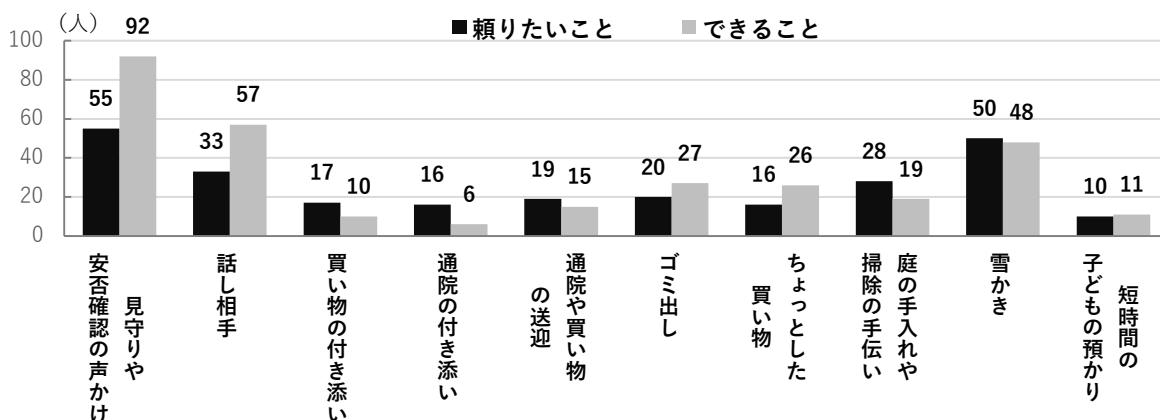


■地域での活動や福祉課題、必要な取組み等

- 地区社協では、月に1回程度「陽だまり定例会」が行われています。有志によるサロン等は多くあります。
- 「見守りや安否確認の声かけ」や「話し相手」で頼りたい人よりも、サポートできる人が多くなっています。
- 地区の福祉課題としては、「新型コロナウイルス感染症予防による活動の中止」が多く、次いで「課題があるかどうか、わからない」が多くなっています。地域のつながりや活動を活発化するために必要な取組みは、「顔見知りの関係を広げる」が多くなっています。

地域 で 主 な 団 体 で 活 動 す る	地区社協の主な活動（令和元年度）
	<ul style="list-style-type: none"> ● 陽だまり定例会<月1回程度> ● クリスマス会で小学生との交流 ● 研修旅行 ● お花見、新年会
	有志によるサロン等
	<ul style="list-style-type: none"> ● 銭太鼓（伝統芸能の伝承） ● 田畠半沢を愛する会（ホタルの里の維持とイベント開催） ● まんどの会 ● 麦から焼酎をつくる会 ● 白百合会（若い奥さん達の集い） ● ビニールハウスでお茶会 ● [※自然な支え合い]

日常の生活の中で頼りたいこと、サポートできること（※ア）



地区の福祉課題や必要な取組み等（※ア）

	1位	2位	3位
福祉課題として感じ、検討が必要だと思うこと (n=183)	■ 新型コロナウイルス感染症予防のため、地域の活動が中断している(33.9%)	■ 課題があるかどうか、わからない(25.7%)	■ 災害が発生した際の安否確認や避難誘導の方法が共有できていない(18.0%)
地域で集まるためにあつたらいい場 (n=182)	■ 子どもや若者など多世代と交流できる場(34.1%)	■ 趣味や教養を学ぶ場(32.4%)	■ 特に目的がなくとも居られる場(32.4%)
地域のつながりや活動を活発にしていくために必要な取組み(n=179)	■ あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる(44.1%)	■ 行事や活動などイベントを見直し、見守り活動などの地域にとって重要な取組みを強化する(25.7%)	■ 住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる(25.1%)
地区社協に期待する取組み(n=172)	■ わからない(33.1%)	■ 気になる方への見守りのための訪問やちょっとしたお手伝い(30.2%)	■ 高齢者の交流の場(20.9%)

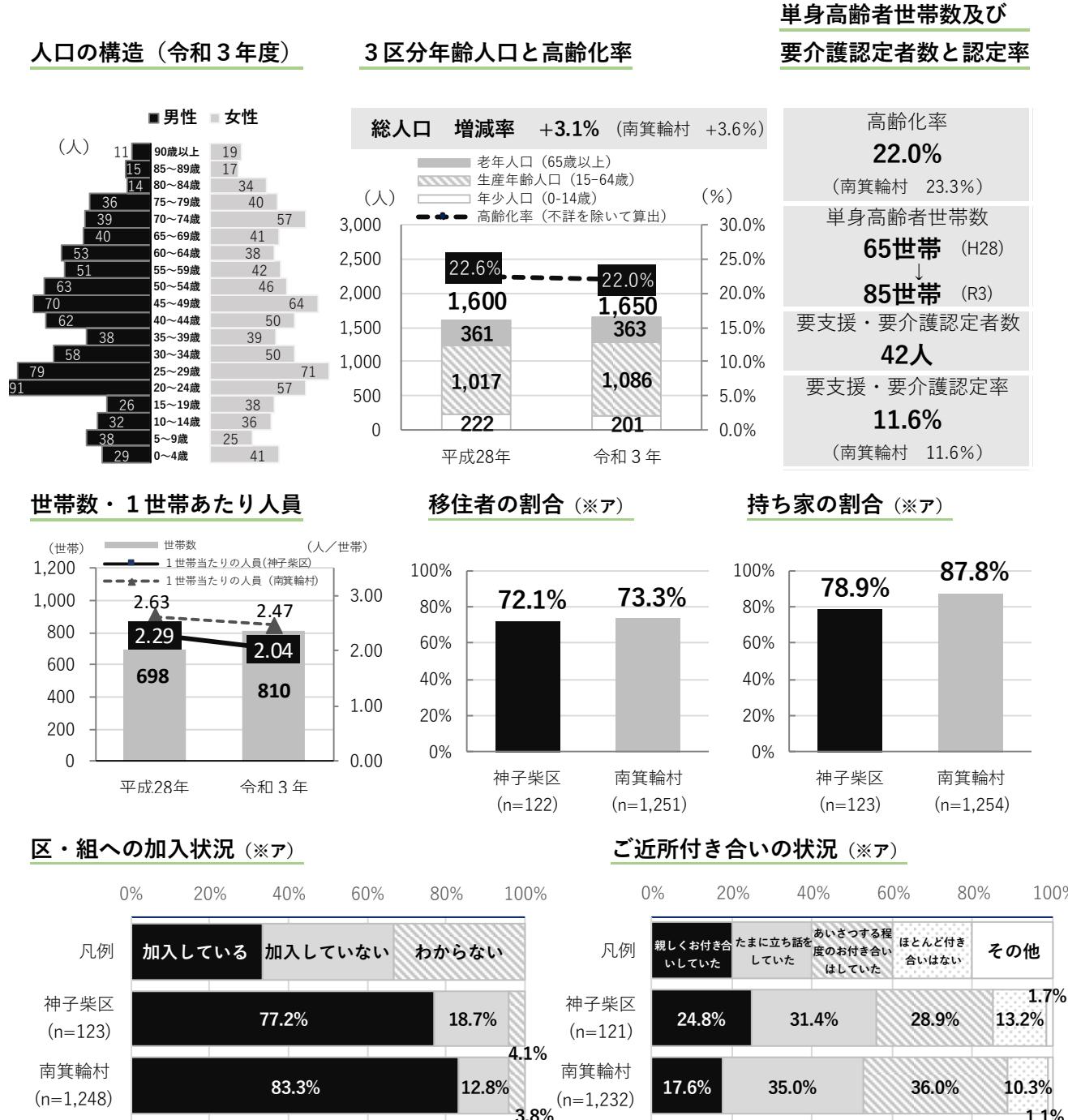
※村民アンケートの結果には「※ア」と記載しています。参考値としてご覧ください。

神子柴区

古くは「御腰場」と表記され、後に「御輿場」「御子柴」「神子柴」と改められました。地区内に伊那インターチェンジがあり、中央自動車道からの玄関口となっています。伊那インター線沿線は商業・業務地として栄えています。神子柴遺跡から出土した石器は、国の重要文化財に指定されており、この遺跡周辺を水源地とした簡易水道は、段丘中段及び下段の地域に水を供給しています。

■人口・世帯等の特徴

- 総人口は、平成28年から令和3年にかけて3.1%増加しています。高齢化率は村全体よりもやや低くなっています。
- 村全体よりも、持ち家の割合が低く、区・組への加入率も低い傾向です。

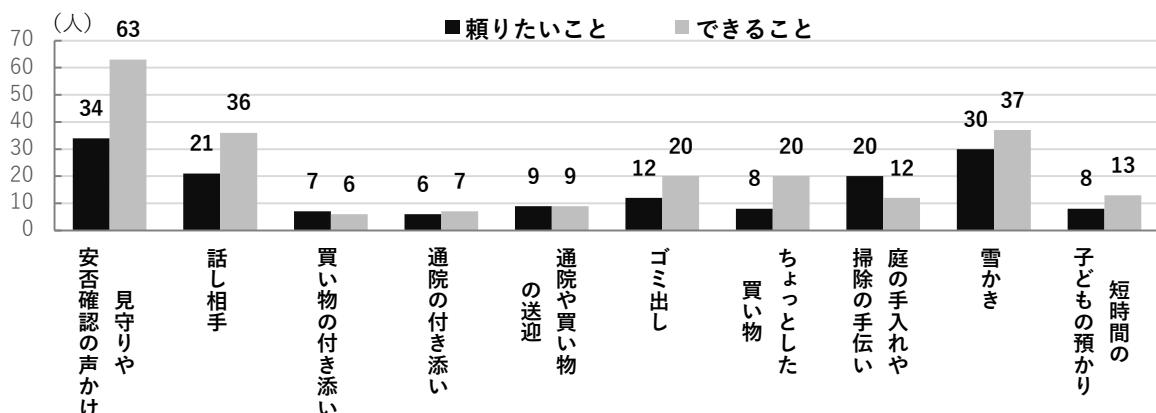


■地域での活動や福祉課題、必要な取組み等

- 地区社協では、月に1回程度の「お茶飲み会」が行われています。有志によるサロン等では子ども向けの活動の場である「かま塾」があります。
- 多くの項目で日常の生活の中で頼りたい人よりも、サポートできる人が多くなっています。
- 地区の福祉課題としては、「新型コロナウイルス感染症予防による活動の中止」が多く、次いで「課題があるかどうか、わからない」が多くなっています。地域のつながりや活動を活発化するために必要な取組みは、「顔見知りの関係を広げる」が多くなっています。

地域 主な 団体 で活動 する	地区社協の主な活動（令和元年度）
	<ul style="list-style-type: none"> 地区ごとのお茶飲み会 <月1回程度> 新入生との交流会、五平餅会 義務教育終了を祝う会 お楽しみ社会見学（研修旅行）
	有志によるサロン等
	<ul style="list-style-type: none"> かま塾の活動（子ども中心、大人がサポーター） ピンポンふれあい

日常の生活の中で頼りたいこと、サポートできること（※ア）



地区の福祉課題や必要な取組み等（※ア）

	1位	2位	3位
福祉課題として感じ、検討が必要だと思うこと (n=119)	新型コロナウイルス感染症予防のため、地域の活動が中断している(33.6%)	課題があるかどうか、わからない(23.5%)	災害が発生した際の安否確認や避難誘導の方法が共有できていない(19.3%) 自力で除雪が困難な世帯への支援体制ができていない(19.3%)
地域で集まるためにあつたらいい場 (n=121)	子どもや若者など多世代と交流できる場(37.2%)	趣味や教養を学ぶ場(35.5%)	特に目的がなくても居られる場(31.4%)
地域のつながりや活動を活発にしていくために必要な取組み(n=120)	あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる(46.7%)	住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる(26.7%)	行事や活動などイベントを見直し、見守り活動などの地域にとって重要な取組みを強化する(21.7%)
地区社協に期待する取組み(n=116)	わからない(36.2%)	気になる方への見守りのための訪問やちょっとしたお手伝い(30.2%)	高齢者の交流の場(22.4%)

※村民アンケートの結果には「※ア」と記載しています。参考値としてご覧ください。

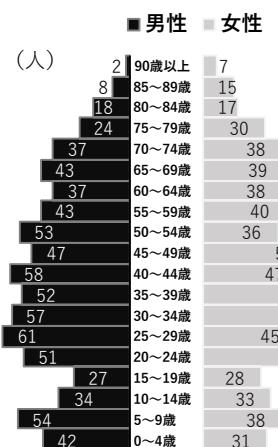
沢尻区

村の最南に位置し、地区内には上伊那農業高校、南部小学校といった教育施設があります。西天竜用水路開通以来、水田地帯として開けてきましたが、近年宅地化が進んでいます。とりわけアパートが多く、信州大学に通う学生等が多く住んでいます。樹齢360年を超える恩徳寺の大銀杏は、村指定天然記念物となっています。

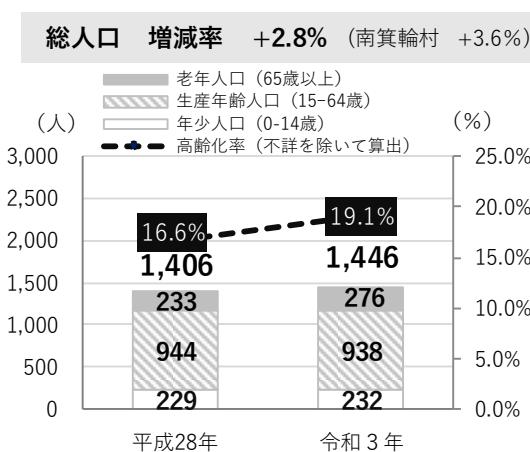
■人口・世帯等の特徴

- 人口の構造は、信州大学に通う学生等が多く住んでいることから、20~24歳が多く、高齢化率も村全体よりも低くなっています。平成28年から令和3年にかけて総人口は2.8%増加しています。
- 村全体よりも、移住者の割合が高い傾向です。持ち家の割合と区・組への加入率は12地区中最も低くなっています。

人口の構造（令和3年度）



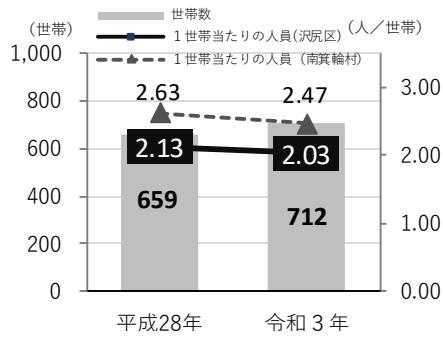
3区分年齢人口と高齢化率



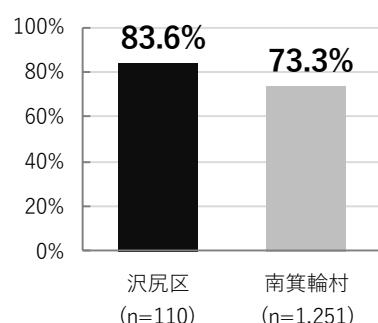
単身高齢者世帯数及び
要介護認定者数と認定率



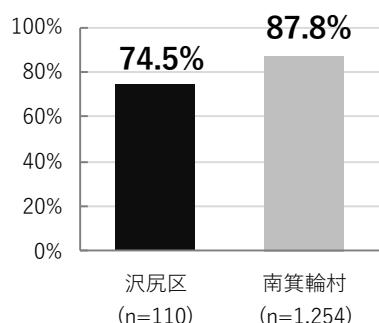
世帯数・1世帯あたり人員



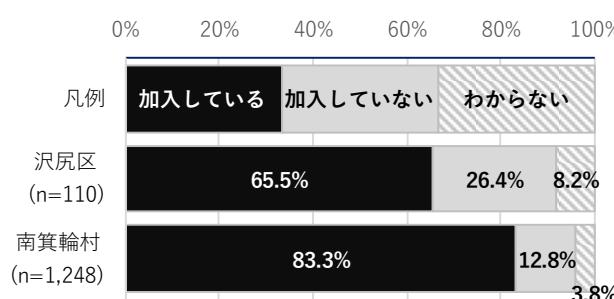
移住者の割合（※ア）



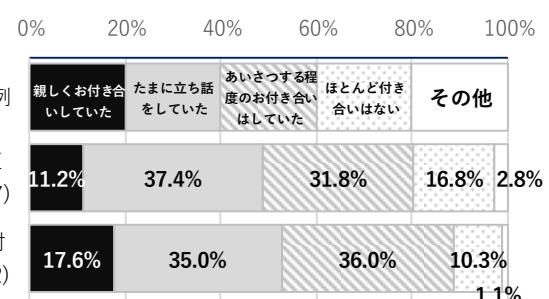
持ち家の割合（※ア）



区・組への加入状況（※ア）



ご近所付き合いの状況（※ア）

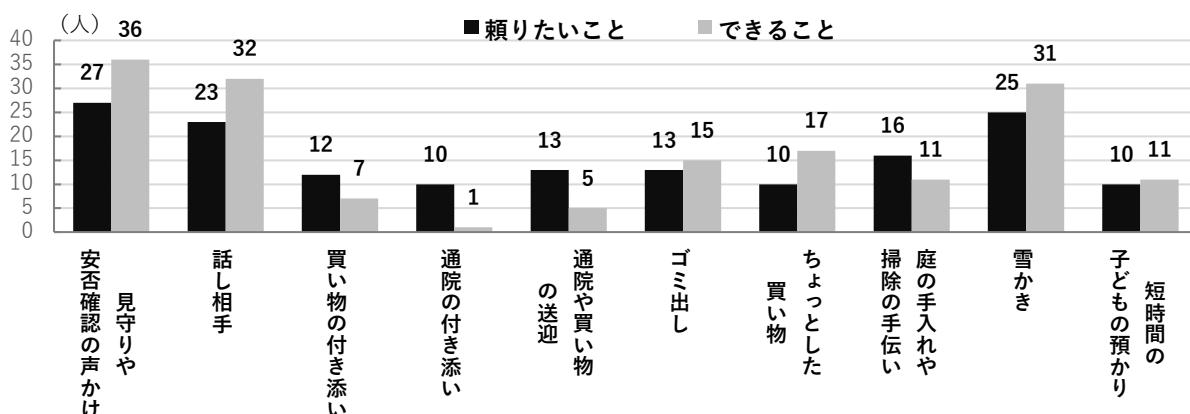


■地域での活動や福祉課題、必要な取組み等

- 地区社協では、「施設の手入れ」や「バザー」などが行われています。有志によるサロン、自然な支え合いによる活動もあります。
- 多くの項目で日常の生活の中で頼りたいことがある人よりも、サポートできる人が多くなっているものの、「買い物・通院の付き添い・送迎」では頼りたい人が多くなっています。
- 地区の福祉課題としては「課題があるかどうか、わからない」が多くなっています。
- 地域のつながりや活動を活発化するために必要な取組みは、「顔見知りの関係を広げる」が多くなっています。

地域で活動する 主な団体	地区社協の主な活動（令和元年度）
	<ul style="list-style-type: none"> 地区内施設の手入れ (草刈り、花壇の手入れ等) 区民祭でバザーの開催 日帰り温泉と昼食会 バラの鑑賞会 敬老会、体操や歌での親睦会
有志によるサロン等	<ul style="list-style-type: none"> ひいらぎ (公民館でのサロン) 自宅でのお茶会 [※自然な支え合い]

日常の生活の中で頼りたいこと、サポートできること（※ア）



地区の福祉課題や必要な取組み等（※ア）

項目	1位			2位			3位		
	課題として感じ、検討が必要だと思うこと (n=104)	新型コロナウイルス感染症予防のため、地域の活動が中断している (29.8%)	災害が発生した際の安否確認や避難誘導の方法が共有できていない(12.5%)	子どもや若者など多世代と交流できる場 (42.5%)	特に目的がなくても居られる場(39.6%)	趣味や教養を学ぶ場 (32.1%)	あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる(47.2%)	住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる (20.8%)	行事や活動などイベントを見直し、見守り活動などの地域にとって重要な取組みを強化する(19.8%)
地区で集まるため にあったらいい場 (n=106)									
地域のつながりや 活動を活発にして いくために必要な 取組み(n=106)									
地区社協に期待す る取組み(n=104)									

※村民アンケートの結果には「※ア」と記載しています。参考値としてご覧ください。

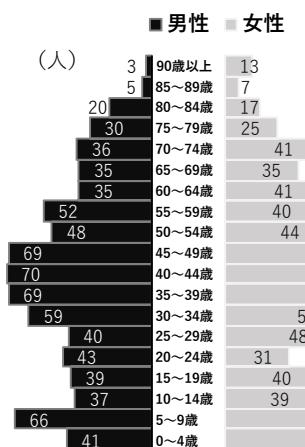
南原区

地区的西部は主に酪農地帯となっています。東部は宅地化が進み、団地も造成されています。国道361号権兵衛トンネルが開通したことにより、木曽谷からの玄関口となりました。これに伴い、景観づくりの観点から住民の手により村内初の景観育成住民協定が締結され、地区全域がその対象となりました。また、地区内には流通業の事業所も多いです。

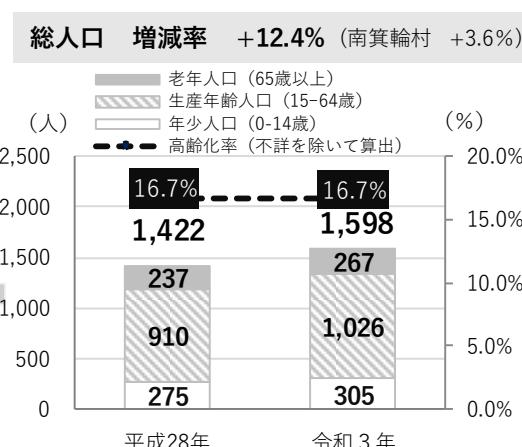
■人口・世帯等の特徴

- 人口の構造は、5~9歳と30~40代が多く、高齢化率は16.7%と12地区の中で最も低くなっています。平成28年から令和3年にかけて総人口は12.4%増加しており、12地区の中で最も高い増加率です。
- 村全体よりも、移住者の割合が高く、区・組への加入率はやや低い傾向です。

人口の構造（令和3年度）



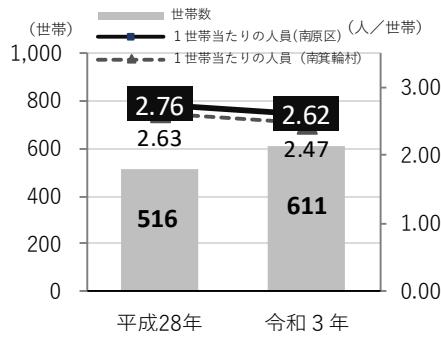
3区分年齢人口と高齢化率



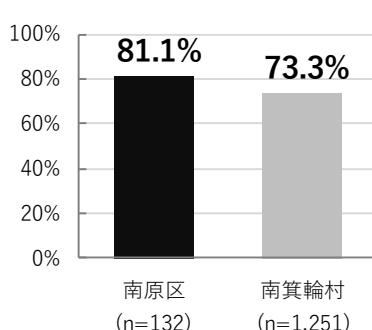
単身高齢者世帯数及び
要介護認定者数と認定率



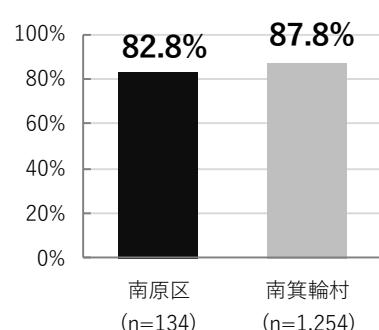
世帯数・1世帯あたり人員



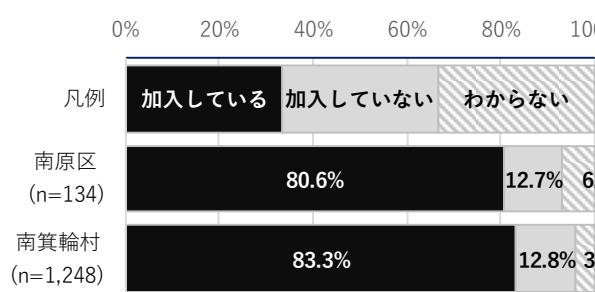
移住者の割合（※ア）



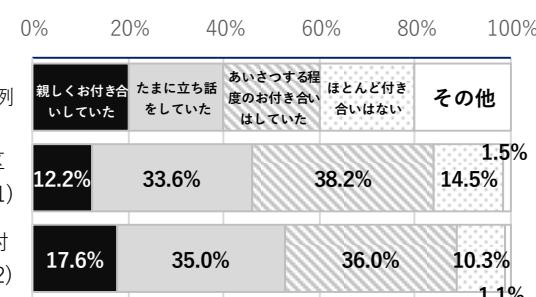
持ち家の割合（※ア）



区・組への加入状況（※ア）



ご近所付き合いの状況（※ア）

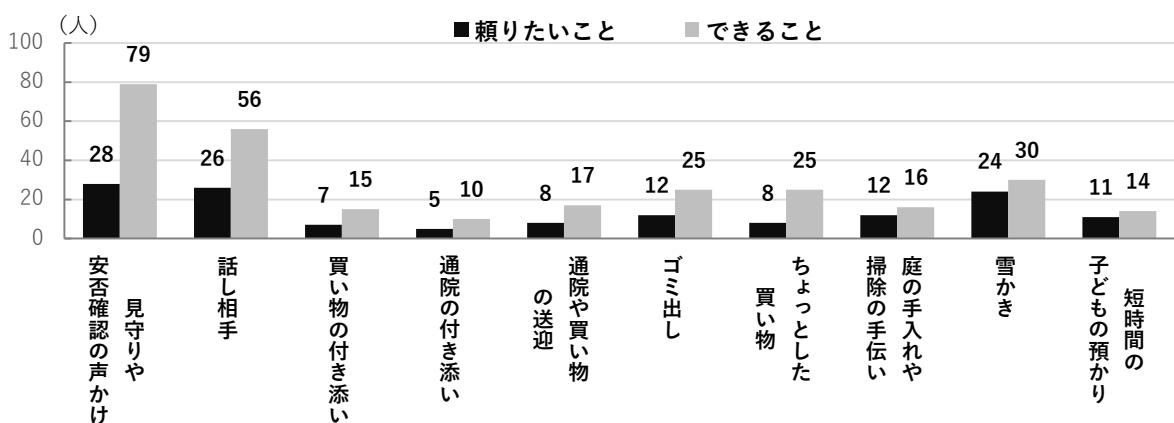


■地域での活動や福祉課題、必要な取組み等

- 地区社協では、「60歳以上対象の交流会」などシニア向けのイベントの他、「園児・小学生との交流」など子どもとの交流の場があります。また、有志によるサロン等もあります。
- 日常の生活の中で頼りたいことがある人よりも、サポートできる人が全ての項目で多くなっています。
- 地区の福祉課題としては、「新型コロナウイルス感染症予防による活動の中止」が多く、次いで「課題があるかどうか、わからない」が多くなっています。
- 地域のつながりや活動を活性化するために必要な取組みは「顔見知りの関係を広げる」が多くなっています。

地域で活動する 主な団体	地区社協の主な活動（令和元年度）
	<ul style="list-style-type: none"> 60歳以上対象の交流会（音楽レク、歴史の勉強会等） ラジオ体操（7月末～8月上旬） 園児・小学生との交流（昆虫食の講座、クリスマス会） 絵本づくり 句会、敬老会、料理教室
有志によるサロン等	<ul style="list-style-type: none"> 体操・ピンポンの会 やろう会（健康マージャンの会） 小屋でお茶会 [※自然な支え合い]

日常の生活の中で頼りたいこと、サポートできること（※ア）



地区の福祉課題や必要な取組み等（※ア）

	1位	2位	3位
福祉課題として感じ、検討が必要だと思うこと（n=130）	■ 新型コロナウイルス感染症予防のため、地域の活動が中断している(32.3%)	■ 課題があるかどうか、わからない(30.8%)	■ 災害が発生した際の安否確認や避難誘導の方法が共有できていない(19.2%)
地域で集まるためにあつたらいい場（n=130）	■ 特に目的がなくとも居られる場(42.3%)	■ 子どもや若者など多世代と交流できる場(40.8%)	■ 趣味や教養を学ぶ場(36.9%)
地域のつながりや活動を活性化していくために必要な取組み(n=129)	■ あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる(43.4%)	■ 住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる(29.5%)	■ 行事や活動などイベントを見直し、見守り活動などの地域にとって重要な取組みを強化する(20.9%)
地区社協に期待する取組み(n=125)	■ わからない(32.0%)	■ 気になる方への見守りのための訪問やちょっとしたお手伝い(29.6%)	■ 高齢者の交流の場(21.6%)

※村民アンケートの結果には「※ア」と記載しています。参考値としてご覧ください。

大芝区

戦後開拓されて以来、酪農を中心とした畑作農業が盛んな地区です。メロンやいちごの水耕栽培や、堆肥を発酵させて有機肥料にする取組みなども行われています。地区の西には大芝高原、東には老人ホーム等の福祉施設が位置しています。

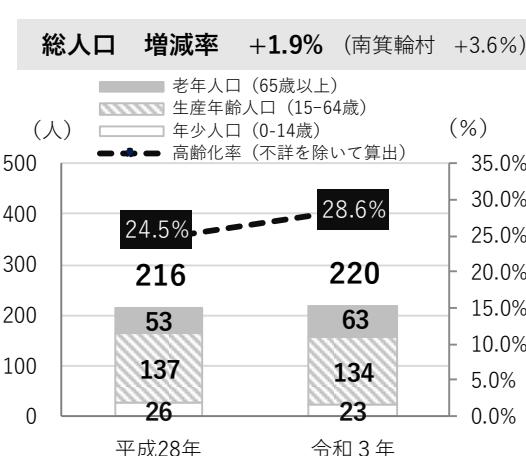
■人口・世帯等の特徴

- 人口の構造は、高齢者福祉施設があるため、80歳以上の高齢者が多くなっています。
- 高齢者福祉施設入所者以外で、高齢化率を見ると令和3年は28.6%となっています。また、平成28年から令和3年にかけて総人口は1.9%増加しています。
- 村全体よりも、移住者の割合は低い傾向にあります。

人口の構造（令和3年度）



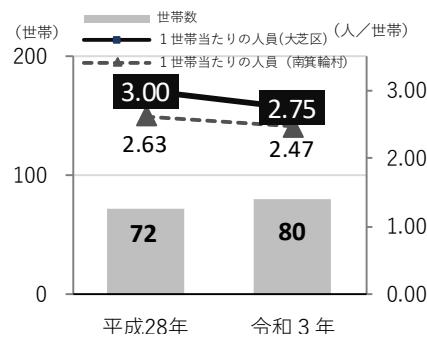
3区分年齢人口と高齢化率



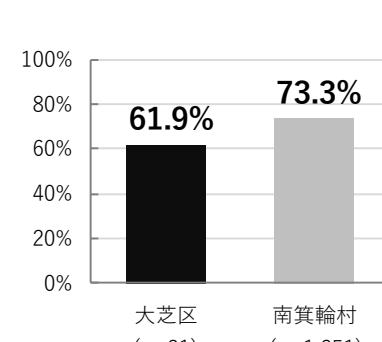
単身高齢者世帯数及び要介護認定者数と認定率



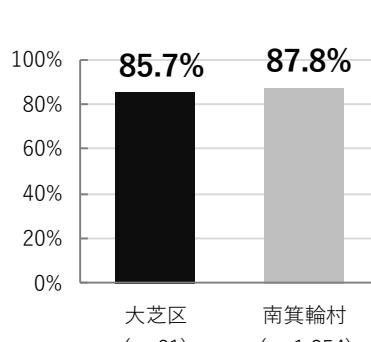
世帯数・1世帯あたり人員



移住者の割合（※ア）



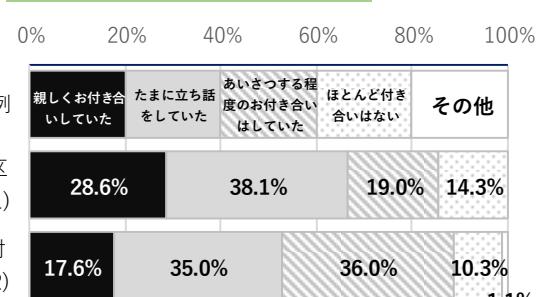
持ち家の割合（※ア）



区・組への加入状況（※ア）



ご近所付き合いの状況（※ア）

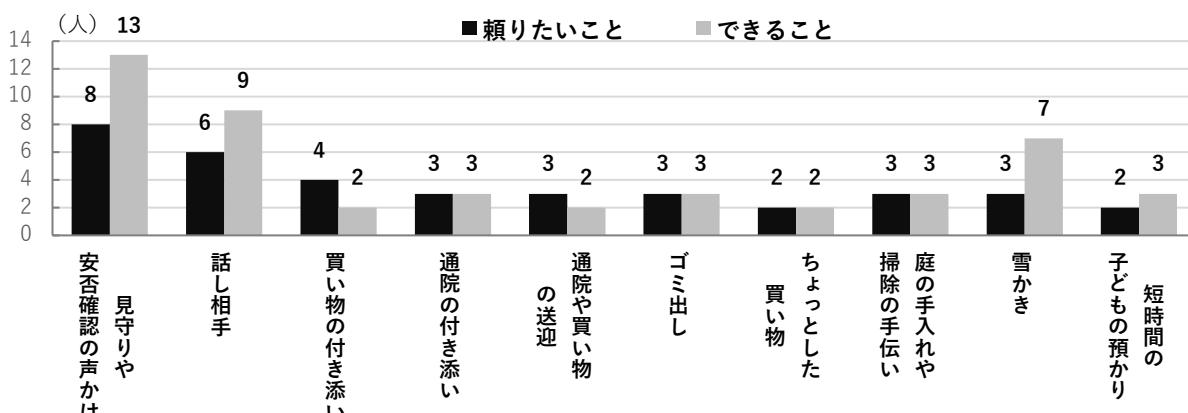


■地域での活動や福祉課題、必要な取組み等

- 地区には、有志によるサロン「ご近所女子会」があります。
- 「見守りや安否確認の声かけ」、「話し相手」、「雪かき」は日常の生活の中で頼りたい人よりも、サポートできる人が多くなっています。
- 地区の福祉課題としては、「新型コロナウイルス感染症予防による活動の中止」が多く、次いで「移動手段がなく困っている人がいる」、「高齢者が暮らしにくい」が多くなっています。

地域で活動する 主な団体	有志によるサロン等 <ul style="list-style-type: none"> ● ご近所女子会（多彩な内容のサロン）
-------------------------	---

日常の生活の中で頼りたいこと、サポートできること（※ア）



地区の福祉課題や必要な取組み等（※ア）

	1位	2位	3位
福祉課題として感じ、検討が必要だと思うこと(n=21)	■ 新型コロナウイルス感染症予防のため、地域の活動が中断している(42.9%)	■ 車が運転できないなど、移動手段がなく困っている人がいる(38.1%)	■ 高齢者が暮らしにくい(28.6%)
地域で集まるためにあったらいい場(n=21)	■ 特に目的がなくても居られる場(42.9%)	■ 簡単な体操など、体を動かす場(38.1%)	■ 子どもや若者など多世代と交流できる場(38.1%)
地域のつながりや活動を活発にしていくために必要な取組み(n=19)	■ あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる(47.4%)	■ 住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる(31.6%)	■ 賃貸アパートの入居者など、新たに住む人の関係づくりを強化する(31.6%)
地区社協に期待する取組み(n=21)	■ 気になる方への見守りのための訪問やちょっとしたお手伝い(33.3%)	■ 送迎サービス(33.3%)	■ 高齢者の交流の場(23.8%) ■ 高齢者と子どもなど多世代の交流の場(23.8%) ■ わからない(23.8%)

※村民アンケートの結果には「※ア」と記載しています。参考値としてご覧ください。

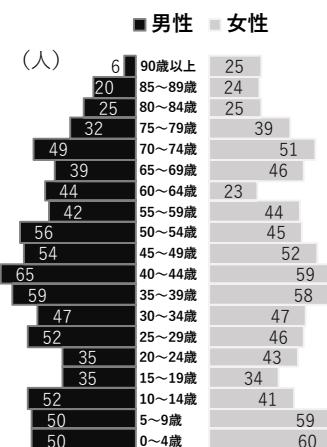
大泉区

古くから春日街道沿いの宿場として栄え、大和泉神社、勝光寺などの史跡や鹿祭り、「御嶽山（江戸時代から受け継がれる祝い歌）」など、今に残る伝統文化が多い地区です。地理的に扇状地の中間にあたるため、かつては水の確保が困難で、住民は大泉所山から水を引き、横井戸を掘るなどの事業を実施しました。

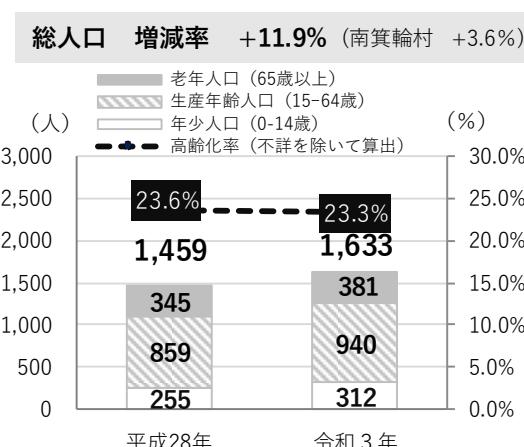
■人口・世帯等の特徴

- 人口の構造は、平成28年から令和3年にかけて総人口は11.9%増加しており、南原区に次いで高い人口増加率となっています。
- 村全体よりも、持ち家の割合が高く、区・組への加入率も高い傾向です。

人口の構造（令和3年度）



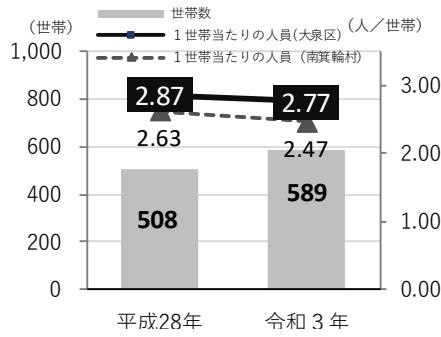
3区分年齢人口と高齢化率



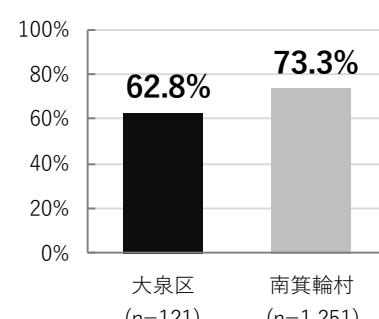
単身高齢者世帯数及び要介護認定者数と認定率



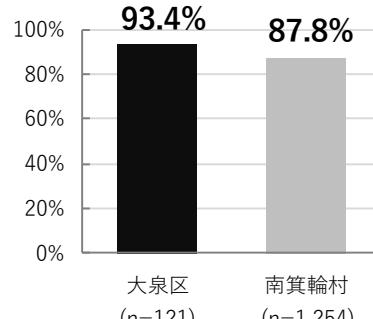
世帯数・1世帯あたり人員



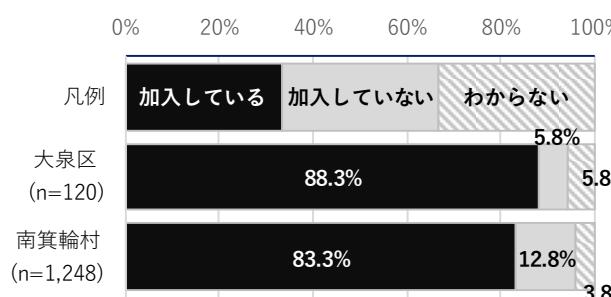
移住者の割合 (※ア)



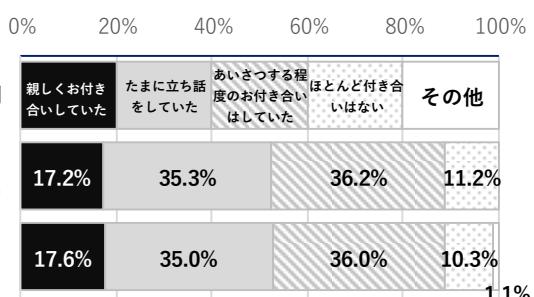
持ち家の割合 (※ア)



区・組への加入状況 (※ア)



ご近所付き合いの状況 (※ア)

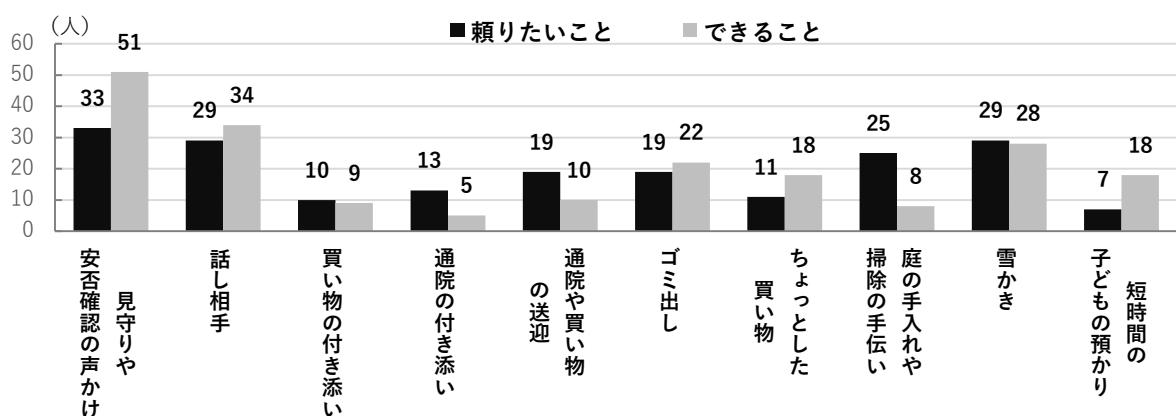


■地域での活動や福祉課題、必要な取組み等

- 地区社協（日の出の会）では、「小学生との交流」など子どもとの交流の場が行われています。また、有志によるサロン等も多くあります。
- 「見守りや安否確認の声かけ」や「話し相手」は頼りたい人よりも、サポートできる人が多くなっています。「買い物・通院の付き添い・送迎」や「庭の手入れ・掃除の手伝い」は頼りたい人が上回っています。
- 地区の福祉課題としては、「新型コロナウイルス感染症予防による活動の中止」が多く、次いで「課題があるかどうか、わからない」が多くなっています。

地域で活動する 主な団体	地区社協の主な活動【日の出の会】（令和元年度）					
	● 焚却施設や博物館等の見学、研修	● 小学生との交流（料理教室、七夕まつり、6年生を送る会）	● 社協まつりへの参加	● クリスマス会	● すこやか健康教室	
有志によるサロン等						
● 福寿会（老人クラブ） ● おいでなんしょ縁側サロン ● ホタルの会						

日常の生活の中で頼りたいこと、サポートできること（※ア）



地区の福祉課題や必要な取組み等（※ア）

	1位	2位	3位
福祉課題として感じ、検討が必要だと思うこと (n=113)	■ 新型コロナウイルス感染症予防のため、地域の活動が中断している(30.1%)	■ 課題があるかどうか、わからない(28.3%)	■ 車が運転できないなど、移動手段がなく困っている人がいる(23.9%)
地域で集まるためにあつたらいい場 (n=120)	■ 子どもや若者など多世代と交流できる場(35.8%)	■ 特に目的がなくても居られる場(31.7%)	■ 気軽におしゃべりが楽しめる場(26.7%)
地域のつながりや活動を活発にしていくために必要な取組み(n=111)	■ あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる(44.1%)	■ 住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる(30.6%)	■ 行事や活動などイベントを見直し、見守り活動などの地域にとって重要な取組みを強化する(24.3%)
地区社協に期待する取組み(n=112)	■ わからない(30.4%)	■ 気になる方への見守りのための訪問やちょっとしたお手伝い(24.1%)	■ 送迎サービス(22.3%)

※村民アンケートの結果には「※ア」と記載しています。参考値としてご覧ください。

北原区

村の北に位置し、箕輪町と接しています。戦後開拓地のひとつです。伊那西部広域農道沿いには、工業団地が形成されています。

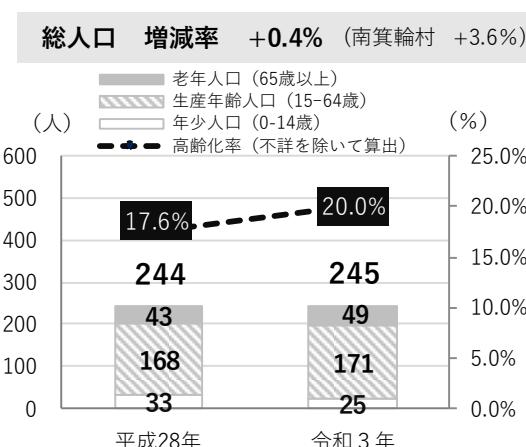
■人口・世帯等の特徴

- 人口の構造は、高齢者福祉施設があるため、80歳以上の高齢者が多くなっています。
- 高齢者福祉施設入所者以外で、3区分年齢人口を見ると生産年齢人口が一定数いるため、高齢化率は20.0%と村全体を下回っています。平成28年から令和3年にかけて総人口は0.4%増加とほぼ一定です。
- 人口や世帯数は12地区と比較すると、大芝区に次いで少なく人口規模の小さな地区です。
- 持ち家の割合や区・組への加入率は、村全体と同水準の傾向です。

人口の構造（令和3年度）



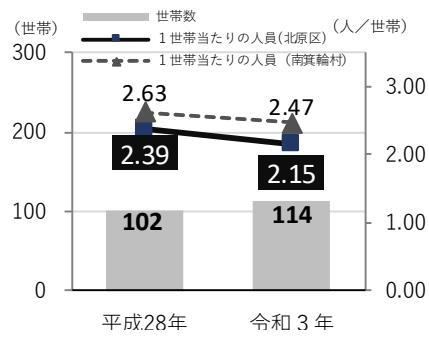
3区分年齢人口と高齢化率



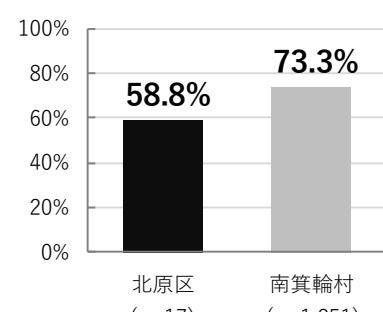
単身高齢者世帯数及び要介護認定者数と認定率



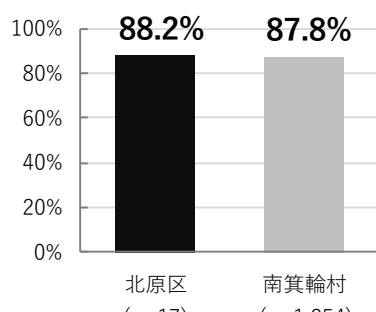
世帯数・1世帯あたり人員



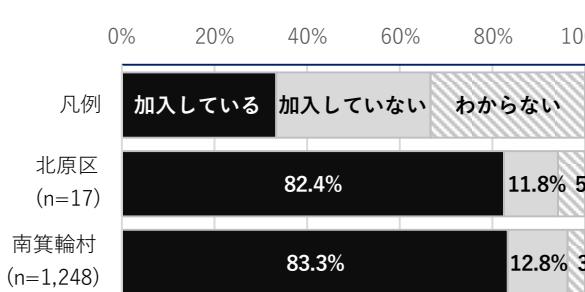
移住者の割合（※ア）



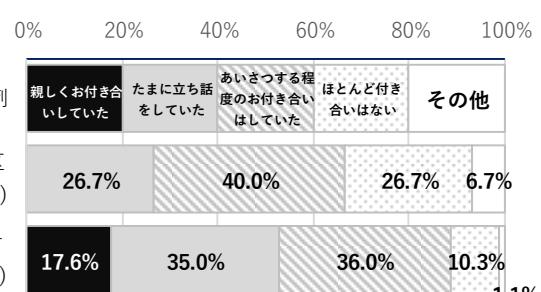
持ち家の割合（※ア）



区・組への加入状況（※ア）



ご近所付き合いの状況（※ア）

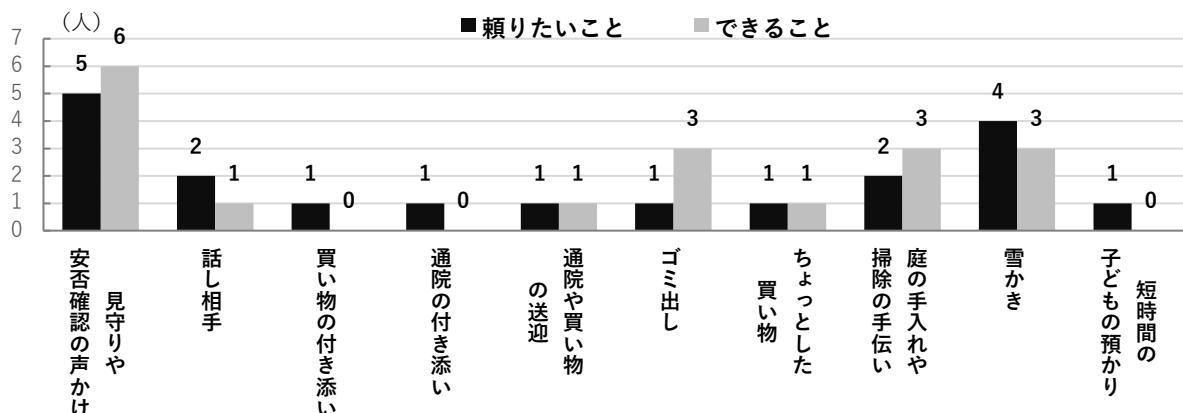


■地域での活動や福祉課題、必要な取組み等

- 地区社協（きたのはらの会）では、2ヶ月に1回程度「プラザ北原」が行われる他、「バスでの近場への旅行企画」や「スポーツ大会」などが行われています。
- 「見守りや安否確認の声かけ」で日常の生活の中で頼りたい人と、サポートできる人がともに多くなっています。
- 地区の福祉課題としては「課題があるかどうか、わからない」が多くなっています。

地域で活動する主な団体	地区社協の主な活動 [きたのはらの会] (令和元年度) <ul style="list-style-type: none"> ● プラザ北原(区民との交流・サロン) <2カ月に1回程度> ● バスでの近場への旅行企画 ● スポーツ大会 (マレットゴルフ、ソフトバレー等) ● 北原区を語る会 ● 北原区夏祭り、花火大会
--------------------	---

日常の生活の中で頼りたいこと、サポートできること（※ア）



地区の福祉課題や必要な取組み等（※ア）

1位				2位				3位			
福祉課題として感じ、検討が必要だと思うこと(n=16)	■ 課題があるかどうか、わからない(37.5%)	■ 高齢者が暮らしにくい(18.8%)	■ 新型コロナウイルス感染症予防のため、地域の活動が中断している(18.8%)								
地域で集まるためにあつたらいい場(n=17)	■ 特にない(41.2%)	■ 簡単な体操など、体を動かす場(29.4%)	■ 特に目的がなくても居られる場(29.4%)								
地域のつながりや活動を活発にしていくために必要な取組み(n=16)	■ あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる(43.8%)	■ わからない(37.5%)	■ 行事や活動などイベントを見直し、見守り活動などの地域にとって重要な取組みを強化する(18.8%)								
地区社協に期待する取組み(n=17)	■ 気になる方への見守りのための訪問やちょっとしたお手伝い(35.3%)	■ わからない(29.4%)	■ 特になく、現状のままでよい(29.4%)								

※村民アンケートの結果には「※ア」と記載しています。参考値としてご覧ください

2 用語解説索引

用語の解説は、それぞれ以下のページに記載しています。

あ行

- ICT(アイシーティー) P42
- アウトリーチ P40
- インクルーシブ P30
- インフォーマル・サービス P22
- SNS(エスエヌエス) P30
- NPO(エヌピーオー) P23
- LGBTQ(エルジービーティーキュー) P27

か行

- 通いの場 P17
- 合計特殊出生率 P9
- 更生保護サポートセンター P26
- 子育て世代包括支援センター P23
- 個別避難計画 P44

さ行

- 災害時住民支え合いマップ P44
- 自己肯定感 P4
- 自己有用感 P4
- 自主防災組織 P44
- 市町村長申立て（村長申立て） P6
- 社会を明るくする運動 P48
- 障がい者就業・生活支援センター P26
- 少年警察ボランティア P48
- スクールカウンセラー P48
- スクールソーシャルワーカー P25
- 生活支援コーディネーター
(地域支え合い推進員) P25
- 生活支援サービス"みなみちゃん" P36

た行

- たけのこ園 P13
- 地域包括ケアシステム P3

- 地域包括支援センター P23
- 中核機関 P6
- 特殊詐欺 P22

な行

- 入居保証・生活支援事業 P44

は行

- 8050 問題 P1
- バリアフリー P42
- PDCA サイクル
(ピーディーシーエーサイクル) P59
- ひとり暮らし高齢者緊急時通報体制 P44
- 避難行動要支援者 P44
- フォーマル・サービス P22
- 副学籍制度 P30
- プレイリーダー P34
- 防災士 P44
- 保護観察（官/所） P48
- 保護司 P25
- ぽっかぽかの家 P32

ま行

- まいさぼ上伊那 P25
- まっくん生活支え愛事業 P18
- 南箕輪村権利擁護ネットワーク連携協議会 P7

や行

- やさしい日本語 P42
- ヤングケアラー P25
- ユニバーサルデザイン P42
- 要援護者台帳 P44

ら行

- 老老介護 P1

3 策定の経過

南箕輪村福祉計画策定懇話会

回	開催日	内容
1	令和3年10月14日（木）	<ul style="list-style-type: none">● 地域福祉計画について● 策定スケジュールについて● 第1次計画の振り返り
2	令和3年11月24日（水）	<ul style="list-style-type: none">● 第2次計画策定に係る村民アンケートの結果について● 骨子案について● ワークショップについて（報告）● その他
3	令和4年1月20日（木）	<ul style="list-style-type: none">● 第2次計画（素案）について
4	令和4年3月17日（木）	<ul style="list-style-type: none">● 第2次計画（案）について

南箕輪村権利擁護ネットワーク連携協議会*の専門部会

回	開催日	内容
1	令和3年12月3日（金）	<ul style="list-style-type: none">● 第2次南箕輪村地域福祉計画策定にかかる村民アンケートの主な結果の報告● 成年後見制度利用促進計画ニーズ調査の結果について● 国の成年後見制度利用促進基本計画（中間とりまとめ）の概要について● アンケート結果及び骨子案について
2	令和4年1月18日（火）	<ul style="list-style-type: none">● 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（最終とりまとめ）の概要について● 第2次計画（成年後見制度利用促進計画）について

4 南箕輪村福祉計画策定懇話会 設置要綱・委員名簿

南箕輪村福祉計画策定懇話会設置要綱

平成 10 年 11 月 30 日

告示第 55 号

改正 平成 17 年 6 月 30 日告示第 39 号

平成 20 年 8 月 1 日告示第 48 号

平成 23 年 9 月 16 日告示第 48 号

平成 27 年 4 月 1 日告示第 18 号

平成 28 年 3 月 17 日告示第 22 号

平成 28 年 9 月 28 日告示第 73 号

(設置)

第 1 条 高齢者及び障がい者等の福祉計画の策定及び見直しに関する検討を行うために、南箕輪村福祉計画策定懇話会（以下「策定懇話会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 策定懇話会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護保険事業計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 高齢者福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) 障がい者福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (4) 地域福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (5) 前号までに掲げるもののほか、この目的を達成するために必要と認める事業

(組織)

第 3 条 策定懇話会の委員は 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる関係機関及び関係者の内から村長が任命する。

- (1) 南箕輪村議会
- (2) 南箕輪区長会
- (3) 南箕輪村公民館
- (4) 南箕輪村社会福祉協議会
- (5) 南箕輪村老人クラブ連合会
- (6) 南箕輪村民生児童委員協議会
- (7) 南箕輪村内医師の代表
- (8) 南箕輪村食生活改善推進協議会
- (9) 南箕輪村ボランティア連絡協議会
- (10) 南箕輪村身体障害者福祉協会
- (11) 南箕輪村知的障害者育成会
- (12) 南箕輪村赤十字奉仕団
- (13) JA 上伊那
- (14) 南箕輪村商工会
- (15) その他村長が必要と認めた者

(任期)

第4条 策定懇話会委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期は、現に行っている第2条に規定する計画の策定又は見直しが終了するまで延長することができるものとする。

(会長)

第5条 策定懇話会に会長をおき、委員が互選する。

2 会長は会務を総理し、策定懇話会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 策定懇話会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(部会)

第7条 策定懇話会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指定した委員が職務を代理する。

(庶務)

第8条 策定懇話会の庶務は、健康福祉課が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定懇話会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成10年11月1日から適用する。

附 則（平成17年6月30日告示第39号）

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成20年8月1日告示第48号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月16日告示第48号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第18号）

この要綱は、公布の日から施行する。

前 文（平成28年3月17日告示第22号抄）

平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月28日告示第73号）

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

南箕輪村福祉計画策定懇話会委員名簿

任期：令和2年10月1日～令和4年9月30日

所属団体等・役職等	氏 名	備考
南箕輪村議會議員	三澤 澄子	
南箕輪村区長会	高木 武	令和3年10月1日～
南箕輪村公民館長	福澤 勇	令和3年10月1日～
南箕輪村社会福祉協議会会长	宮下 努	令和3年10月1日～
南箕輪村民生児童委員協議会	森本 清	
南箕輪村民生児童委員協議会	原 千香子	
南箕輪村医師の代表	高原 健治	
南箕輪村食生活改善推進協議会会长	入戸 幸子	
南箕輪村ボランティア連絡協議会会长		令和3年度の会議が開催できておらず、会長不在
南箕輪村身体障がい者福祉協会会长	孕石 勝市	
南箕輪村手をつなぐ育成会代表	有賀 一夫	
南箕輪村赤十字奉仕団委員長	清水 すみゑ	令和3年10月1日～
J A上伊那南箕輪支所長	山本 ゆかり	
南箕輪村商工会事務局長	西藤 丈司	令和3年10月1日～
公募委員	笹沼 美保	

5 南箕輪村権利擁護ネットワーク連携協議会の専門部会 設置要綱・委員名簿

南箕輪村権利擁護ネットワーク連携協議会設置要綱

令和2年3月3日告示第7号

(設置)

第1条 司法、医療、福祉等の地域連携体制を構築し、虐待その他の権利侵害の防止及び成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援を推進するため、南箕輪村権利擁護ネットワーク連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 権利擁護の普及啓発に関する事項
- (2) 虐待その他の権利侵害の防止に関する事項
- (3) 成年後見制度の利用促進に関する事項
- (4) 地域連携による権利擁護支援に関する事項
- (5) 権利擁護支援が必要な者の把握及びその対応等に関する事項
- (6) 村が策定する権利擁護についての計画に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、権利擁護の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 司法、医療、福祉及び保健関係者
- (2) 識見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、役職により委嘱された委員の任期は、その在職期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、会長が委員の中から指名する。

3 前項の規定にかかわらず、村長は会長の意見を聴いて、委員以外の者を部会の構成員に委嘱することができる。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員及び委員であった者並びに会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

南箕輪村権利擁護ネットワーク連携協議会*

成年後見制度利用促進計画策定に係る専門部会 委員名簿

区分	所属機関	氏名
弁護士	ひなた法律事務所	太田 明良
司法書士	戸田雅博司法書士事務所	戸田 雅博
社会福祉士	伊那市役所福祉相談課	小松 真樹
行政書士	平沢友子行政書士事務所	平沢 友子
介護支援専門員	スローライフ	上田 美咲里
障がい者総合支援センター	上伊那障がい者総合支援センター きらりあ	相野田 智昭
成年後見センター	上伊那成年後見センター	毛利 公子
社会福祉協議会	南箕輪村社会福祉協議会	唐木 雅彦
民生委員	南箕輪村民生児童委員協議会	三井 忠人



第2次南箕輪村地域福祉計画

(南箕輪村成年後見制度利用促進計画・南箕輪村再犯防止推進計画)

令和4年3月

編集・発行 / 南箕輪村（健康福祉課）

〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村 4825 番地 1

TEL : 0265-72-2104 (代表)

FAX : 0265-73-9799

E メール : fukushi-c@vill.minamiminowa.lg.jp